

地方交付税制度に関する島根研究会
報告書

平成25年9月25日

～はじめに～

過疎や中山間・離島といった課題を抱え、財政基盤が脆弱な島根県の市町村においては、地方交付税は安定した財政運営を行うための、まさに「命綱」である。

一方、「平成の大合併」を実施した団体の普通交付税における合併算定替の縮減は平成27年度から始まり、島根県の合併した15市町村における影響額は約250億円（全国ベースでは約9千億円）と試算されている。

この影響は極めて大きく、対応を検討するため、県（市町村課）・市長会・町村会で協議を行い、県内19市町村と島根県とで「地方交付税制度に関する島根研究会」を平成24年9月に設置し、検討を開始した。

検討する中で、「平成の大合併」を経て広域化した市町村に発生した新たな財政需要の他、過疎や中山間・離島といった地域事情に起因する財政需要について問題点が指摘され、これに対応する普通交付税の改善点等について市町村からの意見をまとめ、平成25年3月に中間報告書を作成した。

その後、研究会において中間報告書をベースに各市町村の現状、とりわけ支所の状況や決算と交付税措置との比較などのデータ収集と分析そして検討を加え、普通交付税の改善点等について取りまとめたのが、この報告書である。

そして、この報告書を基に、島根県の全19市町村と島根県が共同で地方交付税法に基づく意見申出として、国へ算定方法の改善要望を提言するものである。

各々の市町村の実情に沿って、地方交付税制度が持つ「財源調整機能」と「財源保障機能」が適切に確保されるよう、当研究会では来年度以降もこの研究会での議論を継続しより深め、地方交付税の充実に向けた提言を実施していきたいと考えている。

目次

はじめに

第1章 地方交付税の本旨と島根県の実態	…	1
1 島根県市町村の財政力の実態	…	3
2 交付税算定における全国と島根県市町村との規模の比較	…	6
3 交付税算定における適正な財源措置の必要性	…	11
4 交付税措置と決算との乖離の許容される範囲	…	12
第2章 各行政項目への交付税措置状況	…	15
1 各行政項目分析の手法	…	17
2 各行政項目分析		
①消防費	…	19
②給食経費	…	28
③要保護児童生徒に関する経費	…	32
④公民館関係経費	…	34
⑤保育所経費	…	38
⑥清掃費	…	42
⑦電算処理経費	…	48
3 市町村民税所得割の分析	…	50
第3章 合併後新たに発生した需要	…	55
1 支所	…	57
第4章 更なる適正な交付税措置のために	…	65
1 離島	…	67
2 小規模団体	…	70

第1章

地方交付税の本旨と島根県の実態

1. 島根県市町村の財政力の実態

島根県の市町村は、平成16年4月1日現在では59市町村（8市41町10村）で構成されていたが、平成の大合併等を経て、平成24年4月1日現在では19市町村（8市10町1村）で構成されている。



島根県市町村の主な財政指標を示したのが表①である。

島根県市町村平均の財政力指数は全国平均0.51（H23 地方財政状況調査）を大きく下回る0.37（市：0.44、町村：0.16）（H24 地方財政状況調査）であり、地方交付税なくしては財政運営が行いえないことは自明である。

また、表②で示す歳入全体に占める地方交付税の額も、県平均では37%と最も割合が高く、このことから、地方交付税が島根県市町村の最も主要かつ不可欠な財源であることが示される。

表①

島根県市町村 財政指標（平成24年度地方財政状況調査）

※人口は平成22年国勢調査

（百万円、％）

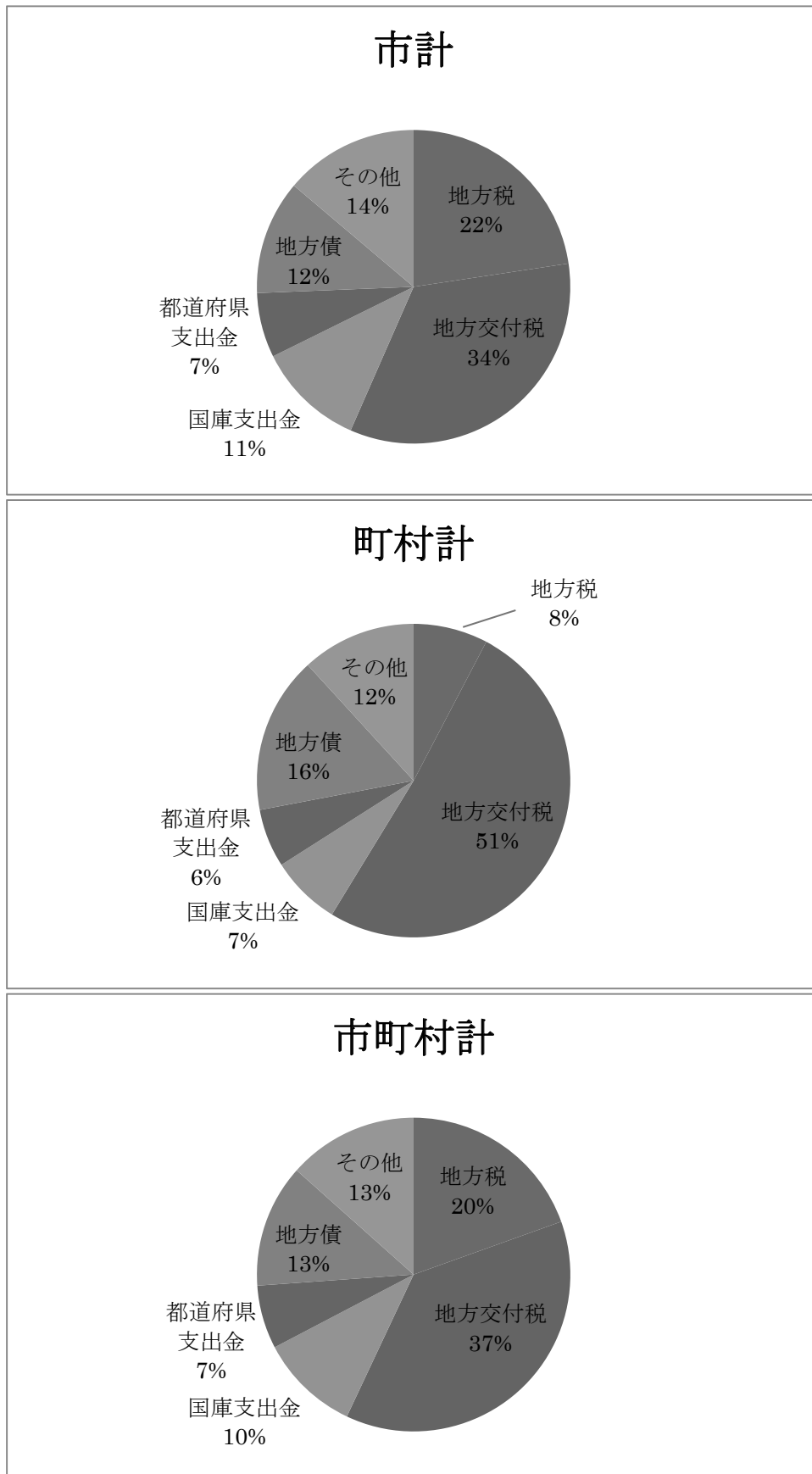
市町村名	人口	財政力指数	標準財政規模	経常収支比率	実質公債費比率
松江市	208,613	0.55	56,290	90.2	18.4
浜田市	61,713	0.42	20,188	87.3	14.5
出雲市	171,485	0.48	47,039	91.9	21.0
益田市	50,015	0.40	15,109	92.3	16.1
大田市	37,996	0.28	13,960	91.9	16.8
安来市	41,836	0.36	14,509	89.6	15.3
江津市	25,697	0.34	8,619	96.4	16.4
雲南市	41,917	0.24	19,421	87.6	16.0
奥出雲町	14,456	0.16	8,212	83.0	18.6
飯南町	5,534	0.14	4,386	87.5	17.0
川本町	3,900	0.16	2,225	95.7	18.5
美郷町	5,351	0.14	4,037	84.3	13.9
邑南町	11,959	0.17	7,928	94.1	15.1
津和野町	8,427	0.17	5,116	87.8	15.1
吉賀町	6,810	0.16	4,120	81.1	10.9
海士町	2,374	0.09	2,212	93.3	17.8
西ノ島町	3,136	0.13	2,216	81.0	12.5
知夫村	657	0.07	761	95.5	14.8
隠岐の島町	15,521	0.18	9,036	88.2	17.2
市計	639,272	0.44	195,135	90.6	17.7
町村計	78,125	0.16	50,248	87.6	15.8
市町村計	717,397	0.37	245,383	90.0	17.4

＜参考・全国平均＞（平成23年度地方財政状況調査）

	人口	財政力指数	標準財政規模	経常収支比率	実質公債費比率
全国平均	—	0.51	—	90.3	9.9

表②

島根県の市計・町村計・市町村計の歳入全体に占める地方交付税の割合
(平成 24 年度地方財政状況調査)



2. 交付税算定における全国と島根県市町村との規模の比較

普通交付税の算定の基礎式は、 $\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$ である。

この単位費用の積算にあたって標準団体（「標準的な条件を備えた団体」又は「標準的な規模の施設」）が設定されている。

標準団体としての一般的な条件は、特別な事情のない通常の地方公共団体と想定されており、市町村分の交付税の標準団体としては、

- ・人口10万人
- ・面積160km²
- ・世帯数41,000世帯などが設定されている。

その標準団体と島根県市町村の主要指標について表したのが下記表③である。

表③
島根県市町村と標準団体の主要データ比較

市町村名	人口 (H22国調)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	65歳以上人口		75歳以上人口		世帯数 (H22国調)
					割合		割合	
松江市	208,613	573.01	364	50,512	24.2%	26,875	12.9%	81,166
浜田市	61,713	689.60	89	18,450	29.9%	10,571	17.1%	24,972
出雲市	171,485	624.13	275	44,584	26.0%	24,989	14.6%	55,952
益田市	50,015	733.24	68	15,466	30.9%	8,706	17.4%	19,243
大田市	37,996	436.12	87	13,162	34.6%	8,032	21.1%	14,312
安来市	41,836	420.97	99	12,760	30.5%	7,165	17.1%	12,820
江津市	25,697	268.51	96	8,521	33.2%	5,027	19.6%	10,320
雲南市	41,917	553.37	76	13,787	32.9%	8,490	20.3%	12,905
奥出雲町	14,456	368.06	39	5,295	36.6%	3,316	22.9%	4,713
飯南町	5,534	242.84	23	2,180	39.4%	1,408	25.4%	1,944
川本町	3,900	106.39	37	1,618	41.5%	1,046	26.8%	1,666
美郷町	5,351	282.92	19	2,278	42.6%	1,471	27.5%	2,157
邑南町	11,959	419.22	29	4,850	40.6%	3,192	26.7%	4,510
津和野町	8,427	307.09	27	3,487	41.4%	2,114	25.1%	3,411
吉賀町	6,810	336.29	20	2,717	39.9%	1,718	25.2%	2,805
海士町	2,374	33.52	71	924	38.9%	563	23.7%	1,052
西ノ島町	3,136	56.05	56	1,240	39.5%	751	23.9%	1,477
知夫村	657	13.70	48	305	46.4%	162	24.7%	326
隠岐の島町	15,521	242.95	64	5,262	33.9%	3,140	20.2%	6,468
市計	639,272	4,298.95	149	177,242	27.7%	99,855	15.6%	231,690
町村計	78,125	2,409.03	32	30,156	38.6%	18,881	24.2%	30,529
市町村計	717,397	6,707.98	107	207,398	28.9%	118,736	16.6%	262,219
標準団体	100,000	160.00	625	26,000	26.0%	15,000	15.0%	41,000

この表③から読み取れるのは、島根県の市町村においては、

- ・人口密度が標準団体625人/km²より低い団体ばかりであり、しかも度合いがかなり小さい。

島根県内で最も人口密度の高い松江市でも標準団体の半分程度である。

- ・標準団体の行政区域面積160km²と比較して、広範な行政区域を有する団体が殆どである。

島根県内の市町村から見たときには、

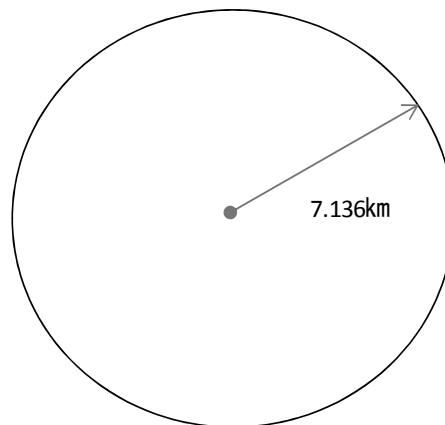
標準団体とは、「人口密度が高く、行政区域の小さい、コンパクトな団体」であり、島根県のどの市町村よりも、行政運営が効率的に行うことが可能と推察される。

また、このことを標準団体を具体化させてみることで確認してみる。

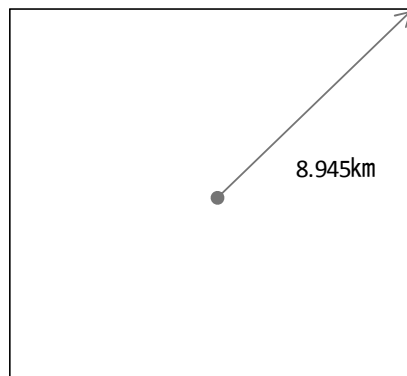
図④

標準団体の規模:イメージ

標準団体の 人口100,000人 面積160km²とは
仮に完全に形状が円で、市役所や消防署が中心の団体であったとすると、
中心から最も遠い地域への距離は半径と等しくなり、
半径の長さは $160\text{km}^2 = \pi r^2$ なので、 $r=7.136\text{km}$



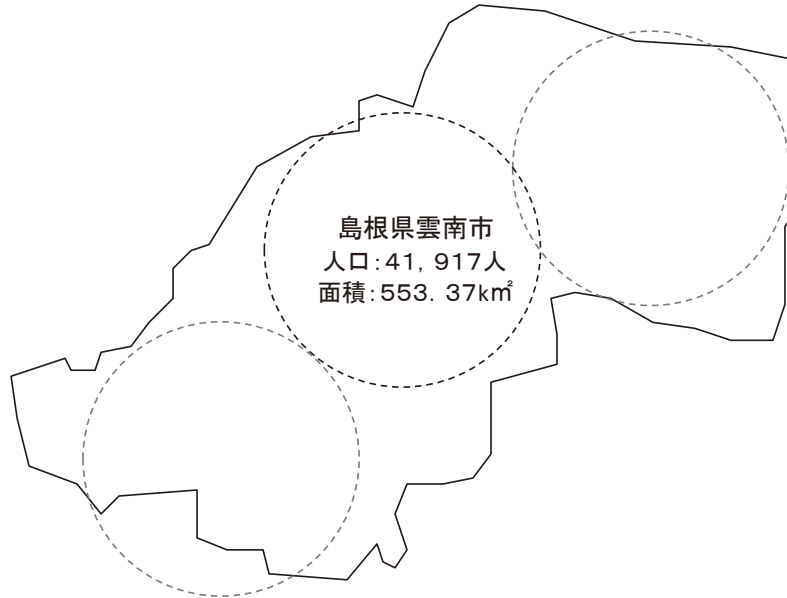
仮に完全に形状が正方形であったとすると、
その団体の一辺は、 $160\text{km}^2 = d^2$ $d=12.65\text{km}$
中心から最も遠い地域への距離は
 $(12.65 \div 2) \times \sqrt{2} = 8.945\text{km}$



形状が完全に円であれば、半径7km程度の圏内に100,000人が居住する団体である。

この円形の場合の標準団体と、島根県雲南市を重ね合わせてみたのが図4-②である

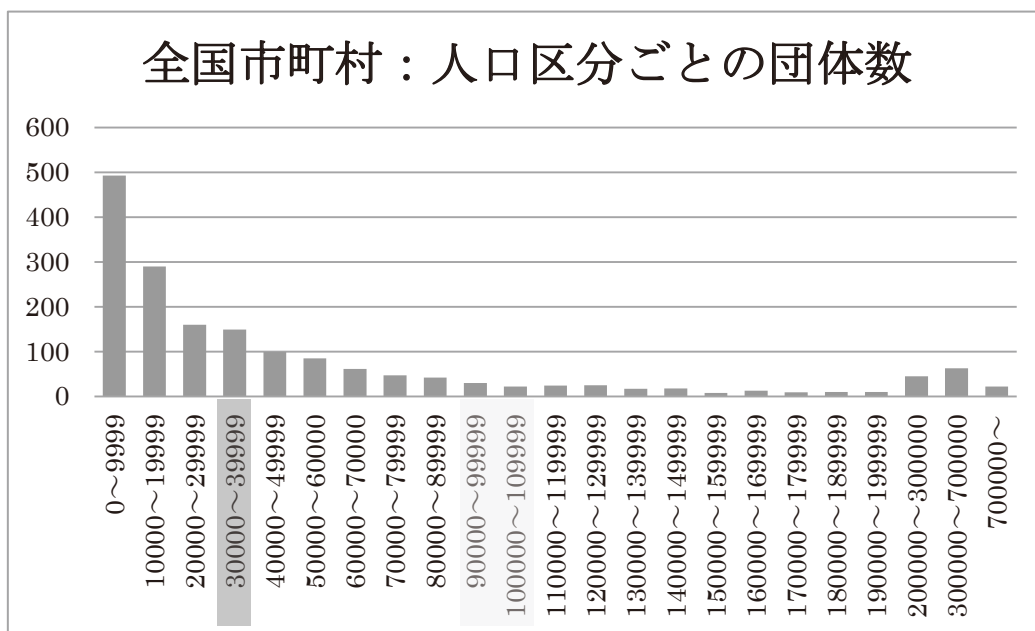
図④-2 島根県雲南市と標準団体（円形）



標準団体がおよそ3つ入る面積でありながら、人口は半分以下である

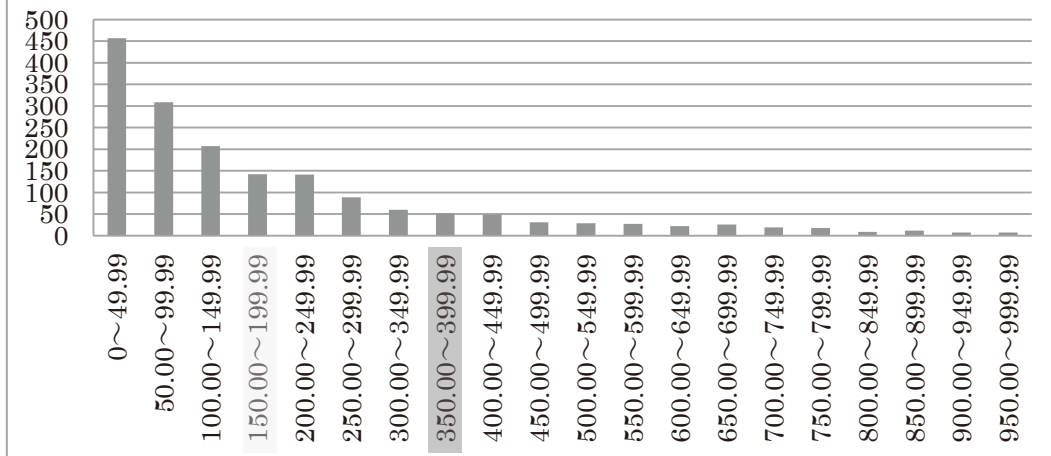
続いて、全国1,700強の団体との人口、面積、人口密度を規模ごとに区分分けしたのが表⑤のグラフである。

表⑤ 人口・面積・人口密度ごとの市町村区分（東京都23区を含む）



標準団体は100,000人
島根県市町村平均は、37,758人

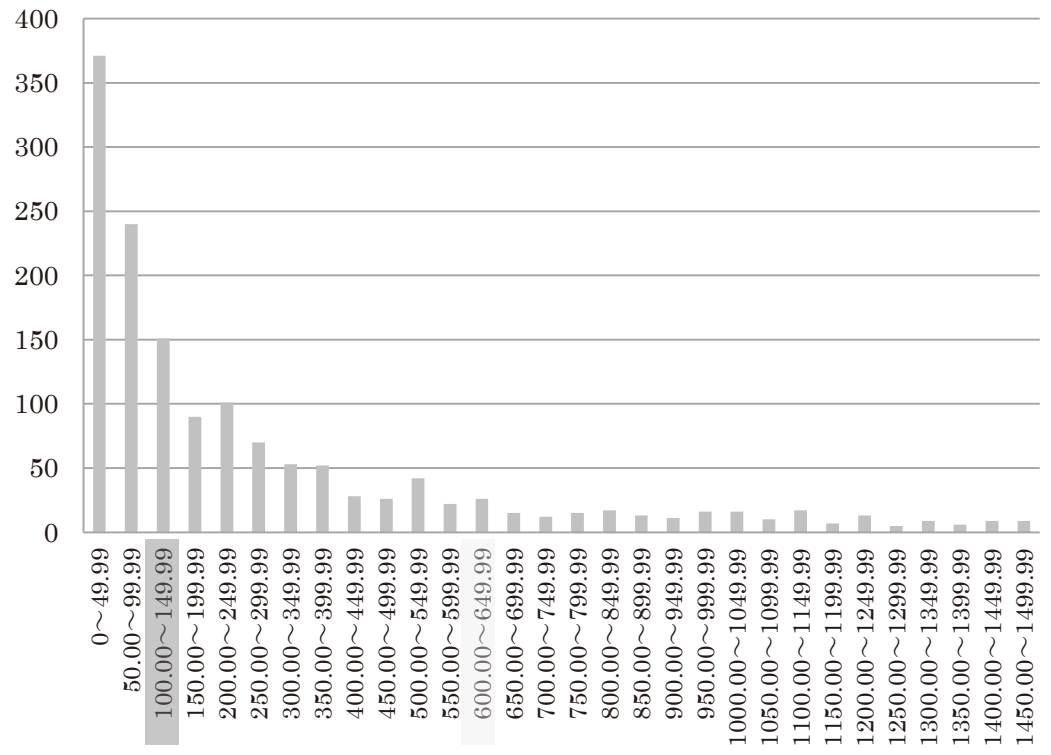
全国市町村：面積区分ごとの団体数 (面積1,000km²以上は省略)



標準団体は160.00km²

島根県市町村平均は、353.05km²

全国市町村：人口密度ごとの団体数 (密度1,500人/km²は省略)



標準団体は、625人/km²

島根県市町村平均は、107人/km²

表⑤のグラフから以下のことが読み取れる。

- ・標準団体の人口密度625人/km²は、全国の市町村の位置づけでは平均ではなく、相当な都市といえるのではないか。
- ・人口10万人以上の団体とは、全国市町村の中でも少数の部類に入る団体とは言えないか。

以上までの指標分析により、標準団体は全国市町村の中の位置づけ、島根県の市町村からの比較のいずれからでも、コンパクトな都市であり、相当行政業務が効率的に行いえるのではないだろうか。

交付税モデルの標準団体は、実態的には標準的な団体とは言えないのではないかと推察される。

全国の多くの団体が平成の大合併により面積が拡大したが、標準団体の設計には変更がないことも、実態と現実との差が生じている原因かと考えられる。

3. 交付税算定における適正な財源措置の必要性

地方自治法第232条第2項では、国の財源措置義務について定められている。

「法律またはこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない」

国の具体的な財源措置については、国庫負担金、国庫補助金等の交付、地方交付税の算定における基準財政需要額への算入等がある。

地方交付税に焦点を当てると、地方財政計画作成の際の積み上げにより、マクロの基準財政需要額では適正な財源が総額確保されていると推定するが、本来法律が求めているのはミクロである各地方団体への確実な財源措置までと解釈すべきであろう。地方団体から見たときは、抽象的なマクロ総体で財源が確保されているかどうかは極端な話関係がなく、具体的なミクロ団体で財源保障されなければ意味がない。それが果たされていない場合は各地方団体にとって地方自治法第232条第2項は全く意味のない条文と化してしまう。

地方交付税法第3条では、「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基づく政令により義務付けられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」とされている。法律でいったん義務付けられた以上、地方団体にはそれを拒む術はないが、その財源保障については確実に措置されなければならない。

先に述べたとおり、普通交付税の算定の基本式は「 $\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$ 」である。

補正係数は標準団体における財政需要を基礎として、より各地方団体の実情に沿うように設定されているものである。補正係数を増やせばよりきめ細かな財政需要の保障が可能であるが、一方、近年算定の簡素化・透明化等に向けた取り組みが行われ、補正係数の削減などが行われているところである。

ただ、この補正係数の削減も、ミクロの各地方団体における財源措置がかなりの程度で適正になされていることが大前提なのであり、その点を見逃し、簡素化だけを追求している場合は、法律違反であると言わざるを得ない。目的と手段が逆転していることになってしまう。

今回、各地方団体に対する財源措置が適正になされることを主眼にいくつかの補正係数の新設・拡充を提案する。簡素化に逆行するとの理由で却下するのではなく、各個別地方団体に対する財源措置が適正になされるか否かの点で考慮されることを強く訴えたい。

4. 交付税措置と決算との乖離の許容される範囲

日本国憲法の第八章は「地方自治」の章を設け、「地方自治」を憲法上の制度として厚く保障している。

憲法第92条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とされており、「地方自治の本旨」とは「住民自治」と「団体自治」の二つの要素がある。

「団体自治」の本旨からも、各地方団体の行財政運営については、基本的には各地方団体に委ねられているものである。財源措置は必要ではあるが、この地方自治と住民自治の本旨から、全ての行政項目に関して、全く基準財政需要額との乖離がないことを目指すのは適当ではないと考える。

では、どこまでがマクロベースの財源措置でひとまずよしとするものであり、どこからがマイクロ団体への具体かつ確実な財源措置が必要とされるのであろうか。

これは、地方自治法に定められている「自治事務」と「法定受託事務」で整理できるのではないだろうか。

それぞれの法律上の定義を示す。

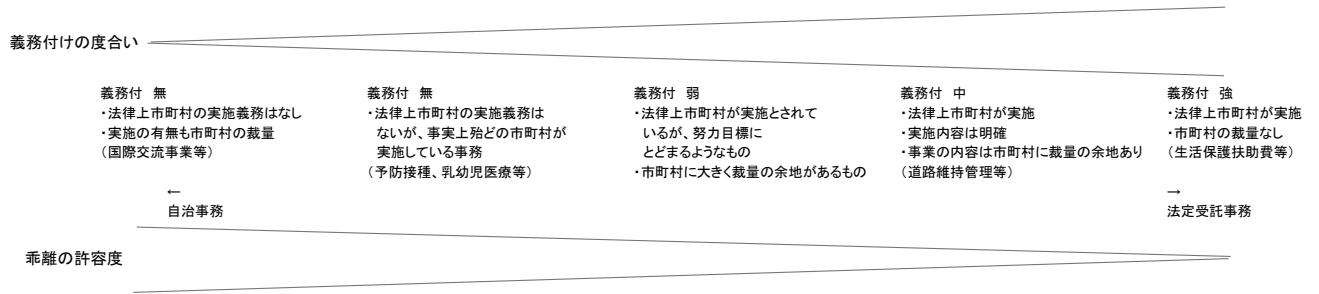
- 法定受託事務 … 法律又はこれに基づく政令により、地方公共団体が処理するものとされているものの中で、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるもの
- 自治事務 … 地方公共団体が処理する事務から、法定受託事務を控除したもの

一応、公共的事務については法律上どちらかに割り切れるものであるが、実態として法律上明確になっているものもないものもある、というよりむしろなっていないものが大多数である。事務によっては、明確に法定受託事務と言いつけるものもあれば、法律では地方団体の責務とは書いてあるが、実質的にはプログラムの的に定められているものもある。

交付税の算定との関係でいえば、法律上地方の裁量の余地が全くないものについては、その事業経費は100%の交付税算定による財源措置がなされる必要がある一方、地方の裁量に任されているものについては、標準的な団体の経費を基準財政需要額に計上し、その用途は地方団体の裁量に委ねられるべきであろう。

この点を図式化したものが図⑥である。

図⑥ 法律の義務付けの度合いと決算乖離の許容度



第 2 章

各行政項目への交付税措置状況

1. 各行政項目分析の手法

今回、研究会においては、以下の手順で現行の交付税措置と、地方団体の決算とを比較してみた。

- ① まず、主要行政事務を「裁量の余地のない法定受託事務」と「自治事務」とに区分する。

先に述べたように、各行政項目は完全にどちらかに二分できるものではない。よって、各行政項目の性質や法律上の位置づけ等を勘案しながら一つ一つ義務付けの度合いを位置づけていった。

- ② 位置づけた行政項目をそれぞれ決算と比較を行った。
- ③ 決算乖離と義務付けの度合いから、AからCに分類した。

A 裁量の余地のない義務付けの強いもので、決算乖離が少しでもあるもの

B 義務付けの比較的強いもので、決算乖離が大きいもの

C 義務付けはやや弱いが、決算乖離が甚だしいもの

優先順位はAからとし、各項目分析を行っていった。

Aについては、財源措置と算定式との間に根本的な誤りはないかを分析した。

B・Cについては、ナショナルスタンダード（全国標準的）な財政措置がなされているか、今後、より少子高齢化が進む各団体において、力点を置く社会保障、地域振興的な経費について島根県の地域特性が無視された算定式となっていないかの観点から分析した。

本研究会としては、

- ・義務付けの強い部分については各個別団体までの確実な財源措置を求め、
- ・義務付けの比較的強いものについては総務省において全国実態を改めて調査の上適正な財源措置を要望し、
- ・義務付けのやや弱いものについては、全国の均衡的な発展に資するような配分方式を求めるものである。

今回の決算乖離の分析においては、各費目の決算乖離ではなく、各費目を構成する各行政項目において決算乖離がないかを検討していった。

費目でなく、各行政項目で決算乖離を分析していったのは、法定受託事務-自治事務の分類でも述べたが、費目の単位費用を構成する各行政項目がそれぞれ義務付けの度合いを有していることによる。

例えば社会福祉費においては、児童手当の扶助費は国から支給額が完全に裁量の余地なく決められており、このようなものは完全満額が基準財政需要額に算入される必要がある。一方、活性化推進事業費のうち、結婚支援活動に関するような事務は、まずはそれを実施するかしないか、どこまで実施するかについても完全に市町村の裁量であろう。各費目の単位費用は様々な性質の行政項目の寄り集まった複合体である。

そのため、社会福祉費総額で乖離があるのか、ないのかを比較するのは適当ではない。仮に社会福祉費総額で乖離がなかったとしても、その内訳は、裁量の余地のない法定受託事務に対して十分な措置がなく、その分は単独事業経費措置相当分を持ち出して対応しているため乖離がないだけかもしれない。

研究会を通じて、各団体の交付税措置と決算を比較の上、決算乖離を分析していったが、島根県の市町村19団体において、全ての団体が全ての行政項目でまったく同じ方向を示しているわけではないが、以下のことが総括的に言える。

- 現在の交付税算定においては、標準的な団体はかなりのコンパクト・効率的な行政運営の可能な都市と考える。
- しかし、単位費用×測定単位では、行政区域が広大かつ低人口密度な島根県の市町村の行政経費を適正に反映しきれない。
- よって、適正な補正係数が必要とされるが、そもそも補正係数が設定されていない、または補正係数が設定されていても、補正係数の効果が十分ではない。

各費目において、面積・人口密度要件をもっと加味すべきである。

国におかれては、島根県だけでなく全国全ての団体に対する財政措置状況を確認して頂き、今後の制度改善に努めて頂きたい。

なお、今回は全ての行政項目を分析したわけではなく、島根県市町村において顕著なものを抽出・分析したものである。

また、各行政項目の交付税の措置状況については、地方交付税制度解説（単位費用・補正係数篇）から確認したが、内訳記述が不十分と言わざるを得ず、分析を試みたかったが断念した行政項目もある。

財源措置が適当に行われているかを検証するツールの一つの単位費用については、特に内訳を詳細に開示することも合わせて求めるものである。

分析項目① 消防費

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

- 消防法により、消防の責任は市町村が負う。
- 保持すべき消防力は消防庁告示の「消防力の整備指針」によって定められていること、また、住民の生命安全に直結することから、消防力の大胆な削減の余地は殆どない。
- 効率的運営化のため消防広域化が推進されているが、行政区域やその面積等により、消防力を維持する必要とのバランスから、さほどの効果が上がらない団体が多数。

【現行の交付税算定式】

単位費用 11,300 円 常備消防費 非常備消防費	×	測定単位 人口 (H22 国調)	×	段階補正 スケールメリット 上限 2,065 (4,000 人規模)	×	密度補正 I 人口密度 200 人→1.000 150 人→1.020 100 人→1.045 50 人→1.120 20 人→1.225	×	普通態容補正 ・ 地域手当 級地区分に関わらず 0.784 ・ 種地
--	---	-------------------------------	---	--	---	--	---	---

【各団体の決算との乖離状況分析】

- 人口で標準団体 10 万人を超える松江市、出雲市のみ決算<交付税措置となりその他の団体は決算>交付税措置となっている。
- 常備・非常備消防で乖離を分析したところ、特に町村の非常備消防において乖離が大きい。

【乖離発生の要因（推定）・交付税算定の問題点】

- 交付税算定の測定単位は人口となっている。
消防や救急業務の出動回数は、概ね人口と比例するものとの考えから設定されているのかと推定するし、その考え方に基本的には誤りはないと思う。
しかし、各団体においては住民の生命安全にかかわる業務であることから、人口が少ないエリアについて消防力が届かなくてもいいと切り捨てるわけにはいかない。あまねく全ての住民に対して一定の時間で到着するような消防力を有してなければならない。
標準団体は非常にコンパクトな団体であり、おそらく到着時間と消防署配置の観点はあまり考慮しなくてもよい団体ではないだろうか。
- この点を埋めるべく、段階補正と密度補正（人口密度補正）が設定されていると思われる。
ただ、この補正程度では広大な行政区域面積を有する団体では、その消防経費は十分措置されないと考える。

例：標準団体と、標準団体の10倍の行政区域を有する団体との交付税措置の比較

	単位費用		人口		段階補正		密度補正		交付税措置
標準団体	11,300円	×	100,000人	×	1.000	×	1.000	=	<u>11.3億</u>
10倍団体	11,300円	×	100,000人	×	1.000	×	1.089	=	<u>12.3億</u>

このとき、交付税の算定は10倍の面積分を12.3億－11.3億＝1.0億で維持可能との想定である。

現場への到着時間をある一定範囲に留めようと思うと、面積に応じて出張所を設置することが必要とされるが、この程度の人口密度補正では、現実の出張所を維持するための経費に相当しないのが実態である。

【交付税算定式改正案】

複数案提示するが、いずれの手法も、現在あまり考慮されていない面積に応じた分署・出張所経費について、いかにして適正な財政措置となるかの観点からのものである。

- 案① 現在の人口密度補正をより手厚くする。
仮に3倍にしたときのシミュレーションが別紙。
この場合多くの団体において乖離が小さくなってきている。
- 案② 人口・面積・人口密度・当該団体の形状等を勘案して、交付税上の出張所の数を設定し、この数字に基づいた出張所に係る経費は必ず措置されるような算定式とする。
出張所の数については、現在の出張所数としたときは、消防力を維持しようとしつつ効率化を行おうとするときの逆インセンティブになる可能性がある。
よって、交付税上のバーチャルな出張所数とする。出張所の数については、3－1 支所の数の設定案に準ずる。
- 案③ 現在測定単位が人口となっているが、測定単位を人口のものと、面積のものに分割してしまう。
単位費用A × 人口
単位費用B × 面積
Aでは「職員数、給与費等」の人口と比例関係が強いものを計上し、需要額を算定する。
Bでは「出張所数、自動車数等」の面積と比例関係が強いものを計上し、需要額を算定する。
※道路橋りょう費、港湾費、公園費などと同じイメージ

案④ 人口密度が低い地域、とくに町村部では、消防力の保持の観点からは、非常備消防の力が見逃せず、必要不可欠なものとなっている。

よって、「人口密度が低い場合」又は「過疎地域」の場合、非常備消防に係る経費について割増しになるような補正係数を設定する。(常備消防は割増ししないような設計)

H24「消防費基準財政需要額（事業費補正除）」と「決算値 但し投資的経費充当の一般財源除」との比較

市町村名	測定単位 人口	補正係数							補正後 数値	需要額 11,300	決算	乖離率 (決算-基準)/需要
		段階	密度Ⅰ	態容	連乗	密度Ⅱ	事業費	最終				
松江市	208,613	0.859	1.000	1.098	0.943			0.943	196,722	2,222,959	2,083,582	-6.3%
浜田市	61,713	1.087	1.054	1.000	1.146			1.146	70,723	799,170	1,062,506	33.0%
出雲市	171,485	0.887	1.000	1.009	0.895			0.895	153,479	1,734,313	1,670,678	-3.7%
益田市	50,015	1.140	1.080	1.000	1.231			1.231	61,568	695,718	751,638	8.0%
大田市	37,996	1.228	1.056	1.000	1.297			1.297	49,281	556,875	628,831	12.9%
安来市	41,836	1.195	1.046	1.000	1.250			1.250	52,295	590,934	640,482	8.4%
江津市	25,697	1.346	1.048	1.000	1.411			1.411	36,258	409,715	531,703	29.8%
雲南市	41,917	1.194	1.069	1.000	1.276			1.276	53,486	604,392	748,290	23.8%
奥出雲町	14,456	1.487	1.140	1.000	1.695			1.695	24,503	276,884	302,779	9.4%
飯南町	5,534	1.847	1.202	1.000	2.220			2.220	12,285	138,821	148,551	7.0%
川本町	3,900	2.065	1.145	1.000	2.364			2.364	9,220	104,186	127,479	22.4%
美郷町	5,351	1.867	1.234	1.000	2.304			2.304	12,329	139,318	195,275	40.2%
邑南町	11,959	1.562	1.171	1.000	1.829			1.829	21,873	247,165	396,270	60.3%
津和野町	8,427	1.656	1.180	1.000	1.954			1.954	16,466	186,066	245,070	31.7%
吉賀町	6,810	1.741	1.225	1.000	2.133			2.133	14,526	164,144	199,939	21.8%
海士町	2,374	2.065	1.076	1.000	2.222			2.222	5,275	59,608	83,278	39.7%
西ノ島町	3,136	2.065	1.104	1.000	2.280			2.280	7,150	80,795	112,751	39.6%
知夫村	657	2.065	1.123	1.000	2.319			2.319	1,524	17,221	29,029	68.6%
隠岐の島町	15,521	1.462	1.087	1.000	1.589			1.589	24,663	278,692	402,531	44.4%
市計	639,272								673,812	7,614,076	8,117,710	6.6%
町村計	78,125								149,814	1,692,900	2,242,952	32.5%
県計	717,397								823,626	9,306,976	10,360,662	11.3%



密度補正を3倍にすると・・・

市町村名	測定単位 人口	補正係数							補正後 数値	需要額 11,300	決算	乖離率 (決算-基準)/需要
		段階	密度Ⅰ	態容	連乗	密度Ⅱ	事業費	最終				
松江市	208,613	0.859	1.000	1.098	0.943			0.943	196,722	2,222,959	2,083,582	-6.3%
浜田市	61,713	1.087	1.162	1.000	1.263			1.263	77,944	880,767	1,062,506	20.6%
出雲市	171,485	0.887	1.000	1.009	0.895			0.895	153,479	1,734,313	1,670,678	-3.7%
益田市	50,015	1.140	1.240	1.000	1.414			1.414	70,721	799,147	751,638	-5.9%
大田市	37,996	1.228	1.168	1.000	1.434			1.434	54,486	615,692	628,831	2.1%
安来市	41,836	1.195	1.138	1.000	1.360			1.360	56,897	642,936	640,482	-0.4%
江津市	25,697	1.346	1.144	1.000	1.540			1.540	39,573	447,175	531,703	18.9%
雲南市	41,917	1.194	1.207	1.000	1.441			1.441	60,402	682,543	748,290	9.6%
奥出雲町	14,456	1.487	1.420	1.000	2.112			2.112	30,531	345,000	302,779	-12.2%
飯南町	5,534	1.847	1.606	1.000	2.966			2.966	16,414	185,478	148,551	-19.9%
川本町	3,900	2.065	1.435	1.000	2.963			2.963	11,556	130,583	127,479	-2.4%
美郷町	5,351	1.867	1.702	1.000	3.178			3.178	17,005	192,157	195,275	1.6%
邑南町	11,959	1.562	1.513	1.000	2.363			2.363	28,259	319,327	396,270	24.1%
津和野町	8,427	1.656	1.540	1.000	2.550			2.550	21,489	242,826	245,070	0.9%
吉賀町	6,810	1.741	1.675	1.000	2.916			2.916	19,858	224,395	199,939	-10.9%
海士町	2,374	2.065	1.228	1.000	2.536			2.536	6,020	68,026	83,278	22.4%
西ノ島町	3,136	2.065	1.312	1.000	2.709			2.709	8,495	95,994	112,751	17.5%
知夫村	657	2.065	1.369	1.000	2.827			2.827	1,857	20,984	29,029	38.3%
隠岐の島町	15,521	1.462	1.261	1.000	1.844			1.844	28,621	323,417	402,531	24.5%
市計	639,272								710,224	8,025,532	8,117,710	1.1%
町村計	78,125								190,105	2,148,187	2,242,952	4.4%
県計	717,397								900,329	10,173,719	10,360,662	1.8%

浜田市の消防力

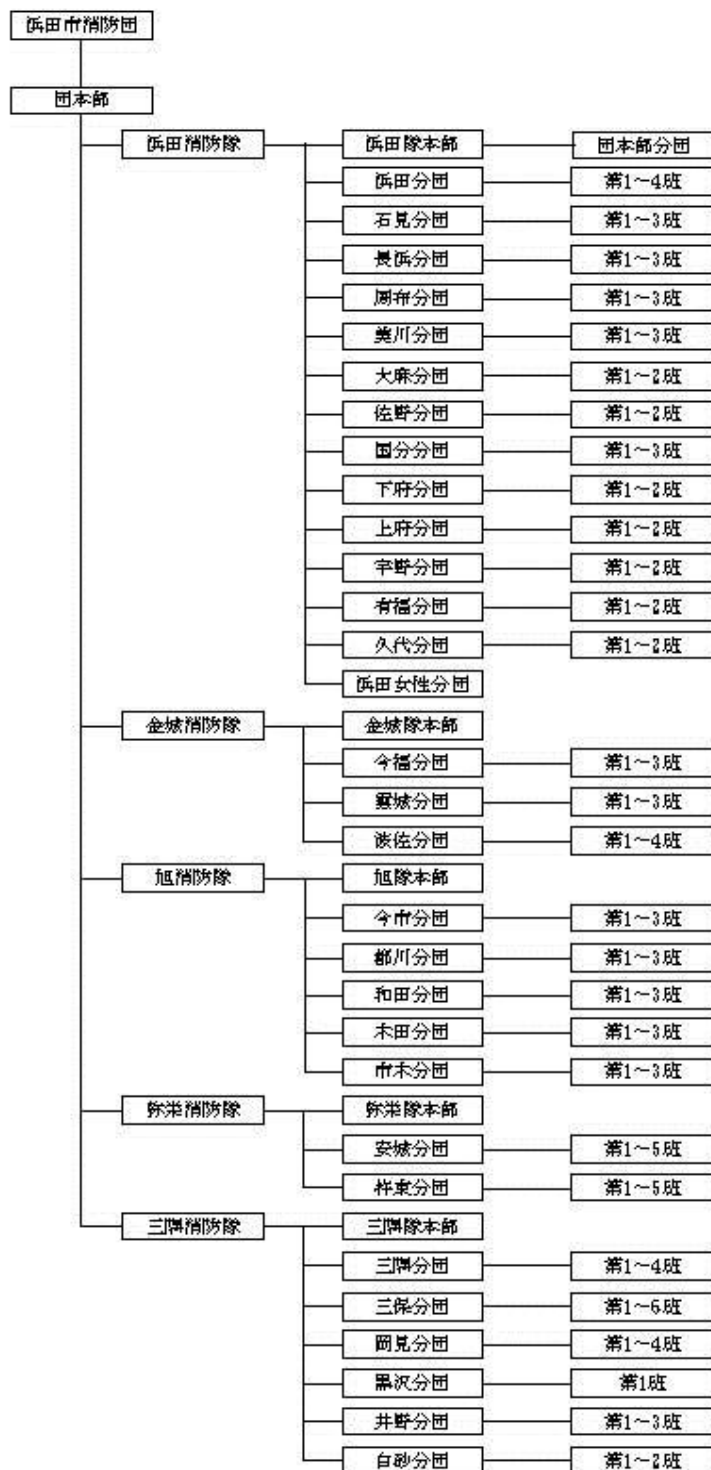
(平成25年4月1日現在)

区分	世帯数	人 口	消防 職員数	消防車等の数		面積 (km ²)	
				消防車	救急車		
合計	26,783	58,523	114	12	8	689.60	
消防本部			28	1			
防災航空隊・消防学校教官・市総務課派遣			2				
浜田消防署	26,783	58,523	84	11	8	689.60	
	浜田	19,849	42,756	48	7	4	162.68
	金城	1,920	4,619	9	1	1	164.30
	旭	1,434	3,152	9	1	1	128.57
	弥栄	701	1,463	9	1	1	105.50
	三隅	2,879	6,533	9	1	1	128.55

火災・救急業務の出動状況

		小計	合計
火 災	本署	25	51
	桜ヶ丘出張所	8	
	美又出張所	4	
	旭出張所	5	
	弥栄出張所	2	
	三隅出張所	7	
救急業務	本署	1,184	2,824
	桜ヶ丘出張所	678	
	美又出張所	290	
	旭出張所	178	
	弥栄出張所	134	
	三隅出張所	360	

また、このような地域では地域の消防力（非常備消防）も欠かすことのできないものとなっている。



防隊別団員数と現有消防力

(平成25年4月1日現在)

		階級別消防団員数											現有消防力		
		総数		団長	副団長	隊長	副隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	小型ポンプ付積載車
		定員	実員												
浜田市	団本部	5	5	1	4										
	浜田消防隊	442	425			1	2	15	20	37	53	297		8	25
	金城消防隊	146	140			1	1	3	3	7	11	114		4	11
	旭消防隊	148	126			1	1	5	5	11	32	71		1	16
	弥栄消防隊	116	101			1	1	2	2	5	11	79		1	10
	三隅消防隊	208	192			1	1	6	8	9	25	145		2	20
	計	1,065	992	1	4	5	6	31	38	69	132	706	0	16	82

消防団出動状況

(平成24年中)

	合計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	特別警戒	捜索	予防査察	その他
出動回数	131	19	0	41	33	0	9	1	0	28
出動延人数	4,818	323	0	2,563	530	0	543	39	0	820

資料は浜田市「平成24年度版消防年報」より

分析項目② 給食経費（小中学校費児童数・生徒数）

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

- 学校給食法4条により、市町村が実施。
同11条により費用も市町村負担。但し同12条により国補助あり。
- 給食センターの配置等については市町村に判断権限あり。ただ、衛生管理の観点から著しい削減は困難か。

【現行の交付税算定式】

単位費用のうち給食経費 小 28,925 円 中 20,998 円	×	測定単位 児童・生徒数 (n. 5.1 現在)	×	普通態容補正 ・地域手当	×	寒冷補正 ・給与差 (県内該当無し)
--	---	--	---	----------------------------	---	-------------------------------------

【給食関係経費の負担区分】

地方公共団体	保護者負担
○調理師等人件費	○食材費
○施設設備、修繕費	○光熱水費等消耗品費

【各団体の決算との乖離状況分析】

- 全ての団体で決算>交付税措置となっている。
特に町村部の乖離がきわめて大きい。

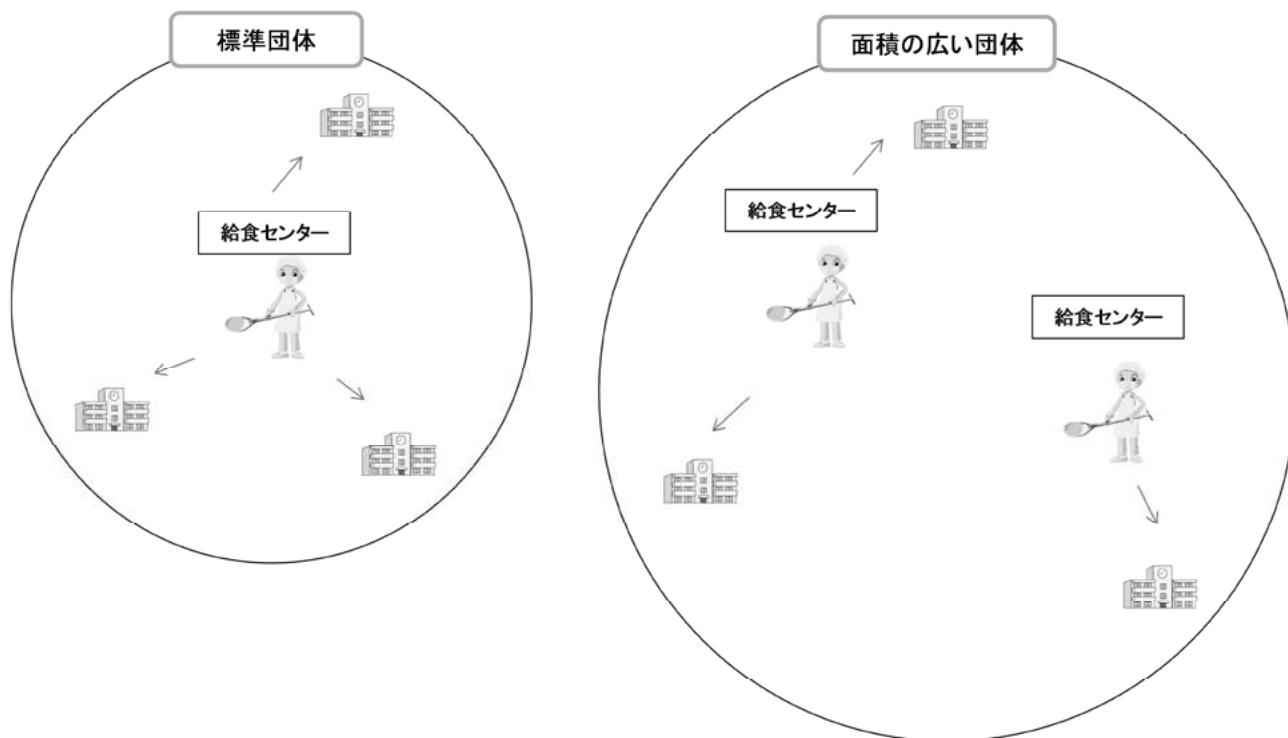
【乖離発生の要因（推定）・交付税算定の問題点】

- 島根県の学校給食の実施率は、小学校100.0%、中学校99.8%である。
(平成22年度学校給食実施状況等調より)
学校給食には教育的・福祉的側面等があることは島根県市町村も承知しており、合併前の旧市町村時代から、給食の体制については万全を期してきたところである。
- 決算と交付税の決算乖離が全ての団体で生じている。
 - ・「地方交付税制度解説」に明記されていないので定かではないが、おそらく標準団体の面積規模から考えると、標準団体では、標準団体内の学校は、1つの給食センターでカバーしており、1つの給食センター分の経費しか措置されていないのかと推測される。
 - ・一方、給食の時間は決まっており、給食センターの職員の始業時間も決まっている。そのため、給食配送可能時間も一定の範囲内に設定せざるを得ない。また、文部科学省が制定している「学校給食衛生管理の基準」からも、調理後2時間以内で給食できるように努めることとされている。よって、面積の広い団体になると、給食センターは児童数ではなく、面積の観点か

ら配置・数を決定せざるを得ない。

現在の交付税算定は、給食センター経費については、補正係数等により面積要件を考慮していないことになっており、このことが決算乖離を発生させている大きな原因と推測される。

同じ児童生徒数・学校数の団体でも、面積が違くと・・・



【交付税算定式改正案】

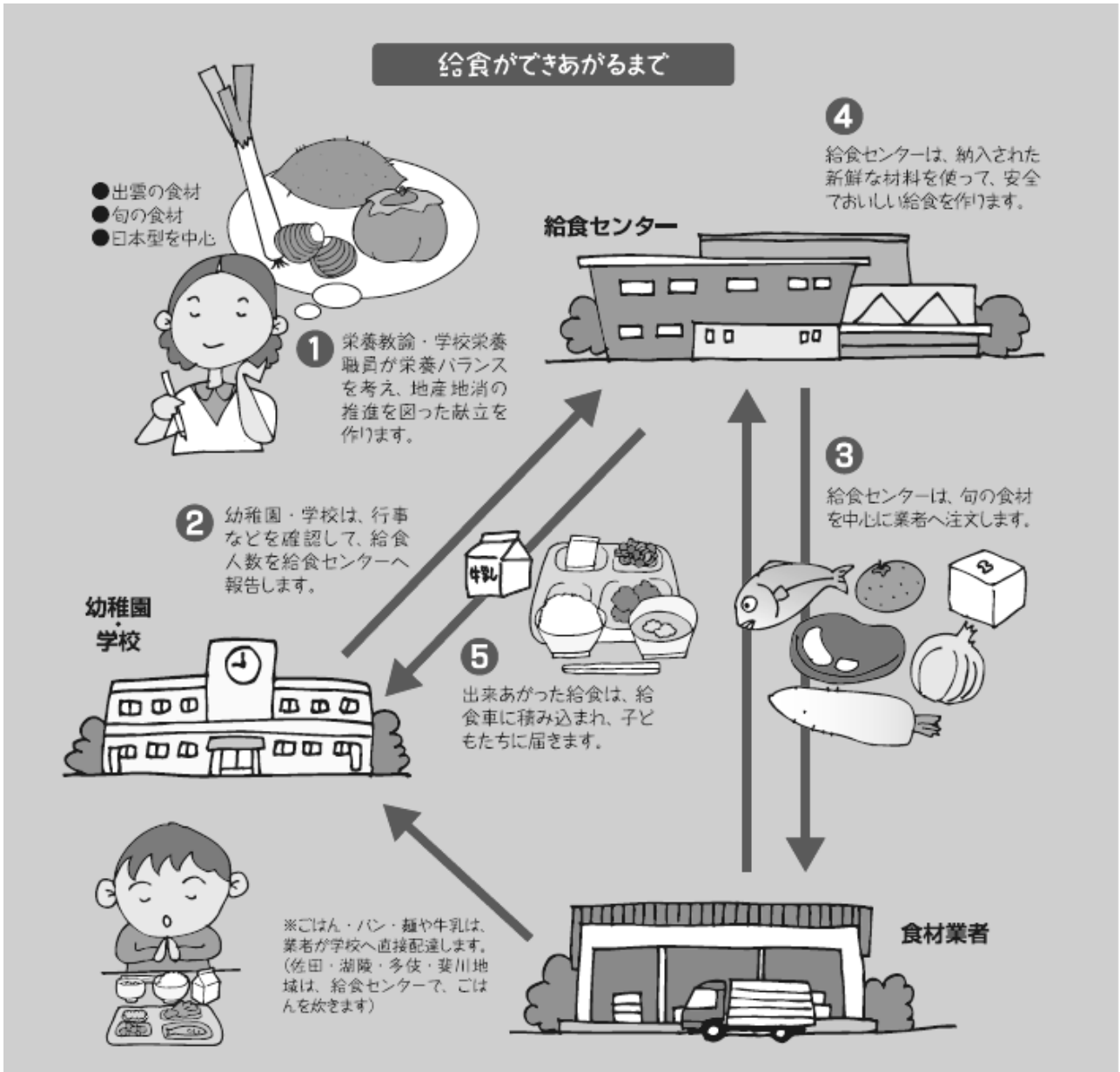
学校給食関係経費のうち、給食センター経費について、面積要件を考慮するような算定式への改正を求める。

案① 人口・面積・人口密度・当該団体の形状等を勘案して、交付税上の給食センターの数を設定し、この数字に基づいた給食センター経費は必ず措置されるような算定式とする。

ただし、現在の給食センター数としたときは、行革の逆インセンティブになる可能性がある。

よって、交付税上のバーチャルな給食センター数を算定数値とする。

案② 現行の算定の中から、給食センターに係る経費を単位費用に含めない。給食センターに係る経費は加算係数とし、面積規模に応じたものとする。



What's 学校給食（出雲市教育委員会学校給食課）より

事例紹介

給食経費 邑南町

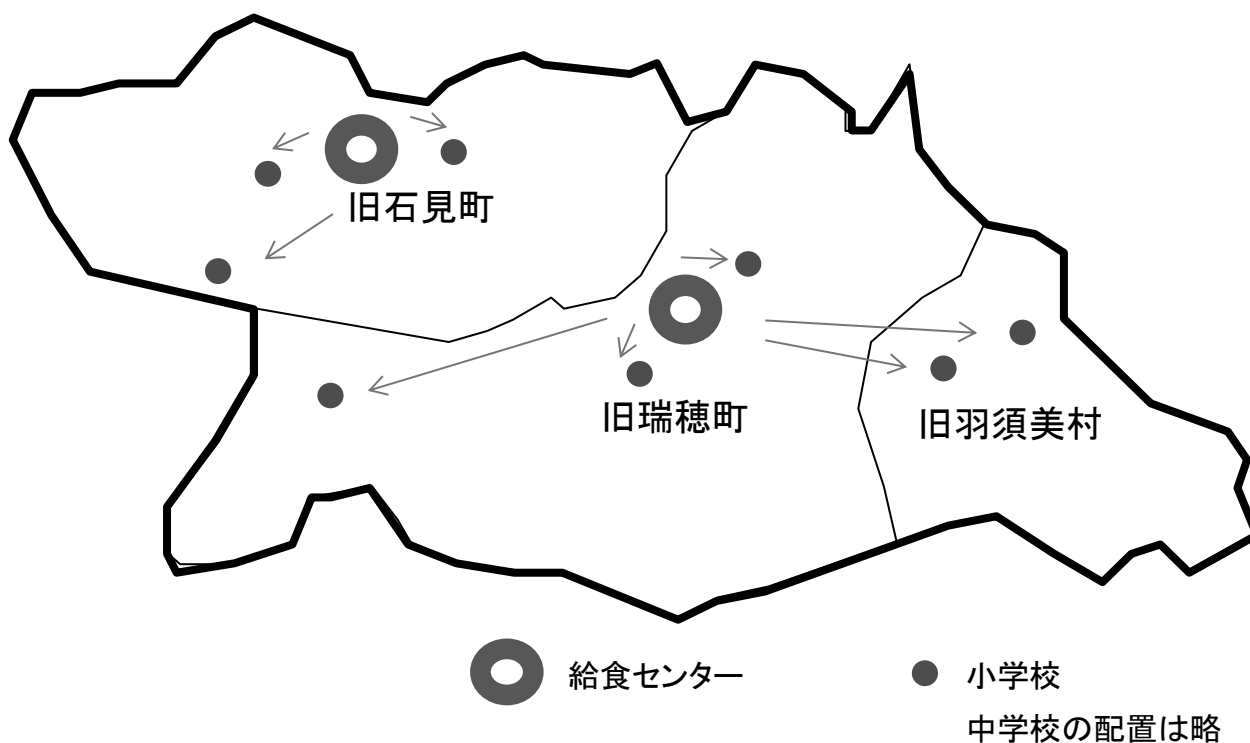
【決算と交付税との比較】

	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
邑南町	74,448	20,144	20,145	269.6%	269.6%

邑南町は島根県中南部に位置する面積419km²、人口11,959人(平成22年国勢調査)の団体である。

平成25年4月1日現在、小学校は8校、中学校は3校が存在している。

この小中学校への給食のために、町内には2か所の給食センターが設置されている。



旧石見町で1センター、旧瑞穂町と旧羽須美村で1センターが給食作成・配送にあっている。

なお、邑南町は交通状況に恵まれているとは言い難く、現在の邑南町役場から、旧羽須美村の羽須美支所までは、自動車で1時間以上かかるような状況である。

分析項目③ 要保護児童生徒に関する経費（小中学校費児童数・生徒数）

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

- 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、生活保護法等により市町村に強い責務がある。給付は一応は市町村の裁量に任されているところだが、事実上一定規模以上の団体であれば行う義務があるといつてよいであろう。
- また、憲法第26条の教育を受ける権利を保障するためにも、非常に重要な事業であると考ええる。

【現行の交付税算定式】

密度補正Ⅱ
【要保護児童生徒関係経費】 単位費用人員分を控除 小 370・中 1,032 円 × 児童・生徒数 小 67,963・中 97,349 円 × 教育扶助受給児童・生徒数 小 551・中 698 円 × 学校給食実施児童・生徒数

【各団体の決算との乖離状況分析】

- 殆どの団体が決算>交付税措置となっている。

【乖離発生の要因（推定）・交付税算定の問題点】

- 元々は国庫補助事業であったが、三位一体改革により一般財源化されたところである。
- 密度補正Ⅱの加算係数として措置されており、児童・生徒数を基礎数値として利用している。
算定の際は、各団体の実際に拠出している額ではなく、1人あたりの算入額を定め、保護児童生徒数を乗じることにより需要額を算定している。この1人あたりの算入額が乖離の原因となっているのではないか。

【交付税算定式改正案】

この事業は上記でも述べたとおり非常に重要な事業であり、事実上市町村に義務付けされていること、また三位一体の経緯からも、標準団体モデルの需要額を一律に算定すべきではなく、乖離のない額（あっても誤差の範囲）が措置されるべきである。よって以下の改善策を提案する。

- 案① 1人あたりの額を、実態に合う額にする。（そもそも調査吸い上げがあるのか？）
地域の実情（通学費等・体育実技の柔道 or 剣道のどちらが採用か）は現在の算定では反映されない形になっている。よって、通学実態や柔剣道のいずれかを採用

しているかを調査の上、1人あたりの算入額を、各団体の実態に応じて異なるものを使用する。

案② 実質的には補助金になるように、その他土木費における公営住宅家賃対策補助のような形にする。

そもそも、この1人当たりの額がどのようなプロセスを経て決定されたのかが全く不明である。

交付税算定においては恣意性は排除され、客観性が担保されなければならないが、この経費については算定時になってから単価が開示され、しかもそれがどのようなものを算入しているのかが全くわからない。

事実上の義務付けの強さからも、乖離のない算定への改善を望む。

分析項目④ 公民館関係経費

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

- 社会教育法により市町村が設置。設置は市町村の任意。
- 社会教育の中心的役割を果たしていることから、民間の教育機関や施設が代替的役割を果たしている都市部と比べると、地方部において多く設置されている。

【現行の交付税算定式】

単位費用のうち 公民館経費 722 円	×	測定単位 人口 (H22 国調)	×	段階補正 スケールメリット 上限 2,160 (4,000 人規模)	×	普通態容補正 ・地域手当 ・権能差 ・種地	+
単位費用 5,180 円	×	測定単位 人口 (H22 国調)	×	密度補正 I [公民館運営経費の差] 人口密度 200 人→1.000 150 人→1.013 100 人→1.055 50 人→1.150 20 人→1.285			

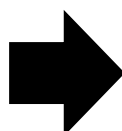
人口密度の低い団体においては、人口密度に応じて割り増しを行っている。

【各団体の決算との乖離状況分析】

- 多くの団体で決算>交付税措置となっている。
- 標準団体においては、8つの公民館数が想定されている。
現行の交付税算定で島根県各市町村において公民館数がいくら算定されるのかを試算したのが次の表である。
公民館の数で比較すると、5～6倍の乖離が発生している団体もある。

公民館 交付税算定数と実際数の比較

	市町村名	基準財政需要額
1	松江市	138,720
2	浜田市	72,624
3	出雲市	107,717
4	益田市	71,942
5	大田市	51,716
6	安来市	51,648
7	江津市	37,245
8	雲南市	59,564
9	奥出雲町	37,412
10	飯南町	22,132
11	川本町	14,022
12	美郷町	23,830
13	邑南町	36,545
14	津和野町	28,250
15	吉賀町	27,726
16	海士町	6,199
17	西ノ島町	9,456
18	知夫村	2,158
19	隠岐の島町	31,125
	市計	591,176
	町村計	238,855
	県計	830,031



公民館数で 置き換えると (交付税÷ 1公民館あたり9,021千円)	実際の 公民館数
15	59
8	33
12	43
8	21
6	28
6	27
4	24
7	29
4	9
2	5
2	2
3	7
4	12
3	14
3	6
1	1
1	2
0	1
3	4
66	264
26	63
92	327

【乖離発生の要因（推定）・交付税算定の問題点】

○前述のとおり、公民館の設置は市町村の任意である。

今回標準団体に近い実際の団体（他県）について、公民館の数を確認してみた。およそ標準団体設定の8つの公民館に近い数字であった。

○島根県市町村では、標準団体より圧倒的に少ない人口の団体でも、公民館の数が標準団体を大きく超えている。

○標準団体は先にも述べたとおり、島根県の市町村から見ると、コンパクトな都市である。

そのような都市部では、社会教育は民間の教育機関や施設が公民館の代替的役割を果たしており、地方部では、公民館のみがその役割を果たさざるを得ない。

その都市部と地方部との差が実数の差に表れてきているのではないかと考える。

都市部と地方部の差を埋めるべく、人口密度補正が設定されているが、この補正が不十分なのではないかと考える。

【交付税算定式改正案】

都市部と地方部との差を埋めることが必要だが、公民館の設置は任意であるため、実数を用いることは困難と考える。

現行の人口密度による補正係数も都市 - 地方の指標としてはかなり合理性があると思われるため、そのほかの指標を利用することにより改善させてはどうかと考える。

案① 現行の人口密度補正を割増しする。

案② 人口・面積・人口密度・当該団体の形状等を勘案して、交付税上の公民館の数を設定し、この数字に基づいた公民館経費は必ず措置されるような算定式とする。

【更に：島根県における公民館のあり方について】

島根県の多くの団体では、公民館に本来業務である社会教育的な事業に加えて、役場の窓口的な機能や、地域振興的な業務を行わせている。つまり、公民館では実質的に準支所的な業務も行っている。

支所の章でも述べるが、支所だけでは人口の少なく、広範な行政区域をカバーするには不十分であると考え、よりきめ細かく住民サービスを実施するために、公民館に本来の業務を超えた事業を行わせている。

【決算と交付税との比較】

	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
出 雲 市	690,839	107,717	170,534	541.3%	305.1%

出雲市では、社会教育法に定める公民館機能の一層の拡充強化を図るとともに生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動並びに青少年育成、男女共同参画、人権、福祉環境保護活動及び自治会活動など地域の総合的な市民活動の拠点として、また、市政全般の情報収集・提供などの機能を有する施設として、コミュニティセンター(以下「コミセン」という。)を設置している。

出雲市のコミセンとは、 従来の公民館機能の強化と、+αの機能

○コミセンの具体的な業務

□行政・地域情報の収集及び提供

□地域諸団体の連絡調整及び自立支援

□生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション等の学習、集会、イベント等の企画実施

□子育て及び青少年健全育成の支援並びに学校教育活動への支援

□健康・福祉の増進、環境浄化及び安全確保の推進

□図書・情報システムの利用促進

□地域住民の集会その他公共的利用に対する施設の開放

等等

地域との、教育的機能以上の関わりへ

○コミセンの数等(H25.4.1現在)

	コミセン数	面積(km ²) (交付税算定より)	1コミセン あたりの面積
出雲市	43	624	15
旧出雲市	16	172	11
旧平田市	11	142	13
旧佐田町	2	110	55
旧多伎町	1	55	55
旧湖陵町	1	22	22
旧大社町	5	42	8
旧斐川町	7	81	12

各地域に万遍なく点在している。

以上、「出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」より

分析項目⑤ 保育所経費

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

○児童福祉法に規定

公立保育所運営…市町村

私立保育所運営…市町村が運営費等一部支弁

子どもの生活環境の変化、保護者の子育て環境の変化、保護者の就労環境の変化等から昨今、保育所の持つ社会的意義はますます増大することとなっている。

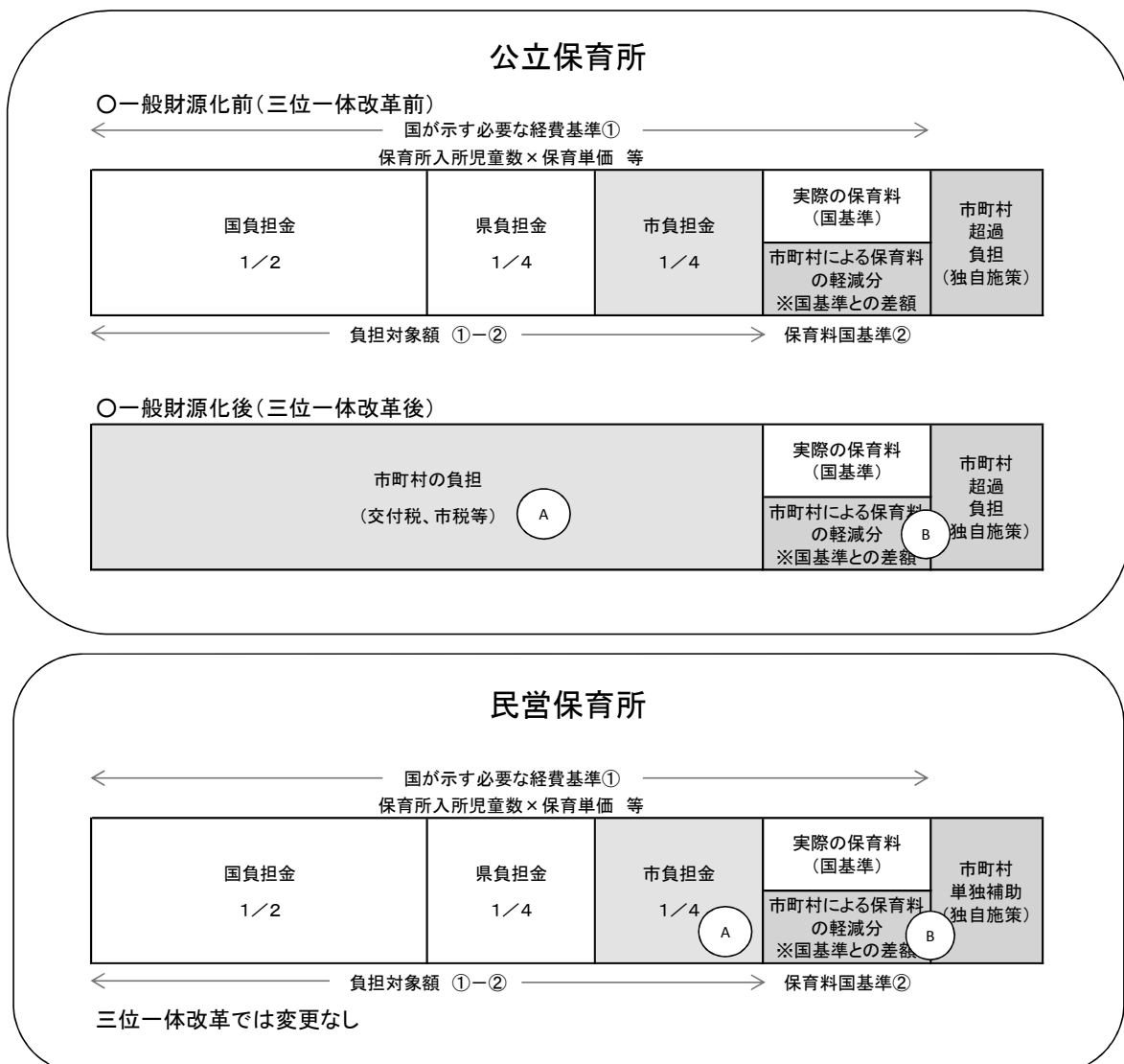
【各団体の決算との乖離状況分析】

○殆どの団体で決算>交付税措置となっている。

特に、町村においてより乖離が大きい。

【乖離発生の変因・交付税算定の問題点と是正方法】

□現行の保育所に係る予算措置について



□ 乖離の要因

市町村の実負担額と交付税措置とに乖離がある場合、

- A に係る交付税措置が不十分なこと
- B の独自施策分に多く支出していること が要因と考えられる

Bについて分析

Bについては、市町村の独自施策によるものだが、全国の団体の多くが実施していると推定される部分である。全く算入しない「ナショナルミニマム」ではなく、税と社会保障の一体改革での議論、結果を踏まえ、交付税算定においては、まずは全国団体がこの経費をどのくらい拠出しているかの、「ナショナルスタンダード」を調査の上交付税算入すべきである。

Aについて分析

H24社会福祉費 公立保育所算定式(密度補正部分)

$$\frac{1}{\text{当該団体人口} \times \text{単位費用}} \times \left[\frac{\text{当該団体保育所入所人員数}}{\text{当該団体人口}} \times \frac{[(\text{H15.10支弁額} - \text{H15.10徴収額}) \times 12 \times 1.060] \div \text{H15当該団体入所保育人員}}{448,544 (\text{H15保育単価})} - \frac{594 \text{人}}{\text{標準入所人員}} \times \frac{\text{当該団体人口}}{100,000 \text{人}} \right] \times 586,218 (\text{児童1人あたり所要運営費})$$

① H15の当該団体と標準団体とを比較し、当該団体の保育単価割増率を算定する
単位費用で計上されているものを差し引く部分

② その年の入所人員数に①を乗じることにより、その年の入所人員数を割増補正する

③ その年の児童1人あたり所要運営費を②に乗じることにより、その年の当該団体の所要運営費を算出する。

ゼロ歳から4歳までの入所人員それぞれに対して係る費用は、実際はそれぞれ異なるが、交付税算定では児童1人あたり所要運営費として丸められている。

そのため、年齢階層が標準団体と異なるときは、乖離が発生する可能性あり。(プラス方向もマイナス方向も)

Aについては、三位一体改革による補助金の代替としての基準財政需要額への算入のため、本来、従来と同等の額が算入されるべきだが、算定方式はかなり荒いと言わざるを得ない。

H15年度以降各団体は合併等を経て、当時とは社会を取り巻く環境も全く異なるが、その際の割増率をまだ利用しているところに問題がある。

また、保育所運営経費においては各保育所の規模もかなり重要となってくる。保育所1所あたりの入所人員により、スケールメリット・デメリットの発生が大きく表れてくる。

しかし、現行算定式においてはその点が配慮されていないのが実情である。そのため、大きな面積を行政区域として有する島根県の町村においては、適正な財政需要が反映されていないと考える。

人口密度を算定の中で反映させる等算定式の抜本的な改善により、補助金時代と同じスキームの額が適正に措置されることを望む。

より大胆な提案をするなら、昨今の子どもに関する社会福祉の重要性から鑑みると、高齢者福祉費のように社会福祉費から子ども経費を切り離し「子ども福祉費」という費目を作成し、よりきめ細かい算定を行うことにしてもよいのではないだろうか。

【決算と交付税との比較】

	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
安来市	864,795	523,971	523,994	65.0%	65.0%

「安来市次世代育成支援行動計画後期行動計画」より

保育サービス等の充実

安来市では、保育サービスの総合的かつ計画的な提供体制を図るために、平成19年度に子ども未来課を設置し、平成20年度からは、少子化対策・子育て支援対策事業として「いきいきやすぎっこ応援事業」を創設しました。その中に、費用負担の軽減策を盛り込んだ「第3子以降就学前保育料無料事業」「休日保育事業」や「広域入所事業」などの新たな事業と、既に実施している「一時預かり事業」や「地域活動事業」の拡充を行い、保育サービスの充実を図ってきたところです。



具体的な事業

- 延長保育事業
認可保育施設の通常の開所時間(1日11時間)を超えて延長保育を実施
- 一時預かり事業
保護者の傷病、冠婚葬祭などの緊急時、育児疲れを解消するために預けたい場合などに、一時的に保育を行う。
- 特定保育事業
パート等の短時間就労などにより家庭での保育ができなくなる場合に、週2~3日程度、または午前、午後のみ必要に応じて保育を行う。
- 乳児保育事業
産後休暇、育児休業を取得し復帰後の乳児を保育する。
- 病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり)
保育所(園)に通っている児童が病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間、就業等によって家庭で保育できない保護者に代わつて、一時的に預かる。
- 休日保育事業
日曜、祝日に勤務する保護者の増加に伴い、休日の保育を必要とする児童の保育を行う。

安来市の保育所の状況

	施設数	入所者数
公立	14施設	751人
私立	5施設	441人

公立の入所者数には追加分を含む

分析項目⑥ 清掃費

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村の責務とされている。
- ごみ集配の手法、使用料の徴収等については一定の裁量があるが、それらもごみ処理が適正に行われることが前提である。

【現行の交付税算定式】

単位費用 5,230 円 ごみ処理費、し尿処理費	×	測定単位 人口 (H22 国調)	×	普通態容補正 ・地域手当 級地区分に関わらず 0.294 ・種地
	+	密度補正 【観光地における行政需要】 入湯税納税義務者数 × 5,230 円 × 1/365 日	+	経常態容補正 【頑張る地方応援プログラム (激変緩和)】 ごみ処理量

【各団体の決算との乖離状況分析】

- 全ての団体で決算>交付税措置となっている。しかもこの乖離が相当大きい。

【乖離発生の要因（推定）・交付税算定の問題点】

○都市である標準団体と島根県市町村を推論の上比較してみた。

標準団体に近い団体や都市部のホームページから、ごみ集配について様々な点を確認してみたが、おそらく全国どの団体も、ごみ集配の日程（週の集配日数）や各住民から徴収する料金（ゴミ袋に転嫁）等はそれほど変わらないのではないだろうか。

○とすると、乖離発生はごみ収集・処理の根幹に、都市部と地方部で大きな差があるものと推測される。

○何度も述べているとおり、標準団体とは島根県の市町村から見ると、非常にコンパクトな都市である。

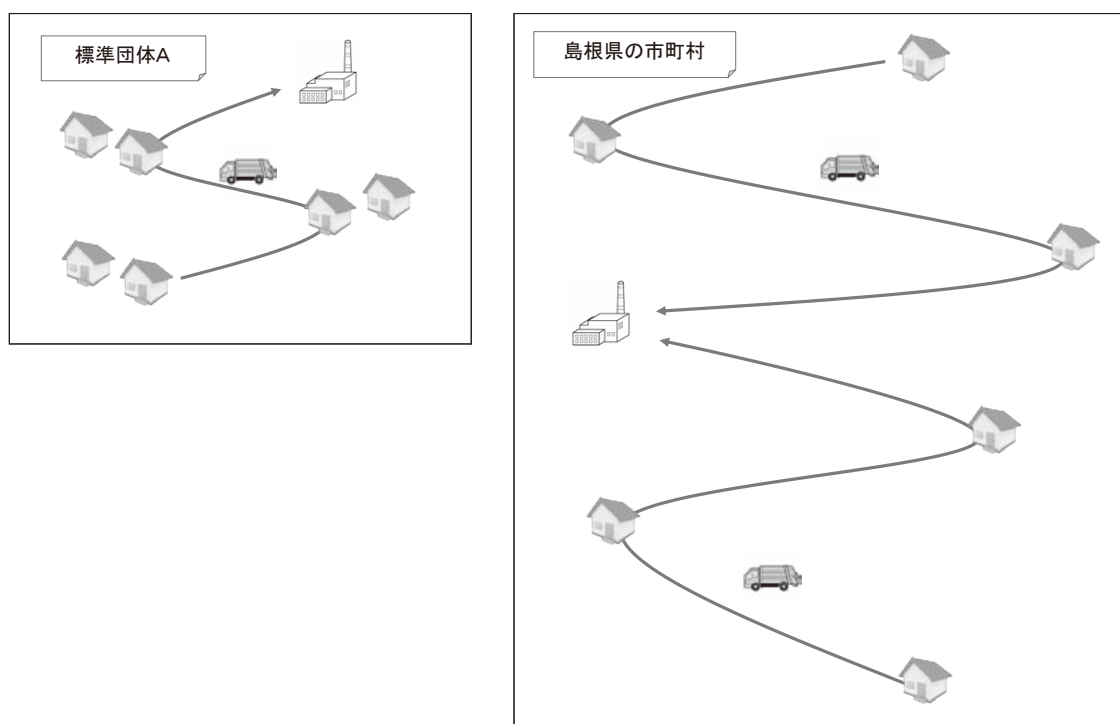
ごみ集配、処理については一部事務組合等で効率化するとしても、100km先の処理場にごみを運ぶことは現実的にはできないし、それは余計に輸送コストがかかるであろう。距離と費用のバランスの限界点が必ずある。

ごみ集配、処理についてのコストは、面積が大きく関係しているのかと想定できる。

標準団体のようなコンパクトな団体と、島根県のような面積が広く人口密度が低い団体との集配をイメージで比較したのが下記図である。

標準団体であれば、面積が小さいため集配距離も短く集配コストが小さくなり、かつ処理施設も少なくて済む。しかしながら島根県のような団体になると、面積が広く大きいいため、集配にもコストがかかる（図では集配車2台）。

○ 標準団体と島根県市町村のごみ集配比較イメージ図



島根県の市町村の場合、大きな管内を回る必要があり、標準団体と比べたときはその分集配コストがかさむ標準団体では集配車1台で済むところ、島根県の団体では2台必要である。

もう一つ、コンパクトな団体では利点が想定される。

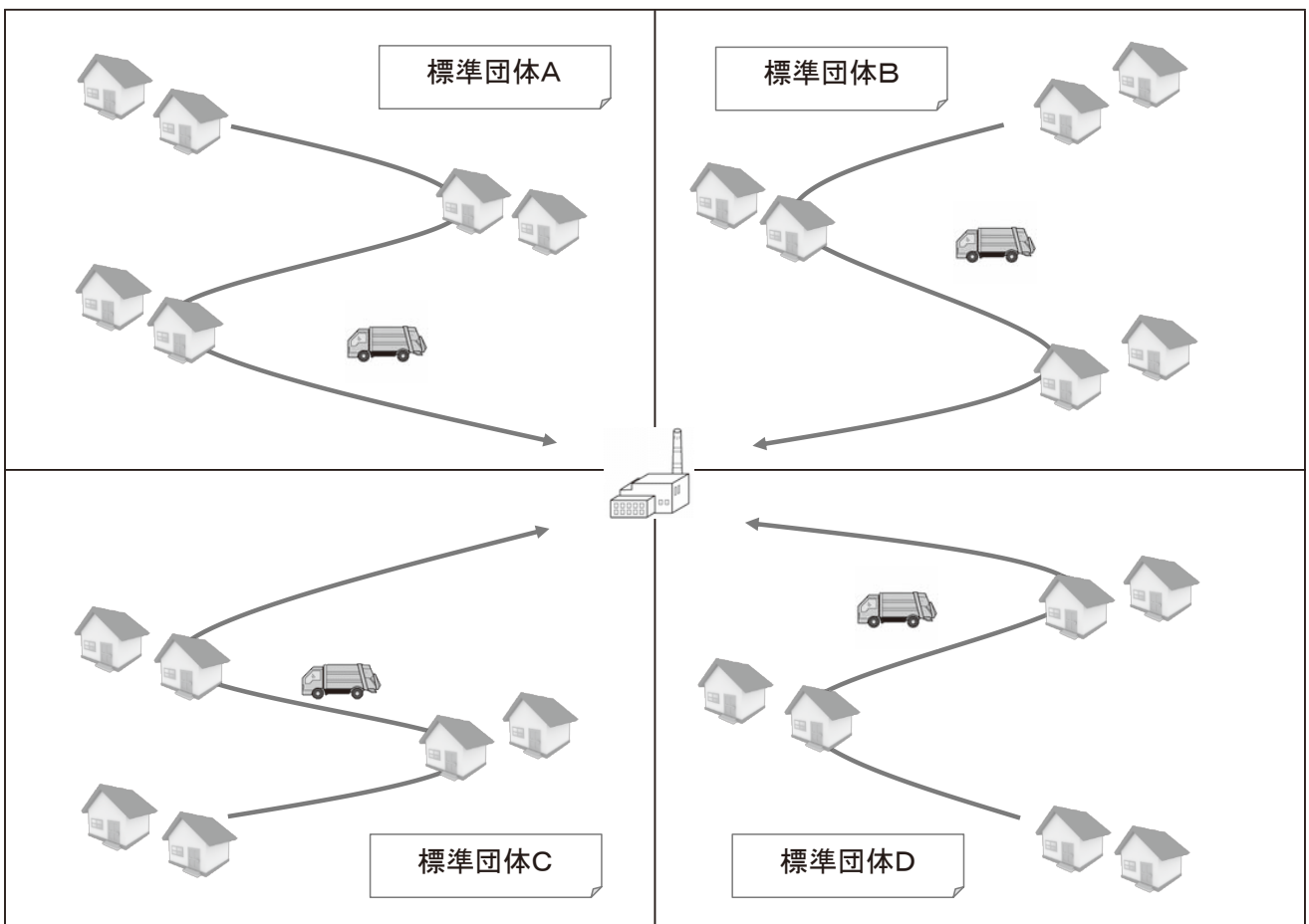
面積が小さいため、複数の団体で一つの処理施設を使うことがより想定しやすく、実際の経費の削減につながりやすい。(下記図を参照)

標準団体AからD団体で一部事務組合を構成し、1つの処理施設を4つの団体で利用している場合を想定する。

交付税算定では、AからDそれぞれに処理施設1つ分の経費が算入されている。よって、各団体での交付税の算入は1施設分だが、実際に必要な施設経費は0.25施設 = (1施設 ÷ 4団体) であり、交付税の過大算入となる。

仮に全国マクロで交付税と決算がイコールであれば、この標準団体以上のコンパクトな都市で過大算入されたものがある一方、島根県のような過疎地域の交付税算入がされない形となっている。

○ 標準団体が一部事務組合を設定した場合のイメージ図



焼却炉の維持経費

1つの焼却炉の維持経費が標準団体で100措置されているとき
AからDの団体で一部事務組合を設置し、焼却炉が1台であったとき

	交付税	実際の経費	
A	100	100 ÷ 4 →	25
B	100		25
C	100		25
D	100		25
計	400		100

【交付税算定式改正案】

問題点では面積に関係することを重点に述べたが、ごみの収集・処理経費についてはごみの量が大きく関連していることは自明であり、ごみの量は人口に比例することから、交付税算定の測定単位が人口であるのは設定は間違いとは思われない。

しかし、現行の計算式は面積要件を一切加味しておらず、このことが島根県の市町村において大きな乖離を生じさせている要因かと思われる。

今回の島根県市町村の決算と交付税措置との乖離を見てみたところ、多少の人口密度補正係数で埋まる差だとは思われないことから、清掃費の測定単位を2つに分割することを提案する。

単位費用A×人口×人口密度補正	ごみ収集・処理に係る経費
単位費用B×面積	施設の建設・維持管理経費

事例紹介

清掃費 邑智郡3町 (川本町・美郷町・邑南町)

【決算と交付税との比較】

	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
川 本 町	191,756	20,417	20,417	839.2%	839.2%
美 郷 町	143,920	28,154	28,163	411.2%	411.0%
邑 南 町	264,339	63,484	63,493	316.4%	316.3%
3 町 合 計	600,015	112,055	112,073	435.5%	435.4%

島根県の中部の邑智郡に位置する川本町・美郷町・邑南町の3町では、一部事務組合である「邑智郡総合事務組合」を構成し、この総合事務組合でゴミ処理を実施している。

(単位: 人、km²)

	人口	面積
邑智郡総合事務組合	21,210	808.53
川本町	3,900	106.39
美郷町	5,351	282.92
邑南町	11,959	419.22

標準団体と比較すると
人口は1/5
面積は5倍

○可燃ごみ等の場合

各団体から収集したごみについては、川本町に設置してある「笹畑クリーンセンター」に送られ処理されることとなる。



○ごみ区分による収集体制と排出方法等

区分		収集頻度	収集形態	排出方法	ごみ袋の値段	
燃えるごみ		週2回	委託	指定袋	大袋 630円/10枚 (税込) 小袋 315円/10枚 (税込)	
古紙類と紙パック	新聞	月1回		紐	無料	
	広告・雑誌・書籍	月1回		紐	無料	
	ダンボール	月1回		紐	無料	
	紙パック	月1回		紐	無料	
ビン		月1回		指定袋	157円/10枚 (税込)	
カン		月1回		指定袋	157円/10枚 (税込)	
ペットボトル		月2回		指定袋	157円/10枚 (税込)	
容器包装プラスチック		週1回		指定袋	157円/10枚 (税込)	
容器包装紙		月2回		指定袋	157円/10枚 (税込)	
不燃ごみ		月1回		指定袋	315円/10枚 (税込)	
粗大ごみ		年2回		手数料シール (10kgに1枚)	157円/5枚 (税込)	
有害ごみ		年2回		透明袋	無料	
直接搬入ごみ	家庭系	-		-	収集ごみと同様に分別し、指定袋以外の袋に入れる	40円/10kg
	事業所	-		-		80円/10kg

注)平成 24 年 4 月より、指定袋の販売を各町に移管した。

資料は邑智郡総合事務組合
「第4次邑智郡総合事務組合
一般廃棄物処理基本計画」より

分析項目⑦ 電算処理経費（徴税费・戸籍住民基本台帳費）

【法律上の義務付けの度合い・各団体の裁量の余地】

- 徴税については地方自治法により市町村に責務、戸籍等についても戸籍法等により市町村に責務がある。
- 直接の徴税・戸籍事務だけに関わらず、その結果は例えば児童手当や健康保険等他の多種多様な業務に連動してくる。おそらく今後もこれら事務に連動した各種業務の制度改編や新規事業の発生が想定される。
それらの適正な処理のためには電算処理化が事実上必須であり、総務省としてもその方向性を推進しているものと思料する。

【現行の交付税算定式】

○徴税费

単位費用のうち 電算処理経費	×	測定単位	×	段階補正	×	普通態容補正	×	密度補正	×	経常態容補正
1,028円		世帯数 (H22国調)		スケールメリット 上限3.180 (1,000世帯規模)		・地域手当		人口密度 200人→1.000 150人→1.030 100人→1.140 50人→1.270 20人→1.330		徴収率

○戸籍住民基本台帳費（戸籍数）

単位費用のうち 電算経費	×	測定単位	×	段階補正	×	普通態容補正	×	密度補正
362円		戸籍数 (n.3.31現在)		スケールメリット 上限1.470 (1,100戸籍規模)		・地域手当		人口密度 400人→1.000 300人→1.037 200人→1.075 150人→1.100 100人→1.125 50人→1.150 20人→1.180

○戸籍住民基本台帳費（世帯数）

単位費用のうち 電算経費	×	測定単位	×	段階補正	×	普通態容補正	×	密度補正
287円		世帯数 (H22国調)		スケールメリット 上限2.260 (1,000世帯規模)		・地域手当		人口密度 400人→1.000 300人→1.040 200人→1.085 150人→1.107 100人→1.125 50人→1.150 20人→1.165

【各団体の決算との乖離状況分析】

- 市では乖離がないが、多くの町村において、決算>交付税措置となっている。

【乖離発生の要因（推定）・交付税算定の問題点】

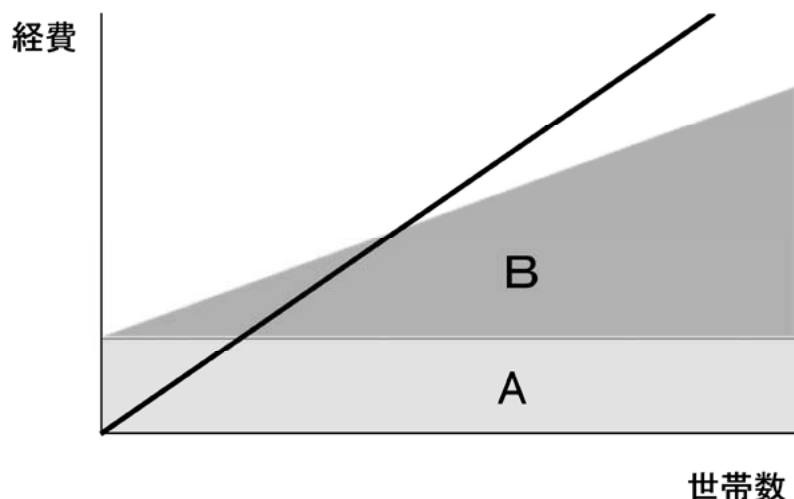
○現行の交付税算定は、各種補正はあるものの、基本的には世帯数に比例する形となっている。

○一方、実際の電算処理の契約においては、

A：どの団体にも必要とされる固定的経費 と、

B：世帯数に比例する比例的経費 とで構成されている。

この関係を図表化すると以下のようなになる。



黒の実線が交付税措置額

世帯数の少ない団体においては、交付税措置の方が少なくなり、世帯数の多い団体は交付税で十分措置されることとなる。

よって、島根県では「住民の少ない→世帯数の少ない」町村において交付税と必要額との大きな乖離が発生しているところである。

【交付税算定式改正案】

上記図におけるAの部分を実際に措置することを要望する。

各団体のA部分を調査の上、全国標準が算定においてどの団体にも入るよう係数化されたい。B部分は現行通り比例の計算式で構わない。

3. 市町村民税所得割の分析

ここまで、基準財政需要額について決算と交付税措置との乖離に基づき分析を行ってきたところであるが、収入についても各基準財政収入額の税目等の算定式の確認を試みた。その中で、市町村民税所得割については都市部と地方部との差異を考慮することなく算定が行われており、その結果見逃せない乖離が生じているものである。

乖離があまりに大きく発生している場合、交付税の本旨である財源調整機能が適切に反映されないこととなってしまう。基準財政需要額の適正な算定だけでなく、基準財政収入額の適正な算定も同じレベルが必要である。

そのため、今回この所得割の算定についても改善提案を行うところである。

【現在の所得割の算式（H24 算定）】

個人 所得割					
単位税額 127,800 円	×	補正率 ^{※1}	×	納税義務者数 (前年度課税状況調)	-
					税額控除 調整控除
					+
					分離課税
					-
					住宅ローン 特別控除
					+
					税源移譲 見込額 ^{※2}
					+
					分離分 精算
× 捕捉徴収率 97.5%					
× 算入率 75%					
× 25%					
^{※1} 補正率 = 当該市町村の前年度納税義務者 1 人当たり標準税額 ÷ 全国平均					
^{※2} 税源移譲見込額 = 税源移譲後対象税額 - 税源移譲前対象税額 ^{※3}					
^{※3} 税源移譲前対象税額 = (総所得金額等分 + 退職所得分離課税分 - 税額控除分) × 伸び率					

税額控除以下については、算定と実績に差がないため割愛し、単位税額の計算箇所のみ抜出

単位税額	×	補正率	×	納税義務者数 (前年度課税状況調)
127,800 円				

単位税額：一般所得課税分に係る納税義務者数一人当たりの全国平均の単位額（当該年度）

補正率：当該市町村の前年度納税義務者 1 人当たり標準税額 ÷ 全国平均

【算定式の問題点】

○算定式の分解

補正率、納税義務者数は前年度の課税実績を基礎としている。

一方、単位税額については、前年度の全国実績の平均額ではなく、おそらく算定年度の推計全国平均なるものを設定していると考えられる。

上記式により、前年度実績と算定年度推計を利用することにより、当該年度の基準税額を算定している。

○前年度実績と算定年度推計を用いると何が問題なのか

単位税額は、全国の算定年度の景気動向、経済成長推計を元にした、マクロの観点から作成している（と考えられる）。

一方、補正率と納税義務者数は前年度のものを用いている。ミクロの視点からの基礎数値。

例えば、あまり全国の景気動向の影響を受けない団体があったとき、納税義務者数はあまりかわらないが、算定年度に景気が急激に回復したような場合は急激に単位税額が伸び、この伸びに基準財政収入額が引っ張られる。

→基準財政収入額はすごく伸びる。でも、実際の収入額はあまり変わらない。

これが乖離を起こす典型的なパターンと想定される。

【計算式の解決方法案】

案1

単位税額を前年度の全国平均を用いて算定すると、当該年度は乖離が生じるが、前年度の実績とは合致するため長期的に見れば問題はない。

(前年度の実際の税額と一致する算式になるため)

案2

法人税割のように、精算制度を設ける。

(浜田市を始め、全国の各団体が以前から精算制度導入について意見申出を実施)

上記案1か2を用いれば乖離の問題はなくなると考えられるが、これまでの浜田市の意見申出への回答からは、総務省は精算制度を導入することは消極的かと考える。

しかしながら、ミクロの個別団体において乖離が発生しているのは大問題である。精算制度を導入することが難しいのであれば、次善の策として、乖離の程度を小さくするよう、算式の精度を向上させる計算手法を提案する。

案3 (今回提案)

総務省の推計では、全国地方公共団体を、大きな一つの団体として考えている(と思われる)ところに問題があると考ええる。

算定のあり方を、特定のグループごとに区分し、そのグループの積み上げが全国マクロとなるようにすべきである。

- ・ 単位税額

…経済成長・景気動向を考慮した全国的な伸び率を加味したものとされているので、全国的な景気動向と一致しない団体は乖離が激しくなる。全国ではなく、財政力グループ、地域グループ等で区分し、それぞれに単位税額を設定する。

- ・ 納税義務者数

…前年度の課税状況調を基礎としているが、当該年度のより近い納税義務者数となるよう、財政力グループ、地域グループ等ごとに景気動向等を考慮した率を設けて乗ずる。

- ・ 種地類似の種別補正の採用

…ある団体が全国の傾向と一致しないのは何が原因かと考えたとき、その団体の就業業種の割合が一つの要因かと推測する。

たとえば、自動車に代表されるような製造業が極めて好調な場合、全国総体の所得は伸びていくが、農業従事者が殆どの団体等は、基本的には収入は変わらない。

簡素化の観点もあるので、たとえば第1次～3次産業従事者の割合から算定される種地のようなものを作成し、この種地類似のものを算定に組み込む。

【市町村民税 所得割】 交付税算定と実績との比較

○市町村民税 所得割 について、交付税算定の主要部と、実績（課税状況調の対応する部分）との比較

- ・交付税 単位税額 × 補正率 × 納税義務者数 (n-1)
- ・実績 課税状況調査 (59表 算出税額に関する調 標準税率で算出したもの)

D-E、F/Eが正数だと
収入が過大算入
↓
交付税額が少なく算定

H24

	H24交付税算定				H24実績 総所得金額等 算出税額	D-E	F/E
	単位税額 A	補正率 B	H23 納税義務者 C	A×B×C D			
松江市	127,800	0.831	90,575	9,619,246	9,437,756	181,490	1.9%
浜田市	127,800	0.734	24,403	2,289,123	2,259,800	29,323	1.3%
出雲市	127,800	0.740	74,280	7,024,808	7,037,783	-12,975	-0.2%
益田市	127,800	0.697	20,142	1,794,189	1,772,018	22,171	1.3%
大田市	127,800	0.650	14,759	1,226,030	1,196,065	29,965	2.5%
安来市	127,800	0.716	17,096	1,564,369	1,562,894	1,475	0.1%
江津市	127,800	0.664	10,411	883,467	872,637	10,830	1.2%
雲南市	127,800	0.643	16,807	1,381,115	1,362,510	18,605	1.4%
奥出雲町	127,800	0.568	5,228	379,501	386,715	-7,214	-1.9%
飯南町	127,800	0.588	1,881	141,350	138,171	3,179	2.3%
川本町	127,800	0.676	1,368	118,186	109,741	8,445	7.7%
美郷町	127,800	0.556	1,784	126,766	129,024	-2,258	-1.8%
邑南町	127,800	0.632	4,078	329,380	326,311	3,069	0.9%
津和野町	127,800	0.585	3,118	233,111	226,690	6,421	2.8%
吉賀町	127,800	0.652	2,413	201,066	195,059	6,007	3.1%
海士町	127,800	0.691	957	84,513	83,102	1,411	1.7%
西ノ島町	127,800	0.688	1,346	118,348	117,580	768	0.7%
知夫村	127,800	0.720	208	19,139	18,376	763	4.2%
隠岐の島町	127,800	0.725	6,030	558,710	556,373	2,337	0.4%

H23

	H23交付税				H23実績 総所得金額等 算出税額	D-E	F/E
	単位税額 A	補正率 B	H22 納税義務者 C	A×B×C D			
旧松江市	125,800	0.842	83,882	8,885,117			
旧東出雲町	125,800	0.681	6,352	544,176			
			計	9,429,293	9,001,512	427,781	4.8%
浜田市	125,800	0.730	24,703	2,268,575	2,141,906	126,669	5.9%
旧出雲市	125,800	0.753	61,770	5,851,287			
旧斐川町	125,800	0.668	12,014	1,009,584			
			計	6,860,871	6,571,738	289,133	4.4%
益田市	125,800	0.704	19,955	1,767,275	1,680,265	87,010	5.2%
大田市	125,800	0.654	14,799	1,217,558	1,148,213	69,345	6.0%
安来市	125,800	0.666	17,275	1,447,351	1,463,364	-16,013	-1.1%
江津市	125,800	0.654	10,513	864,936	827,352	37,584	4.5%
雲南市	125,800	0.644	16,828	1,363,320	1,292,715	70,605	5.5%
奥出雲町	125,800	0.562	5,353	378,457	355,491	22,966	6.5%
飯南町	125,800	0.595	1,922	143,864	132,328	11,536	8.7%
川本町	125,800	0.666	1,380	115,621	110,647	4,974	4.5%
美郷町	125,800	0.550	1,797	124,334	118,583	5,751	4.8%
邑南町	125,800	0.630	4,150	328,904	308,374	20,530	6.7%
津和野町	125,800	0.595	3,129	234,209	218,147	16,062	7.4%
吉賀町	125,800	0.633	2,399	191,035	188,342	2,693	1.4%
海士町	125,800	0.707	910	80,936	79,140	1,796	2.3%
西ノ島町	125,800	0.731	1,295	119,088	110,800	8,288	7.5%
知夫村	125,800	0.717	202	18,220	17,921	299	1.7%
隠岐の島町	125,800	0.740	6,122	569,909	523,277	46,632	8.9%

H22

	H22交付税				H22実績 総所得金額等 算出税額	D-E	F/E
	単位税額 A	補正率 B	H21 納税義務者 C	A×B×C D			
旧松江市	120,000	0.818	85,159	8,359,207	8,514,052		
旧東出雲町	120,000	0.670	6,419	516,088	521,602		
			計	8,875,295	計 9,035,654	-160,359	-1.8%
浜田市	120,000	0.698	25,105	2,102,795	2,173,588	-70,793	-3.3%
旧出雲市	120,000	0.736	62,967	5,561,245	5,604,799		
旧斐川町	120,000	0.654	12,339	968,365	967,834		
			計	6,529,610	計 6,572,633	-43,023	-0.7%
益田市	120,000	0.680	20,419	1,666,190	1,693,745	-27,555	-1.6%
大田市	120,000	0.638	15,294	1,170,909	1,166,481	4,428	0.4%
安来市	120,000	0.708	18,001	1,529,365	1,386,407	142,958	10.3%
江津市	120,000	0.649	10,765	838,378	829,037	9,341	1.1%
雲南市	120,000	0.620	17,318	1,288,459	1,305,333	-16,874	-1.3%
奥出雲町	120,000	0.549	5,330	351,140	362,700	-11,560	-3.2%
飯南町	120,000	0.583	1,926	134,743	137,759	-3,016	-2.2%
川本町	120,000	0.636	1,399	106,772	110,770	-3,998	-3.6%
美郷町	120,000	0.532	1,849	118,040	119,157	-1,117	-0.9%
邑南町	120,000	0.612	4,201	308,521	315,118	-6,597	-2.1%
津和野町	120,000	0.560	3,218	216,250	224,336	-8,086	-3.6%
吉賀町	120,000	0.643	2,474	190,894	183,075	7,819	4.3%
海士町	120,000	0.651	898	70,152	77,541	-7,389	-9.5%
西ノ島町	120,000	0.713	1,294	110,715	114,063	-3,348	-2.9%
知夫村	120,000	0.713	198	16,941	17,455	-514	-2.9%
隠岐の島町	120,000	0.713	6,220	532,183	546,095	-13,912	-2.5%

※旧松江市と旧東出雲町は平成23年度に合併 松江市へ
旧出雲市と旧斐川町は平成23年度に合併 出雲市へ

第3章

合併後新たに発生した需要

1. 支所

①. 支所の必要性

ここまで、各行政項目について交付税措置と決算との乖離を分析し、算定方法の改善について提案を行ったところである。

これらは、現行では適正な財源措置が講じられていない項目について、適正な財源措置が講じられるための提案である。

一方、平成の大合併から10年間弱、様々な行財政改革を経た中で、新たな財政需要が判明してきた。

交付税算定上の合併から10年間というのは、いわば猶予期間であり、この間に行財政改革を実施し、財政基盤を整えよというのが国の見解かと思われる。国で想定していたのは、例えば複数ある文化施設、体育館等を1つに集約し維持管理費等を削減することであったり、各旧団体それぞれで同じ業務を担っていた職員については、合併により1人で遂行可能となることから、この分の職員が人役として削減可能であり、住民サービスを低減させることなく人件費の削減を実施することになる、等ではないだろうか。

合併後、各市町村は様々な行財政改革を実施し、コストの削減につなげてきた。しかしながら、最低限の住民サービスの維持のために、必要となる経費も判明してきた。

それが支所に係る経費である。

合併により、各団体の行政区域は増大した。だが、本庁舎を1か所に集約したとしても、行政効率のために各住民が本庁舎の周りに転居してくるわけではない。また、地方部には本庁舎には出向くことの困難な交通弱者も多くの割合で居住している。

この本庁舎から離れた地域に住む住民に対しても、行政としては住民サービスを実施する必要がある。現在、各団体は、最低限の住民サービスを実施するために支所を設置している。多くは旧庁舎を支所として利用している。旧市町村の住民にとっては、交通の便の比較的よい距離にある。

この支所がなくなってしまうと、離れた地域に住む住民は基本的な行政サービスを受けることが大変困難になる。

また、多くの団体においては支所に地域振興の役割を持たせている。これは、合併し住民と本庁舎との距離が遠くなることにより、各集落の課題が直接的に見えてこなくなることを避けるため、住民との距離が物理的に近い部署を設置し、住民に直接向き合い共に地域を活性化させるためである。

合併したことにより行政効率がよくなっても、地域が衰退したのでは本末転倒となってしまう。

これらのことは、積雪の際は本庁への移動が困難になる積雪地域や、離島地域などの

条件不利地域では支所による配慮がより必要なところである。

さらに、東日本大震災を契機として、地域の防災力について行政の果たすべき役割について再認識がされているところである。各団体の地域防災計画においても、災害時には本庁舎が司令塔として大きな役割を果たすのは当然だが、住民との距離が近い支所も大きな役割を果たすことが盛り込まれており、このことは住民からも期待されているところである。支所がない場合の地域防災計画というものは想定できない。

また、支所の防災機能は、平成25年7月と8月に島根県を襲った記録的な豪雨の際の対応でも、特に初期の被害状況の把握等において、欠かせないものとして指摘されているところである。

このようなことから、島根県の多くの団体は一定の財政上の負担があることは承知しつつも、支所を廃止する考えは現時点ではない。

(現在の財政上の負担額については、別紙を参照)

ただ、この支所経費は現在の交付税算定の中では考慮されていないところである。

これは交付税算定の基礎となる標準団体が非常にコンパクトな団体であり、支所を地勢的に必要としていないところからきているのではないかと思われる。

②. 支所の交付税算定方法

今回、支所を交付税算定の基礎数値として利用することを提案する。

(補正係数等の基礎数値として利用を想定)

但し、当方としても支所を基礎数値とする場合、以下のような問題点があることは承知している。

- (1)支所は地方自治法に規定されているが、設置は任意であり、その規模も任意である。この設置には国も都道府県の権限などは働かないため、仮にこの支所の数をそのまま基礎数値とすると、名ばかりの支所を増やしただけでも交付税が増加することとなるが、そのような設計にはできない。基礎数値は、客観性を担保する数値であることが必要条件である。
- (2)行革により支所を削減する団体もあるだろうが、支所を削減すると交付税が減ることとなるため、行革の逆インセンティブになる可能性がある。
- (3)既に行革により支所を削減した合併団体、面積は広大であっても当初から支所を設置していない単独団体に不公平となる設計は不可。

これらの課題を解決するため、以下の考えにより交付税上の支所を定義する。

- 支所は現時点で実際にある数字とはせず、理論上各個別団体において必要とされる数字とする。
- 支所で受け持つ業務は総務・福祉部門であることが多いため、実際に人が居住している範囲までを対象とする。人が住んでいない部分（山林等）は支所による業務カバーはしないものと想定。

上記考えに基づき、交付税上の理論的な支所の数の設定方法については以下複数案を提示する。

- 1 現行の支所数を基礎数値としながらも、本所から支所までの距離が一定未満であれば、支所の数として算定しない。
- 2 可住地面積の大きさに応じて、理論的な支所数を設定する。
- 3 別紙の「地域メッシュに基づく理論的な支所数」を設定する。
(これについては別紙を参照)

※ここでいう可住地面積とは、国勢調査における常住者のいる地域メッシュの合計面積のことをいう

上記3の地域メッシュ方式について

この方式のメリット

- 理論上の数値であるため、現行の本庁、支所の数、場所に左右されない
→合併団体・単独団体を公平に扱える
→実際の支所数ではないので、行政改革の逆インセンティブとはならない
- 面積・人口密度で単純に処理していないので、より各団体の実態に配慮可能

この方式への想定問答

Q 算定が大変にならないか。

A 国勢調査のメッシュ人口を利用すればよいかと考える。5年に1回の見直しであり、毎年大変になるわけではない。

現行の種地等の計算の方がよほど大変であり、客観性が説明できないのでは。

Q 非常に離れた集落に1人居住の場合でも支所を算定するのか。

A さすがにどこかで割り切りは必要だろうとは考える。そのような住民に係る費用はもはや特交の対象ではないだろうか。

Q 円の配置に客観性は持たせられるのか。

A 市→県→国のダブルチェックで行えばよい。チェックというやり方で不安であれば、総務省においてより幾何数学的な算定式を作成されてもよいのでは。

③. 都市部と地方部の合併における差異（例：公民館機能を中心として）

公民館の項でも述べたが島根県市町村の多くの団体では、公民館には本来の社会教育的業務に加え、窓口的機能、地域振興的な機能を持たせており、支所の活動を補完する役割を果たしている。

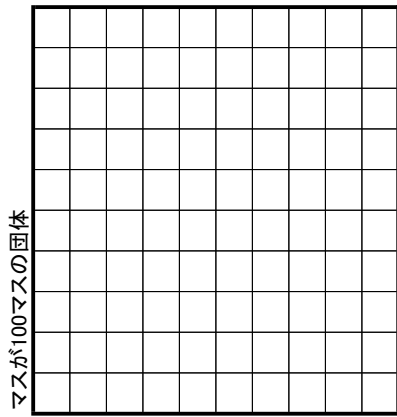
島根県のような地方部の人口が少なく面積の大きな団体では、支所と公民館が連携することにより、本所から離れた地域の団体においてもきめ細かい住民サービスを果たせるようにしている。

今後、支所機能が交付税上算定対象となる場合は、このように地方部においては公民館が準支所的な役割も果たしていることを考慮の上、地方部には加配して算定することを要望するものである。

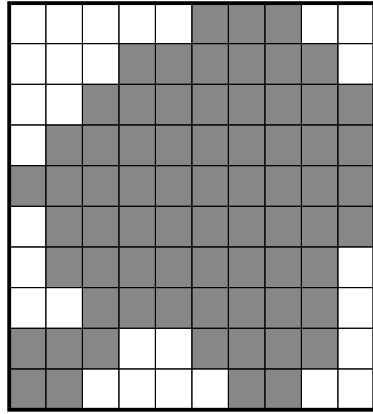
合併後発生した需要の最たるものとして支所を例として挙げたところであるが、公民館のように都市部と地方部で合併後発生した需要について規模が全く違うものも他にもあると考える。よって、都市部と地方部との行政需要の差異を調査の上、各算定式を設定されることを求めたい。

【支所：地域メッシュ方式の考え方について】

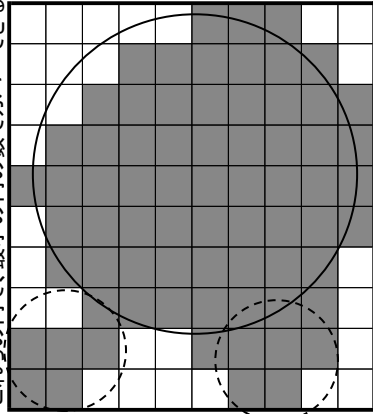
○まず、形状が正方形の団体を想定
これを $n \text{ km} \times n \text{ km}$ のメッシュに分割する



このうち、国勢調査により人が実際に居住している
部分を着色する

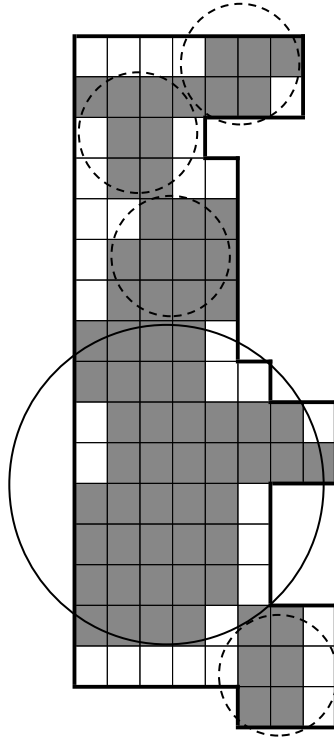
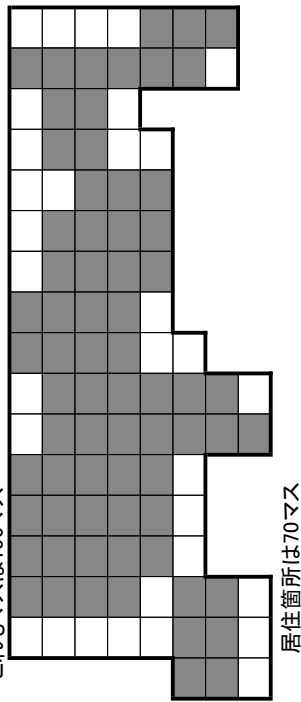


本庁がカバーできる範囲を半径 $R \text{ km}$ (実線)、
支所がカバーできる範囲を半径 $r \text{ km}$ (点線)と定義する
これらの円で、最小の円の数でカバーできるパターンを想定



この団体の交付税の基礎数値は、本庁 1 支所 2 とする。
現在の本庁舎の位置、支所の位置と数は考慮しない
合併団体でも、単独団体でも同じ扱いとする。

○形状がいびつな団体
これも $n \text{ km} \times n \text{ km}$ のメッシュに分割する
これもマスは100マス



この団体は、上の正方形の団体と同じく
行政区域100マス、居住区域70マスの団体であるが、
形状がいびつなこと、居住区域の点在の関係から、
交付税上の基礎数値は、本庁 1 支所 4 とする

支所機能と関係経費

単位:千円

	市町村名	支所or 分庁舎	支所等数 (※)	<参考> 合併 団体数	支所に係る経費		主な支所業務
						うち人件費	
1	松江市	支所	8	9	1,451,210	1,188,313	窓口・地域振興・公共施設管理
2	浜田市	支所	4	5	2,934,210	849,698	総務費・農林水産業費等
3	出雲市	支所	6	7	1,764,625	1,085,400	地域振興・税務・戸籍等
4	益田市	支所	2	3	1,034,547	398,085	窓口・保健福祉・地域振興等
5	大田市	支所	2	3	219,333	136,630	保健福祉・地域振興等
6	安来市	分庁舎・ 出張所	分庁舎2 出張所3	3	127,080	86,276	窓口・地域支援等
7	江津市	支所	1	2	110,094	90,961	窓口・保健福祉
8	雲南市	支所	6	6	2,012,337	1,041,704	窓口・地域振興・保健福祉
9	奥出雲町	分庁舎	1	2	48,350	31,924	窓口
10	飯南町	支所・分庁舎	支所2 分庁舎1	2	33,822	27,888	窓口
11	川本町	なし		単独団体	—		
12	美郷町	支所	1	2	52,574	47,132	窓口・保健福祉・地域振興
13	邑南町	支所	2	3	311,018	271,870	窓口・保健福祉
14	津和野町	分庁舎	1	2	28,104	28,104	窓口
15	吉賀町	分庁舎	1	2	78,064	50,206	窓口
16	海士町	なし		単独団体	—		
17	西ノ島町	支所	1	単独団体	5,571	3,220	窓口
18	知夫村	なし		単独団体	—		
19	隠岐の島町	支所	支所3 出張所1	4	309,028	239,203	窓口・保健福祉・地域振興等

※ 分庁舎方式の場合は、本庁舎を含めない数を記載

第4章

更なる適正な交付税措置のために

1. 離島

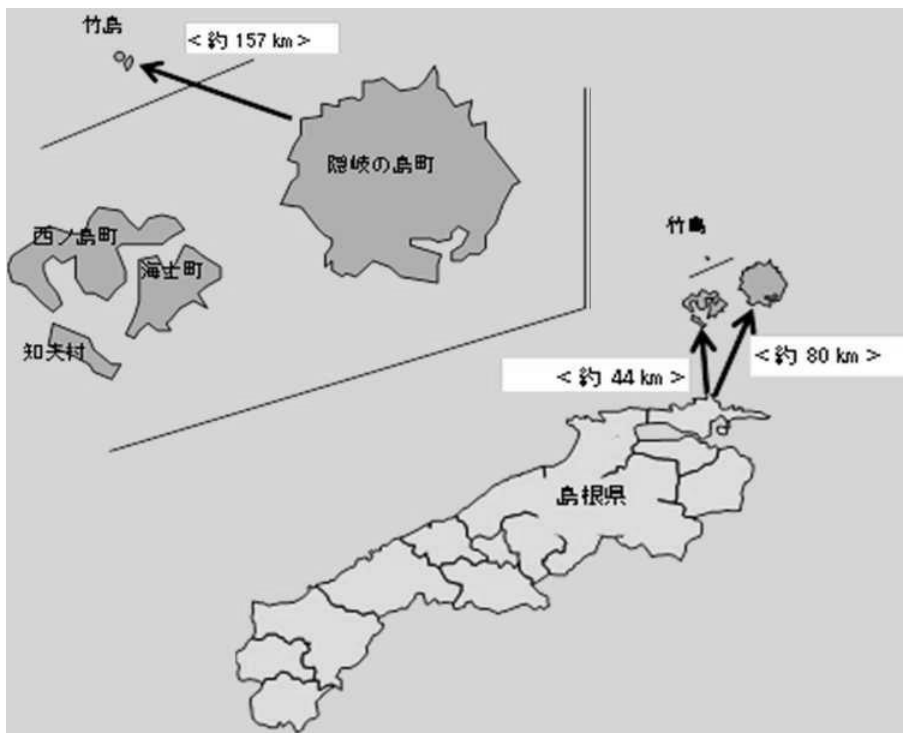
①. 離島の事情

島根県には離島地域として隠岐地域が存在しており、この地域は古くから多種多様な伝統的文化を引き継ぎ、豊かな自然にも恵まれ、観光地としても高い評価を受けている。

一方、離島であることは経済状況上不利となり、内地に比して、人口減少、少子高齢化の進行、産業全体の停滞等、厳しい状況に置かれている。

また、島根県隠岐地域においては、竹島を始めとして韓国との国境離島という性格を有している。

このような国境離島が果たす国家的役割の重要性に鑑み、国境離島については適正な財政措置並びに振興に関して、国の果たすべき役割は極めて大きいと考える。



注) 距離は航路によるもの

②. 離島への交付税措置の状況

離島においては一般的には、内地の団体より行政需要が割り増しになるとされる。

これは、地勢的に海路又は空路を利用せざるをえないため、旅費・通信運搬費が割り増しになること、物価が高くなるため、行政経費もその分高くなることがまず挙げられる。

また、行政効率の観点からは、一部事務組合のような他団体との連携による効率化により行政コストを削減させることが困難なことも挙げられる。

一部事務組合の設置が直接的に経費に係する消防費と清掃費において、県内市町村合計と隠岐地域との比較を行ったのが下記表である。但し、離島であるがゆえに増加している経費のすべてではなく、一部のみを適示していることには留意されたい。

(各行政項目の交付税算定との乖離状況については、資料編 P 3 2 以降を参照)

○消防費+清掃費 決算と交付税措置との比較

	決算	交付税	差	乖離率
隠岐4町村	995,337	540,990	445,347	81.0%
県計(隠岐除)	18,230,294	12,567,584	5,662,710	45.1%

※交付税の額は一本算定による数値

県内市町村合計(隠岐除き)でも大きな乖離が見られるが、隠岐地域においてはよりこの乖離が大きくなっている。

これは、離島である隠岐地域においては、消防力等についてはいくら人口が少なくても、一定規模の消防力を有することが必要とされるが、一方交付税算定の消防費及び清掃費では、離島の点が考慮されていないことに起因している。

しかし、基準財政需要額全体においては、離島割り増し経費を、地域振興費の普通態容補正Ⅲの隔遠地補正でまとめて算定している。この離島割り増し算定分と、上で述べた「消防費+清掃費」との差の比較を行ったのが次の表である。

	地域振興費 離島割り増し分 A	消防費+清掃費 交付税と決算の差 B	A-B
隠岐合計	380,402	445,347	▲64,945

消防費と清掃費だけで、隠岐地域の団体は地域振興費の離島割り増し措置分以上の交付税の不足が生じている。

ここまでをまとめると、離島の地域においては

- I 地勢的な状況から、行政経費については本土の団体より割り増しになる。
- II この点、普通交付税の各個別の費目においては、離島であることについては、考慮されることなく算定されている。
- III 離島であることについては、地域振興費の普通態容補正Ⅲで補正されているが、実態とはかけ離れた措置にとどまっている。

③. 離島についての交付税算定の改正

第3章において、個別算定費目について乖離の要因分析、乖離是正のための改正提案を行ってきたところであるが、この改正提案に加え、離島については、その事情をさらに基準財政需要額に反映可能になるよう、以下により提案を行う。

- ア) 現行の地域振興費の普通態容補正Ⅲの離島割り増し度合いを大きくする。
- イ) 離島であることが顕著に行政需要に反映している消防費・清掃費等の費目については、費目算定の中で離島割り増しを適切に実施する。

また、現在の地域振興費での割り増しの度合いは、どのような離島でも一律になっているが、隠岐地域のような外海離島と、瀬戸内海の島々のような内海離島とでは行政経費も異なるであろうし、他の島々との距離、内地との距離との関係でも、行政経費が異なることが想定される。

よって、ア) とイ) での割り増しについても、少なくとも外海離島と内海離島の場合とでは、割り増しの度合いに差を設けることが、適正な財政措置につながると考える。

2. 小規模団体

普通交付税の算定において、段階補正の頭打ちとなる団体は、人口規模が4,000人以下の団体であり、このような団体を本章では小規模団体とする。

①. 小規模団体の状況

島根県において小規模団体は、川本町、海士町、西ノ島町、知夫村の4町村であるが、海士町、西ノ島町、知夫村は離島という地勢的に特殊な団体であるため、川本町のみを対象として説明する。

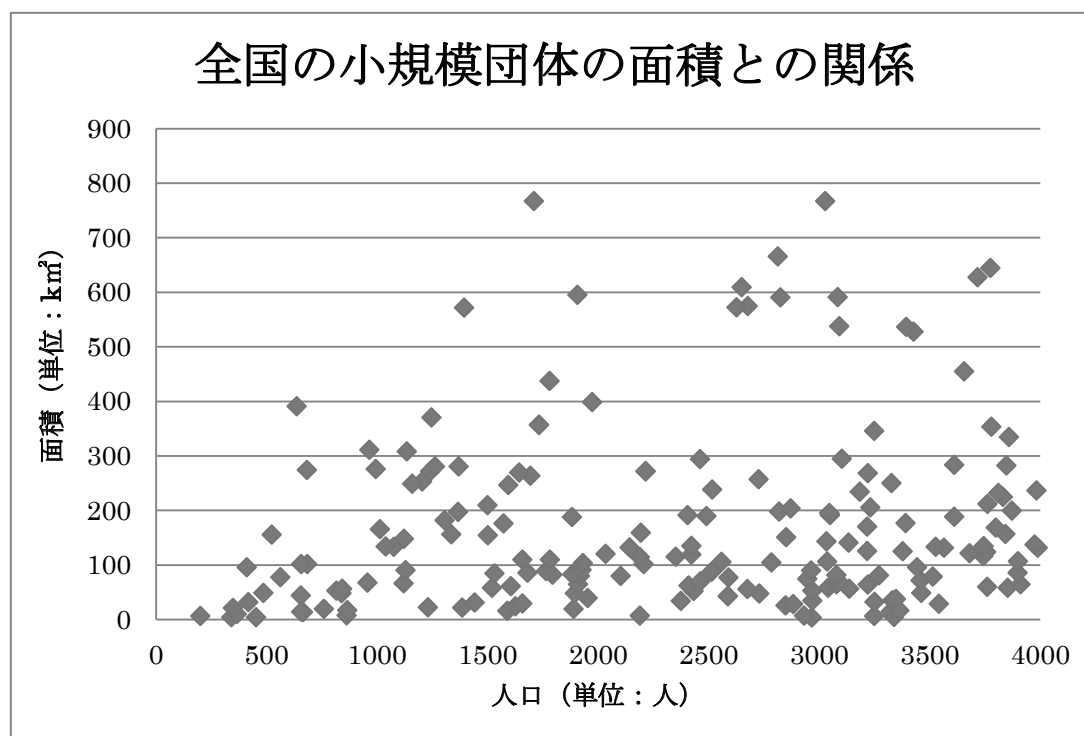
川本町は島根県中央部に位置する平成22年国勢調査では人口3,900人の小規模団体である。

川本町と島根県平均・標準団体の主要データ比較

市町村名	人口 (H22国調)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	65歳以上人口		75歳以上人口		世帯数 (H22国調)
					割合		割合	
川本町	3,900	106.39	37	1,618	41.5%	1,046	26.8%	1,666
市平均	79,909	537.37	149	22,155	27.7%	12,482	15.6%	28,961
町村平均	9,766	301.13	32	3,770	38.6%	2,360	24.2%	3,816
市町村平均	37,758	353.05	107	10,916	28.9%	6,249	16.6%	13,801
標準団体	100,000	160.00	625	26,000	26.0%	15,000	15.0%	41,000

川本町の場合、標準団体との比較では、面積は標準団体とそれほど離れていないが、人口が相当かけ離れている団体である。

また、全国の小規模団体の面積との関係を表したのが、下記分布図である。



この中には、「離島のように人口が少ないが面積も小さい団体」や、「大都市のベッドタウンのような団体」もあるので、この点を考慮すると、多くの団体は、人口は少ないながらも、100k㎡以上の行政面積を有する団体といえる。

○全国の小規模団体の平均（H22国調）（離島等の団体を含む）

平均人口	平均面積	人口密度
2,356人	169k㎡	14

②. 小規模団体への交付税措置の状況

島根県全体の分析の中でも述べてきたところだが、小規模団体においては、人口は少ないながらも、大きな行政区域を持つことがより顕著にいえるところである。

現在、多くの交付税算定の費目では人口を測定単位として設定している。そのため、基準財政需要額は人口に比例することになる。しかし、消防のように、人口の多い少ないに関わらず、一定規模の消防力を有すべきようなもの、電算経費のように固定的経費が多くを占めるものについては、適正な財政需要が把握されない算定式となっている。

○消防費＋清掃費 決算と交付税措置との比較

	決算	交付税	差	乖離率
川本町	319,235	124,598	194,637	156.2%
県計	19,225,631	13,117,574	6,108,057	46.6%

※交付税の額は一本算定による数値

確かに、基準財政需要額の算定においては、スケールメリット・デメリットを考慮するための「段階補正」により補正が見られるところではある。

しかし、段階補正には以下のような問題点がある。

- ・測定単位の人口を補正するものであり、その人口が小さい場合、上で述べたような固定的な経費を補足するには不十分である場合が多いこと。
- ・算定の際、4,000人以下の団体一律の段階補正が設定され（いわゆる「頭打ち」）全国で最も少ない人口の団体（青ヶ島村：201人）から4,000人の団体の間では適正な財政需要の算定となっているのか疑問であること。

このようなことから、現行算定を、段階補正の増減だけで調整するのは適正ではないと考える。

③. 小規模団体についての交付税措置の改正

小規模団体に対して交付税を適切に措置するためには、これまでも述べてきたように各費目の算定において、面積・人口密度の要件をより加味すること、固定的経費については確実に措置されるような算定にすることとすることを提案する。

地方交付税制度に関する島根研究会

報告書

資料編

平成25年9月25日

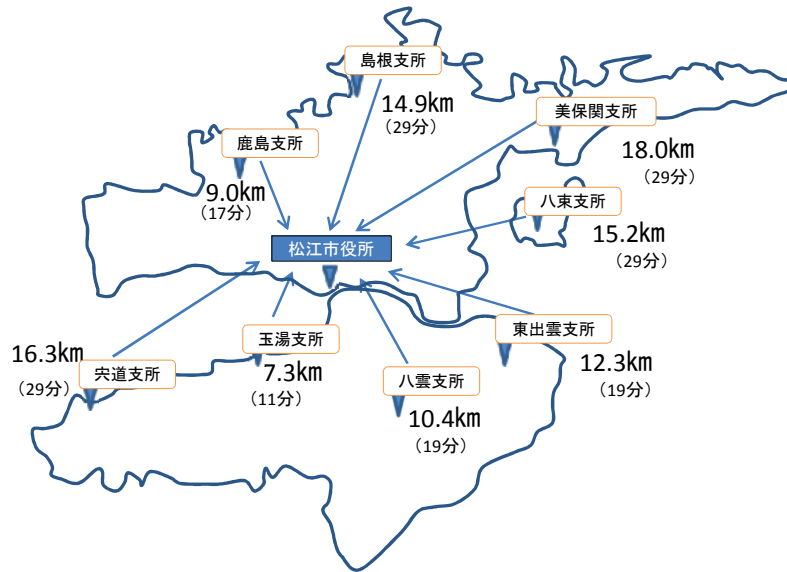
目次

○ 島根県市町村の人口・面積（含 合併状況）	…	1
○ 各市町村の支所の現状と今後の在り方（合併団体のみ）	…	2
○ 各行政項目：決算と交付税措置との比較	…	32
○ 平成 25 年度普通交付税算定 【一本算定へ移行した場合の影響額】	…	60
○ 可住地（地域メッシュ数と常住地）の状況	…	61

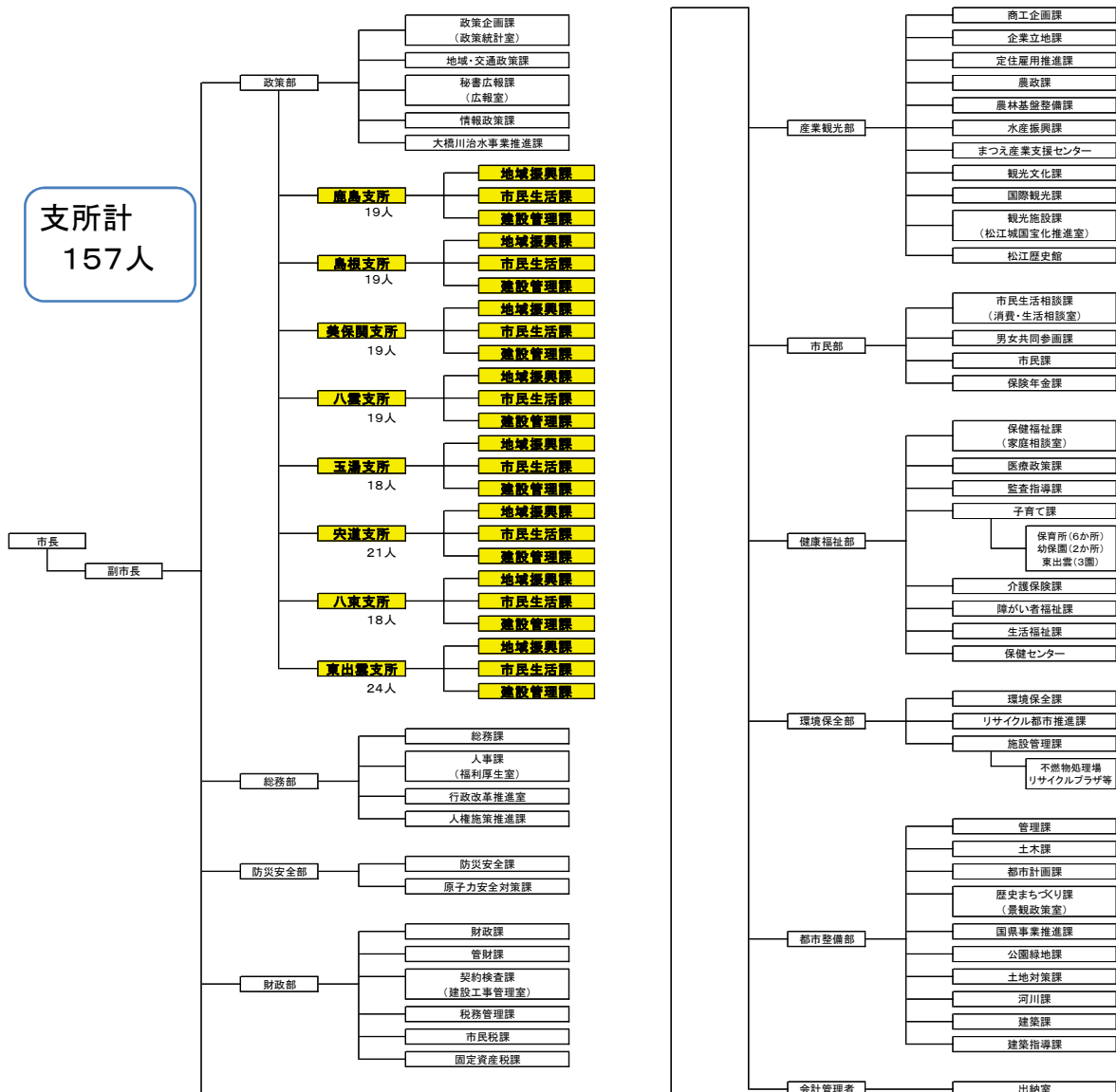
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年3月31日（1市7町村合併）、平成23年8月1日（東出雲町合併）	
	合併団体数	9	団体
	支所の設置形態	支所方式	
	支所の数	8	箇所
	H22国勢調査人口	208,613	人
	面積	573.01	k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>平成17年3月31日の合併に伴い、合併時の住民生活に混乱が生じないよう、また合併後の市政運営がスムーズに移行できるよう、旧町村それぞれの区域を所管区域とした支所を設置した。</p>		
支所で実施されている業務	<ul style="list-style-type: none"> ①総合窓口 戸籍、住民票、印鑑登録、各種税の収納、証明交付、保険、年金、福祉関係の申請相談、学校手続き、農林水産商工業関係の申請・相談 ②地域振興 地域まちづくり指針、地域まちづくり予算、コミュニティ支援、イベント、地域防災、自治会、地域広聴 ③維持管理 道路、河川、上下水道等の小修繕 		
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>合併による市域の拡大に伴い、周辺地域においては身近な行政サービス、地域振興、防災拠点としての支所機能を当面維持していく必要がある。</p> <p>また、地域のことはできるだけ多くの住民が関わりながら、行政との協働でまちづくりを進めていくことが、一層個性あふれる地域を作り、市全体のコミュニティ力を向上させていくことにつながるため、地域づくりの主体を公民館が担う松江方式（公設自主運営方式）を旧町村部においても確立させ、さらに支所と施設や機能、体制面での連携、複合化を図った新しい拠点を作っていく。</p>		

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



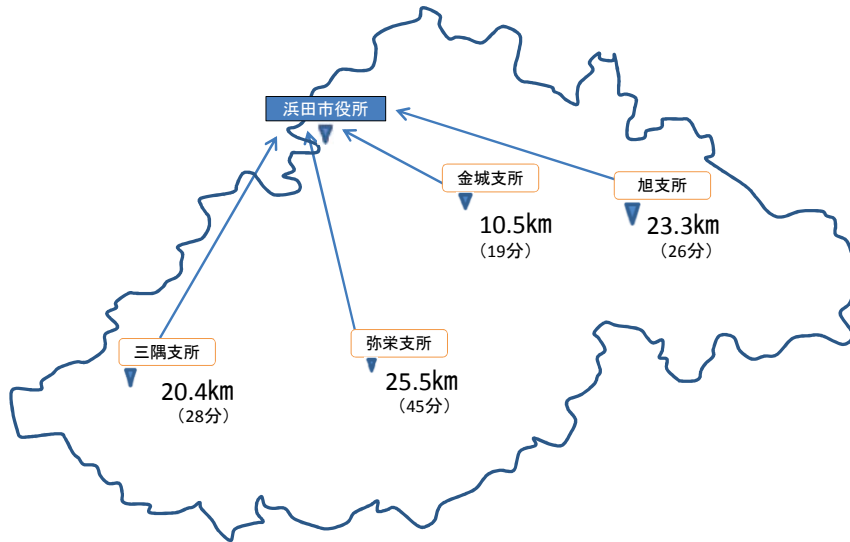
松江市 行政機構図 (市長部局のみ)



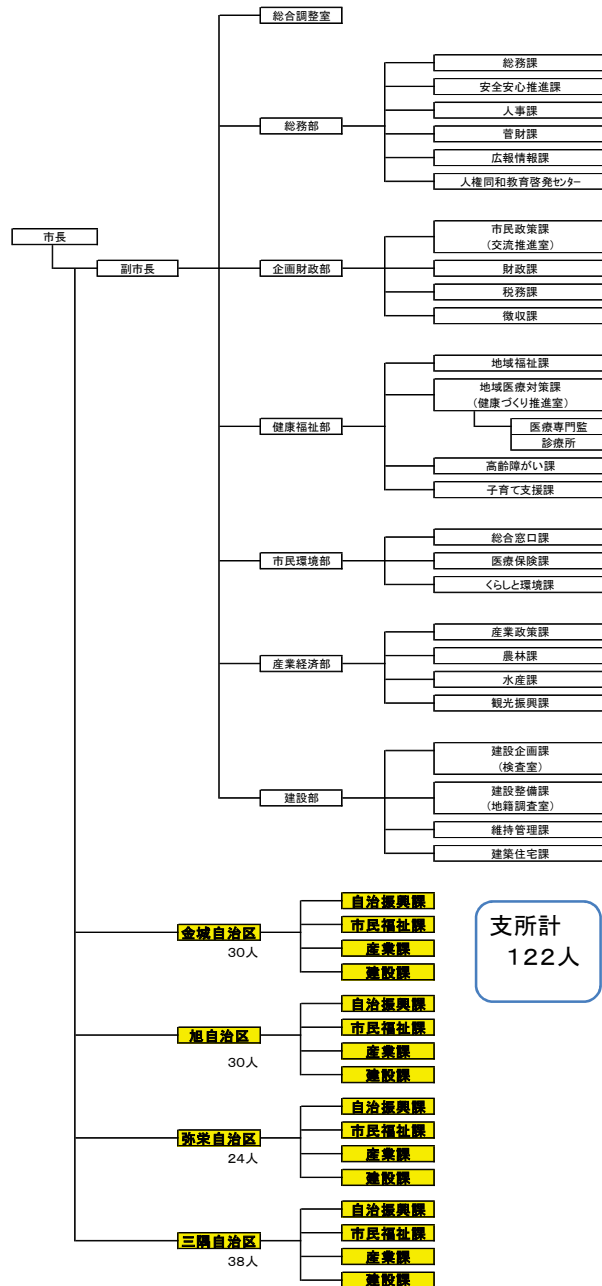
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年10月1日
	合併団体数	5 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	4 箇所
	H22国勢調査人口	61,713 人
	面積	689.60 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当市では、市町村合併にあたり、浜田那賀方式自治区制度を設け、旧自治体単位で自治区を設置し、それぞれの自治区において住民と行政が密接に連携することができる体制を構築し、地域の個性を活かしたまちづくりを推進することになった。これにより、旧自治体ごとに支所を設置することとなった。</p>	
支所で実施されている業務	<p>平成25年度は、各支所5課体制、支所職員総勢140人となっている。多くの業務を各支所が合併以降も担当している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興課 ・市民福祉課 ・産業課 ・建設課 ・教育分室 	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>平成27年度までに、支所の組織体制を、庶務、庁舎・備品等の維持管理、自治区予算、経理、選挙事務を担当する管理部門、各種証明の発行、各種台帳の閲覧、市税の収納、各種申請・相談の受付を担当する総合窓口部門、広報、各種設備等の整備・維持管理、農林水産業振興、特産物・工芸品、出身者会を担当するまちづくり部門の3部門に集約する。人員については、平成29年4月から1支所20人体制とする。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



浜田市 行政機構図 (市長部局のみ・消防除く)



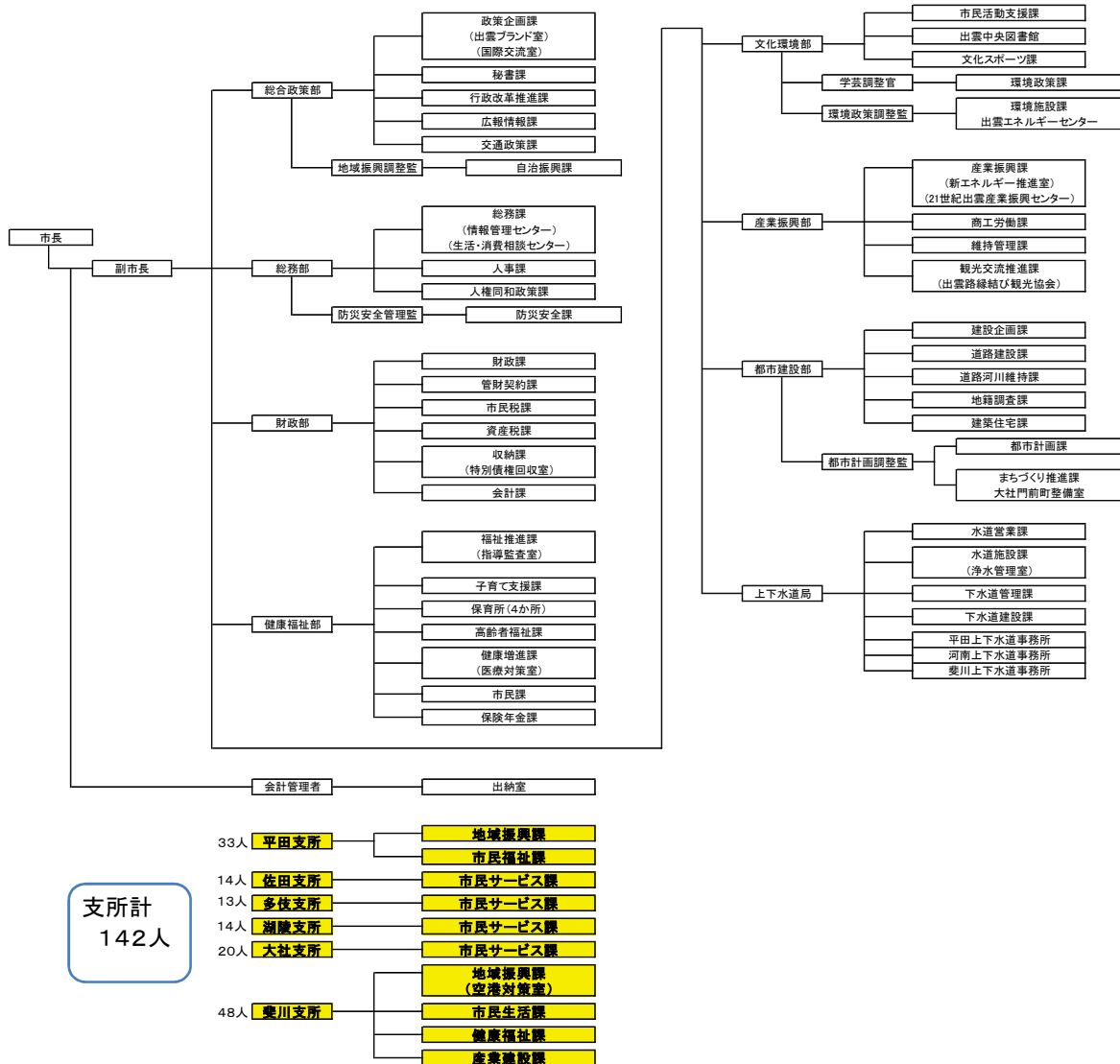
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年3月22日（2市4町合併）、平成23年10月1日（斐川町編入合併）	
	合併団体数	7	団体
	支所の設置形態	支所方式	
	支所の数	6	箇所
	H22国勢調査人口	171,485	人
	面積	624.13	k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>出雲市は、平成16年度に旧出雲市、旧平田市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町の2市4町が合併して誕生した。合併に伴い、本庁機能は旧出雲市役所へ集約し事務の効率化を図るとともに、旧出雲市以外の旧市町役場を支所と位置づけ、広範となった市域に対してきめ細かな行政サービスの提供を図った。</p> <p>また、平成23年度には旧斐川町を編入合併し、旧斐川町役場を支所として合併後も変わらない行政サービスの提供ができる組織体制とした。</p>		
支所で実施されている業務	<p>現在、支所では窓口的業務を中心に実施しており、具体的には下記のような事務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興：総務、地域協議会、地域バント、農林、水産、商工、土木など ・ 市民サービス：税務、戸籍、社会福祉、保健衛生など <p>また、本市の防災計画において災害対策本部（本庁）の支部として、本部や自主防災組織との連絡調整を図るなど、地域の防災拠点として位置づけている。</p>		
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>本市は「21世紀出雲市行財政改革第2期実施計画」（平成22年度～平成26年度）において、今後の支所のあり方として「職員数全体のさらなる減少を踏まえ、コミュニティセンターとの連携を含め窓口対応のあり方を検討する」という方向性のもと、支所の数は維持しながらも支所職員数の削減に着手している。</p> <p>ただ、本庁と支所とをつなぐテレビ電話を構築するなど、行政サービスの低下を招かないための具体策も実施している。</p> <p>なお、一本算定へ移行後の方向性として、現時点において、支所の統廃合など具体的な検討は行っていない。</p>		

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



出雲市 行政機構図 (市長部局と支所のみ)



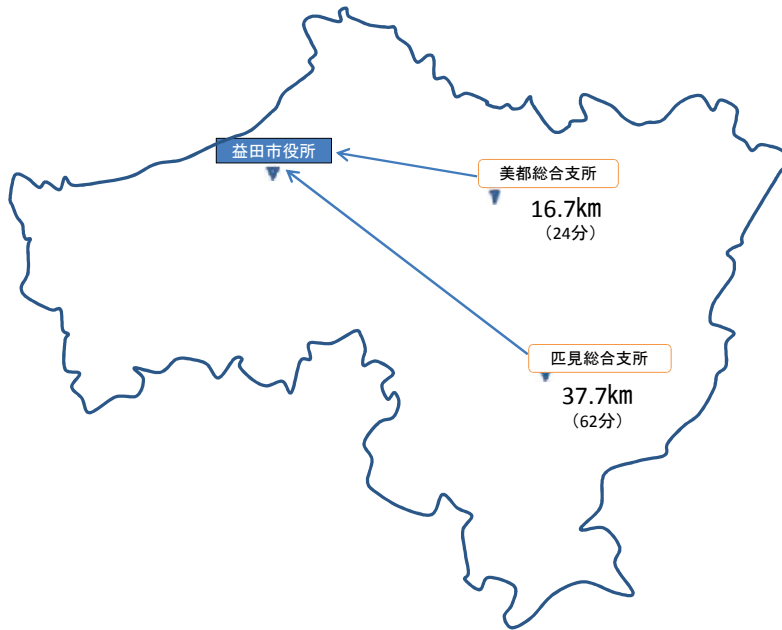
支所計
142人

- 33人 平田支所
 - 地域振興課
 - 市民福祉課
- 14人 佐田支所
 - 市民サービス課
- 13人 多岐支所
 - 市民サービス課
- 14人 湖陵支所
 - 市民サービス課
- 20人 大社支所
 - 市民サービス課
- 48人 斐川支所
 - 地域振興課 (空港対策室)
 - 市民生活課
 - 健康福祉課
 - 産業施設課

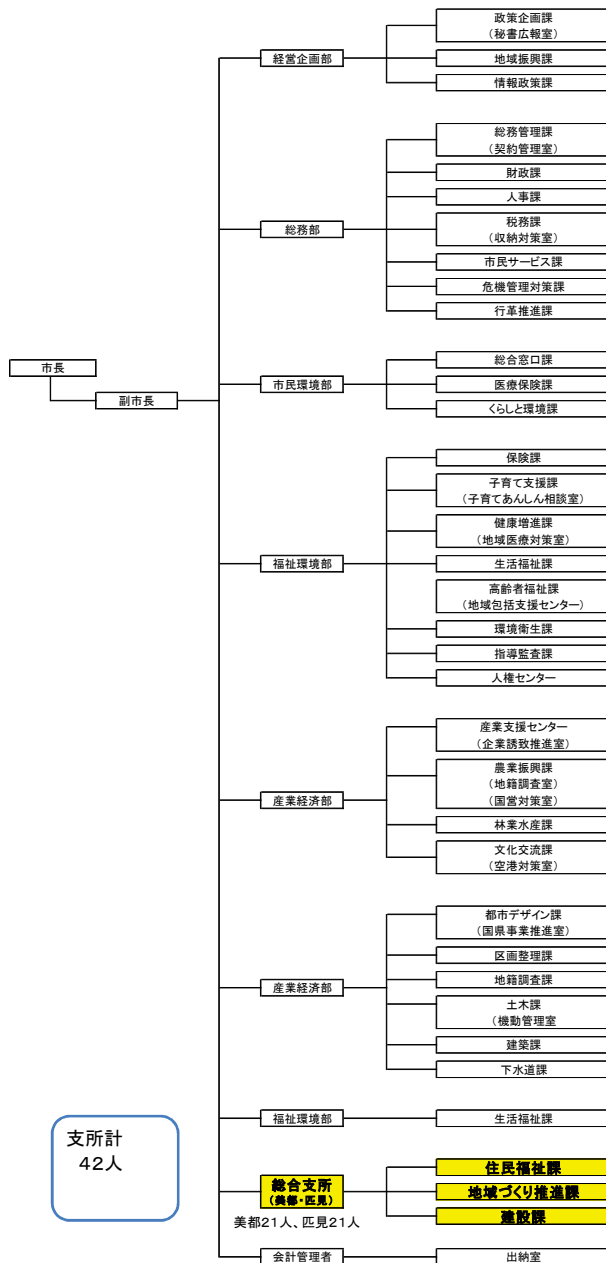
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年11月1日
	合併団体数	3 団体
	支所の設置形態	総合支所方式
	支所の数	2 箇所
	H22国勢調査人口	50,015 人
	面積	733.24 k㎡
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>本市は、旧益田市、旧美都町、旧匹見町の3市町が合併して新益田市として誕生した。合併協議会において、合併により中心部と周辺部の格差が生じ、過疎化にますます拍車がかかるとの不安感や地域の特性が薄れていく等々の懸念があり、これらを克服していくため、現状より急激な行政サービスの低下や地域の機能が低下しない行政組織・機構に配慮することが確認された。</p> <p>この確認を踏まえ、合併後、県内最大の面積となる新益田市においては、単に受付業務のみでなく、住民の方々が可能な限りそれぞれの地域で用務が完結できるよう予算措置も行き、総合的な行政窓口となるよう旧美都町、旧匹見町にそれぞれ総合支所を設置した。</p>	
支所で実施されている業務	<p>総合支所として位置づけ、顧問（特別職）、支所長（部長級）を配置し、本庁とほぼ同等の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民福祉課 税・戸籍関係証明発行及び相談業務、高齢者・児童福祉に関することなど。 ・ 地域づくり推進課 定住対策、農林土木事業、観光振興業務等に関すること。 ・ 建設課 道路、橋りょう、河川、住宅、簡易水道、公園及び農業集落排水等に関すること。 	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>住民サービスの低下に繋がる総合支所機能の縮小及び廃止については、現在のところ予定していない。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



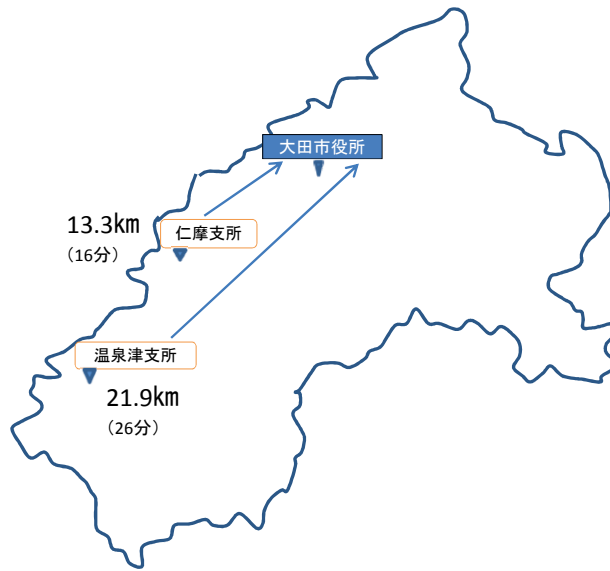
益田市 行政機構図 (市長部局のみ)



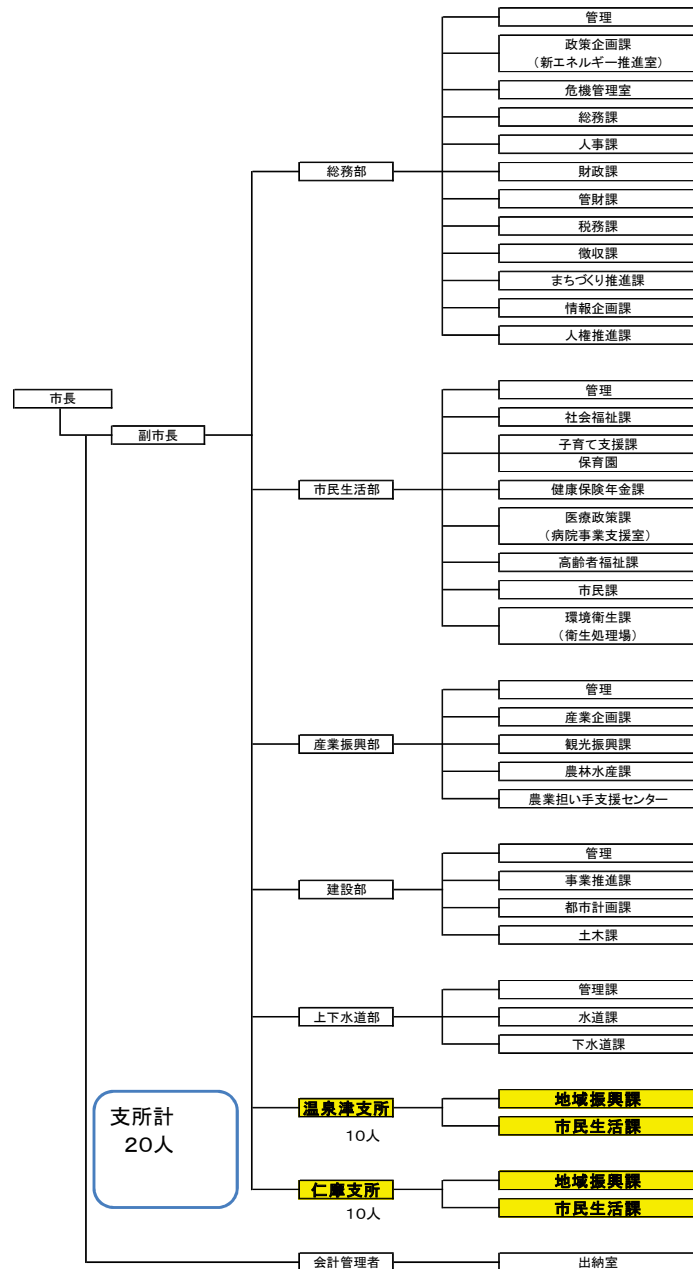
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年10月1日
	合併団体数	3 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	2 箇所
	H22国勢調査人口	37,996 人
	面積	436.12 k㎡
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当市は、平成17年度に旧大田市、旧温泉津町、旧仁摩町の3市町が合併して誕生した。合併に伴い、本庁舎機能を旧大田市役所に集約し、事務の効率化を目指したところである。</p> <p>しかし、面積が非常に広いこと（旧温泉津町の最西集落から旧大田市役所まで約30km）、集落が点在していること等から、市役所機能を旧大田市役所だけとした場合、窓口・福祉などの住民に直結する行政サービスが著しく低下するとの危惧があった。よって旧温泉津町、旧仁摩町の役場を支所と位置づけ、両支所に窓口機能等を持たせる中で、合併後の行政サービスに支障をきたさないよう支所機能の整備を行なった。</p>	
支所で実施されている業務	<p>現在、支所では窓口業務を中心に実施しているところであり、具体的には、下記のような事務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務 住民票、印鑑証明書等の発行事務、健康福祉関係受付事務、税・水道料等の徴収事務 ・ 地域振興 地域防災、まちづくり活動の推進 <p>また、当市の防災計画では各支所を地域の防災拠点機能として、住民の生命・安全を守るための重要な部署と位置づけている。</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>当市においては、住民サービスに急激な変化をきたさないよう配慮しながら、産業建設・健康福祉・教育部門業務については効率的に対応するため、本庁直轄とし見直しを行ってきた経緯がある。</p> <p>しかし、住民の利便性の著しい低下を防ぐという観点から、支所における各種証明や届出等の窓口業務の維持は必要不可欠であり、また住民の安全安心を確保するために、災害時等に当該地域において迅速な対応・初動体制の拠点となる支所を廃止することはできない。</p> <p>その他、地域の資源や特性を活かしたまちづくりを推進するためにも、支所における地域振興業務は維持すべきものと位置づけている。</p> <p>合併算定替から一本算定へ移行した後も、住民サービスや地域防災、まちづくりの拠点といった支所に求められる役割に変わりはないため、現段階では支所を廃止する予定は無い。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



大田市 行政機構図 (市長部局のみ・消防部除く)



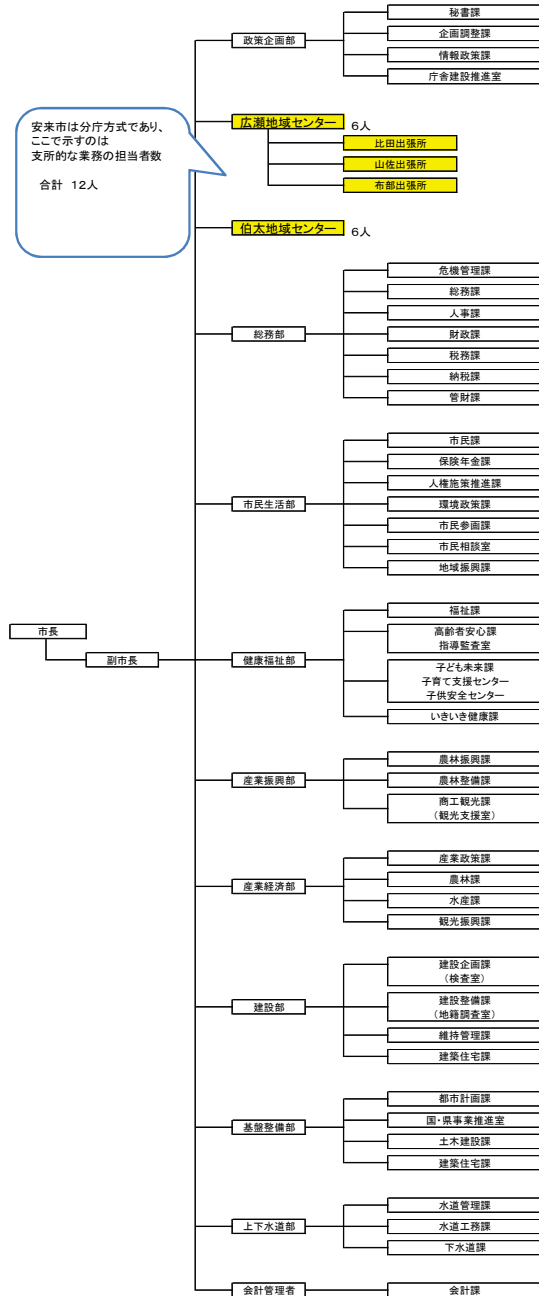
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年10月1日	
	合併団体数	3	団体
	支所の設置形態	分庁舎方式	
	支所の数	2	箇所
	H22国勢調査人口	41,836	人
	面積	420.97	k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当市は、平成16年度に旧安来市、旧広瀬町、旧伯太町の3市町が合併して誕生した。合併に伴い、分庁舎方式により旧3市町庁舎に各課を配置し業務を行っているところである。しかし、面積が広いこと、集落が点在していること等から、窓口・各種申請手続き等については、行政サービスが著しく低下しないよう3庁舎全てで行えるよう各庁舎に窓口サービス機能を持たせ、住民サービスの低下を最小限に留めたところである。</p>		
支所で実施されている業務	<p>①現在、支所では窓口的業務を中心に実施しているところである。 具体的には、下記のような事務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務 住民票、印鑑証明書等の発行事務 ・民生 後期高齢医療、乳幼児医療、福祉医療、国民健康保険等の申請受付 ・その他 各種申請書類の受領、福祉業務等の相談、公共施設の管理等 <p>②担当課において、地域振興業務の統括をしているが、各支所においては具体的に地域情報の収集発信などを行うことにより、地域のニーズを的確に反映できるよう、地区交流センターと連携し、意見の吸い上げ、事業の共同実施を行っているところである。</p>		
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>広範な面積を有する当市においては、合併算定替から一本算定へ移行した後も支所は窓口業務を中心とした最低限の行政サービスを維持する拠点であり、地域振興に関する中心的役割を担う。また災害時の重要な拠点でもあることから、支所を廃止する予定はない。</p>		

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



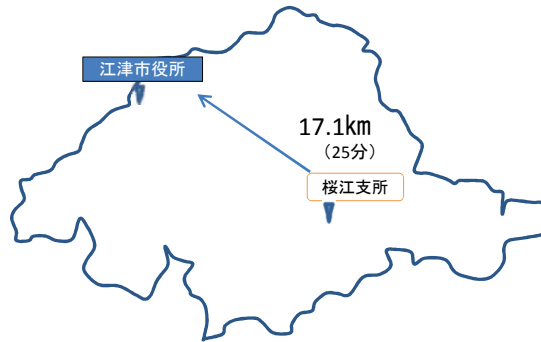
安来市 行政機構図 (市長部局のみ・消防本部除く)



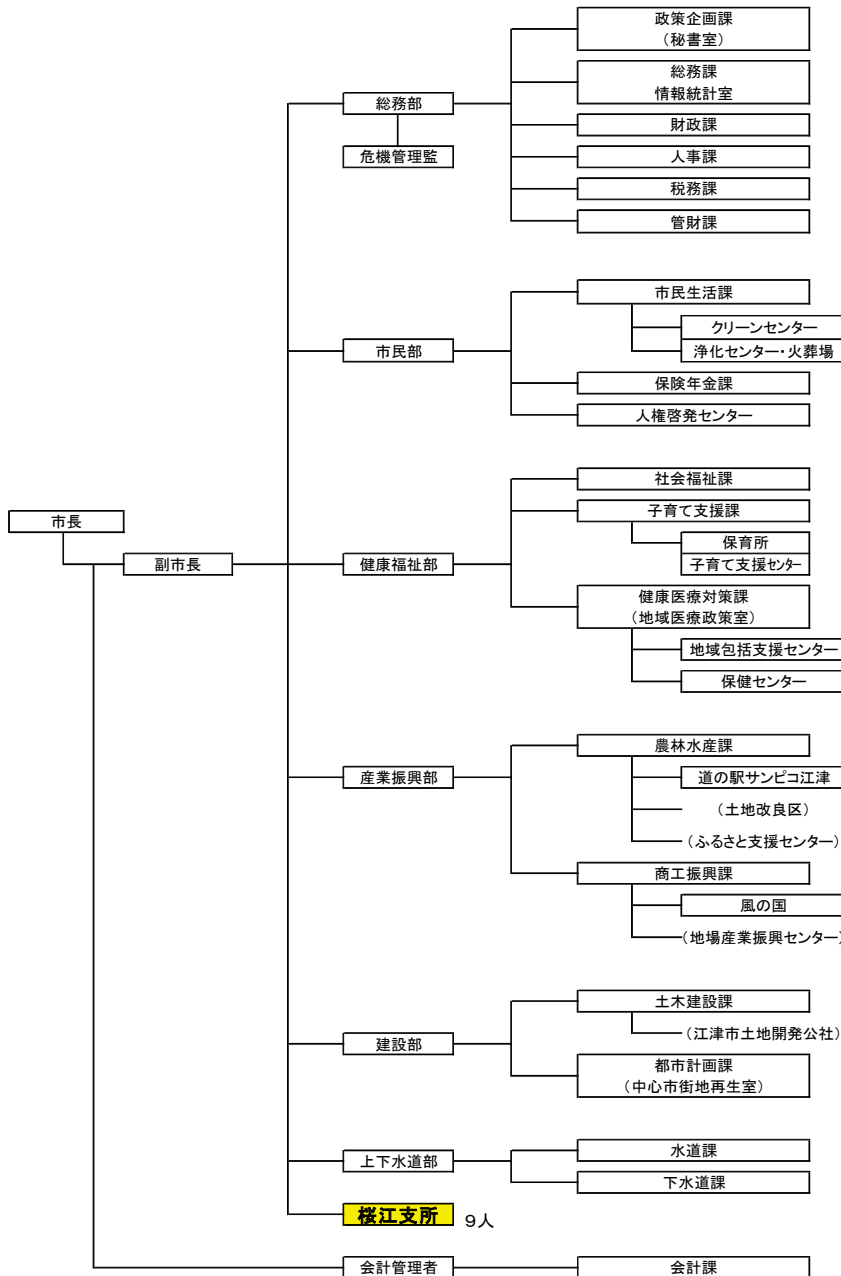
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年10月1日
	合併団体数	2 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	1 箇所
	H22国勢調査人口	25,697 人
	面積	268.51 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>旧江津市・旧桜江町の1市1町で合併。 本庁機能は旧江津市庁舎に集約しているが、旧桜江町からは距離があり、また公共交通による便数も少ないことから、窓口・福祉などの住民に直結する行政サービスを維持するためにも、支所の存在は必要不可欠な状況にある。</p>	
支所で実施されている業務	<p>支所では、住民票・戸籍・印鑑証明・税・保険・年金・障がい者福祉・生活保護・保育・高齢者福祉などの窓口業務を主に行っている。 また、桜江町内における環境保全・公害対策・国県事業の調整などを行っている。</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>広範な面積を有する本市においては、合併算定替から一本算定へ移行した後も支所は最低限の行政サービスを維持する拠点であり、また災害時の重要な拠点でもあることから、現在支所を廃止する予定はない。 窓口対応だけでなく、米軍飛行機による騒音問題など、身近に支所があることで、住民生活におけるニーズに、素早く、きめ細やかに対応できることが今後も必要と考えている。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



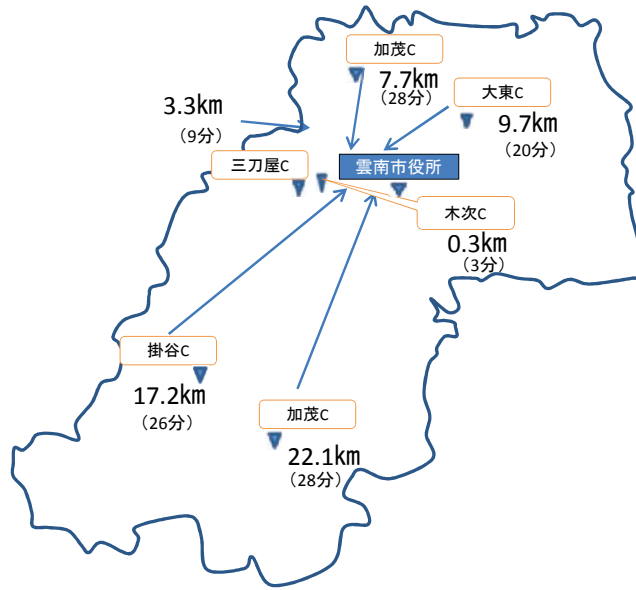
江津市 行政機構図 (市長部局のみ)



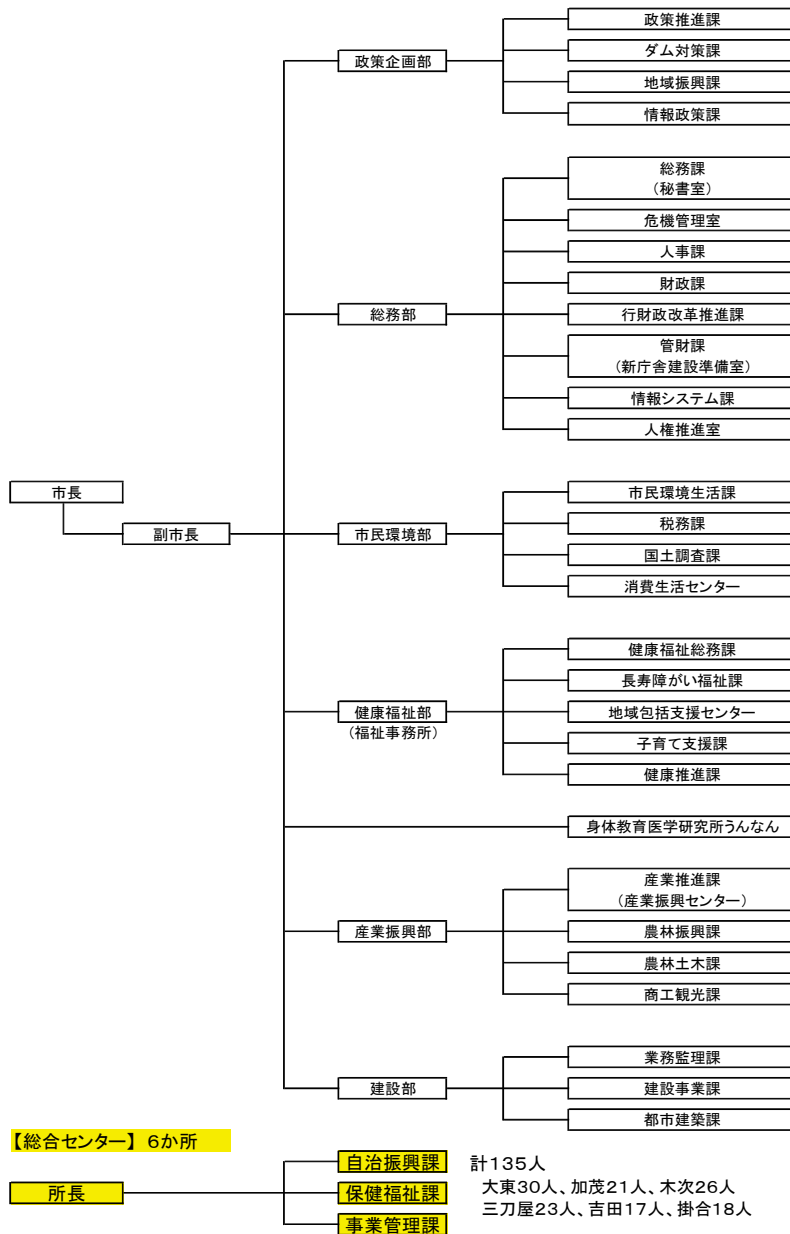
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年11月1日
	合併団体数	6 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	6 箇所
	H22国勢調査人口	41,917 人
	面積	553.37 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当市は、平成16年度に旧大東町、旧加茂町、旧木次町、旧三刀屋町、旧吉田村、旧掛合町の6町村が合併して誕生した。</p> <p>合併に伴い、面積が非常に広くなること、集落が点在することなどから市役所機能を1か所に集約してしまうと住民の意見が合併後の新市の施策に反映されにくくなるなどの住民サービスの低下を招くのではという不安があった。</p> <p>そのため、旧町村ごとに現地解決指向型機能、住民の意見を聞き集約する機能、住民による地域活動を支援する機能を有した総合センターを配置し、地域の実情に応じた対応を図ることで住民サービスが低下しないようにした。</p>	
支所で実施されている業務	<p>現在、総合センターには、自治振興課、保健福祉課、事業管理課の3課があり、下記の業務を行っている。</p> <p>【自治振興課】 交流センター（市民活動、生涯学習、地域福祉）、地域自主組織、地域振興、支所庶務、本庁連絡調整、自治会配布、消防・防災、交通安全、戸籍・住民票・印鑑・外国人登録、年金、国民健康保険、後期高齢者、子ども医療、納税、公共料金収納、ごみ処理事務、犬の登録など</p> <p>【保健福祉課】 各種福祉サービス受付、保育所入退所受付、検診、予防接種、健康相談など</p> <p>【事業管理課】 市管理の道路・橋梁・河川維持管理、農林振興、住宅管理、水道・下水道維持管理、観光振興、除雪業務など</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>普通交付税が一本算定に移行されることにより、平成24年度ベースと比較して約31億円の大幅な削減となることから、各種事務事業の見直しを行った上で職員数の削減によるさらなる人件費の抑制を行う必要がある。これに対処するために下記の考えで総合センターの縮小を図っていく。</p> <p>①総合センターは引き続き6町に設置する。</p> <p>②総合センターの縮小については、新庁舎完成に併せ平成28年度とし、現在の事業管理課で行っている業務については、本庁に集約し、地区担当制等により対応していく。</p> <p>③平成28年度以降に総合センターで行う業務は「窓口業務」、「地域づくり支援業務」、「消防・防災対応関係業務」など現在の自治振興課業務及び保健福祉課で行っている「保健福祉関係業務の受付、簡易な相談及び取り次ぎ」とし、担当職員の配置を行う。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



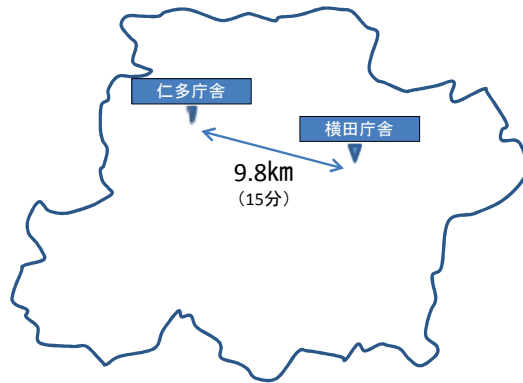
雲南市 行政機構図 (市長部局と支所のみ)



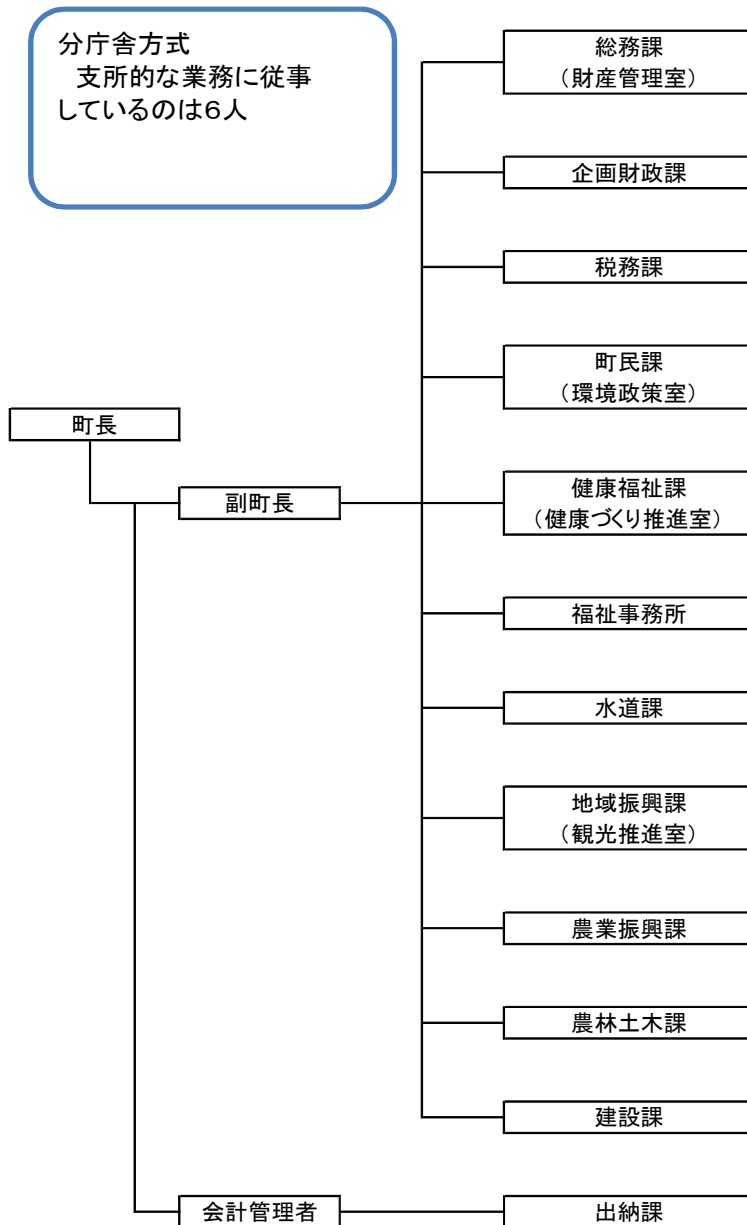
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年3月31日
	合併団体数	2 団体
	支所の設置形態	分庁舎方式
	支所の数	2 箇所
	H22国勢調査人口	14,456 人
	面積	368.06 k ² m
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>本町は、平成16年度に旧仁多町、旧横田町の2町が合併して誕生した。合併後、庁舎は旧町庁舎を引き続き活用することとし、仁多庁舎に管理部門を横田庁舎に事業部門と議会を配置することとなった。</p> <p>また、窓口の遠隔化等による住民サービスの低下が生じないように、窓口・受付業務部門を両庁舎に設置し、業務内容や体制を見直しながら現在に至っている。</p>	
支所で実施されている業務	<p>①窓口・受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、印鑑証明、所得証明等の発行業務 ・両庁舎に配置されていない事業担当課宛での申請書類等の受理（水道開栓届、公園使用申請、有害鳥獣関係など） <p>②総務・管財業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の維持管理業務 ・庁舎間の文書使途便 	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>交付税が一本算定へ移行しても住民サービスの維持に必要な窓口業務等は現行体制を継続していく方向である。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



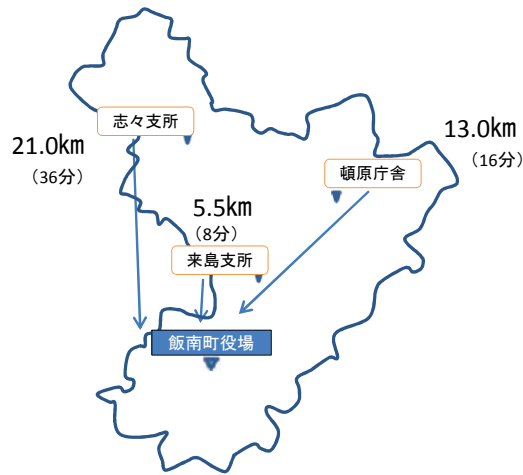
奥出雲町 行政機構図 (町長部局のみ)



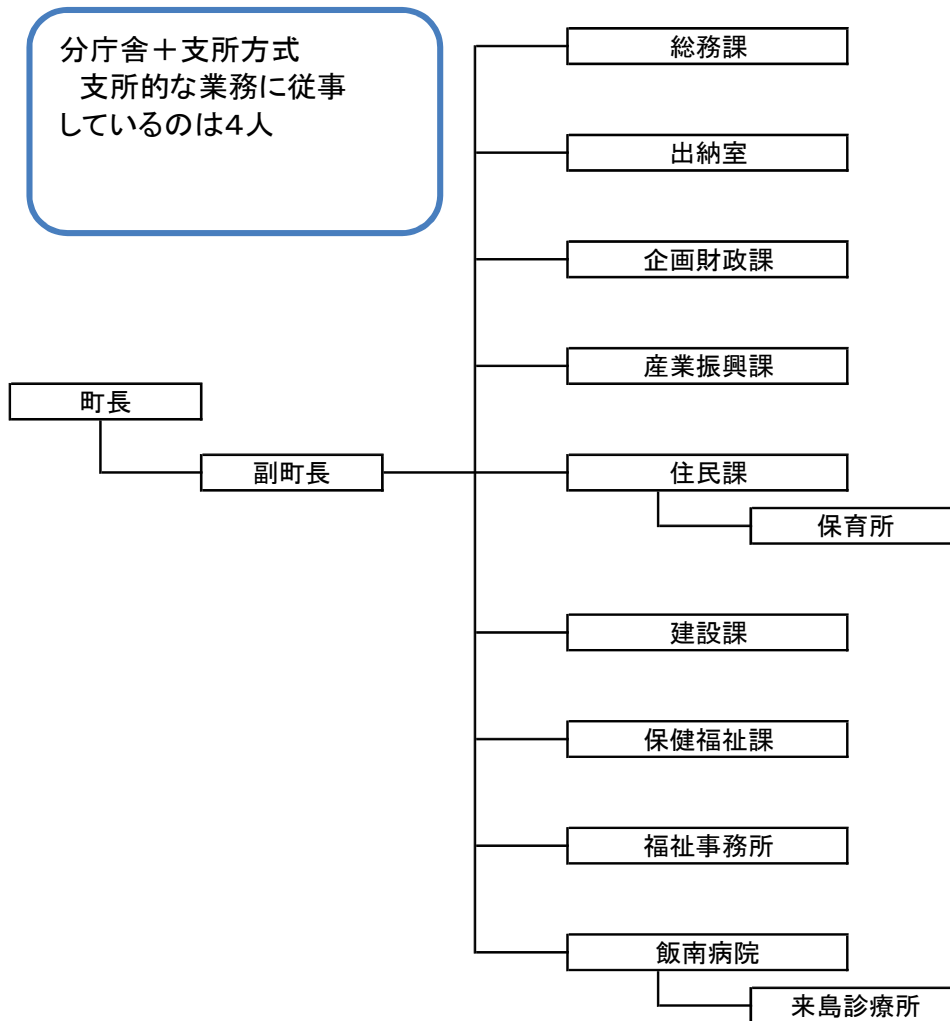
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年1月1日
	合併団体数	2 団体
	支所の設置形態	分庁舎＋支所方式
	支所の数	2 箇所
	H22国勢調査人口	5,534 人
	面積	242.84 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当町は、平成16年度に旧頓原町、旧赤来町の2町が合併して誕生した。</p> <p>合併に伴い、庁舎の一本化も検討されたが、新庁舎の位置の調整や、適当な建物もないことなどから総務部門を旧赤来町役場、事業部門を旧頓原町役場とする分庁舎方式により新町が発足したところである。</p> <p>その際、面積が広くなること、また旧町の行政サービスが著しく低下するとの懸念もあり、旧町の支所である志々、来島に支所を設け窓口機能を維持したところである。</p>	
支所で実施されている業務	<p>①現在、支所では窓口的業務を中心に実施しているところである。</p> <p>具体的には、下記のような事務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務 住民票、印鑑証明書等の発行事務 ・その他 各種申請書類の受領、公共施設の管理等 <p>また、当町の防災計画では各支所は地域の防災拠点機能として、住民の生命安全を守るための重要な部署と設定している。</p> <p>②分庁舎においても、窓口業務はそれぞれの分庁舎で補完しており、住民サービスの充実を図っているところである。</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>広範な面積を有する当町においては、合併算定替から一本算定へ移行した後も支所は最低限の行政サービスを維持する拠点であり、また災害時の重要な拠点でもあることから、支所を廃止する予定はない。</p> <p>各支所の総合窓口機能により町民に利便性の高いサービスを提供している反面、業務の二重化に伴う人件費及び通信費等の諸経費がかさむ面があることは否めない。</p> <p>しかしながら、支所庁舎は旧町の地区の拠点であり拠り所である。このことから効率的な運営を今後とも検討し、将来にわたっての財政的負担の低減を検討する。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



飯南町 行政機構図 (町長部局のみ)



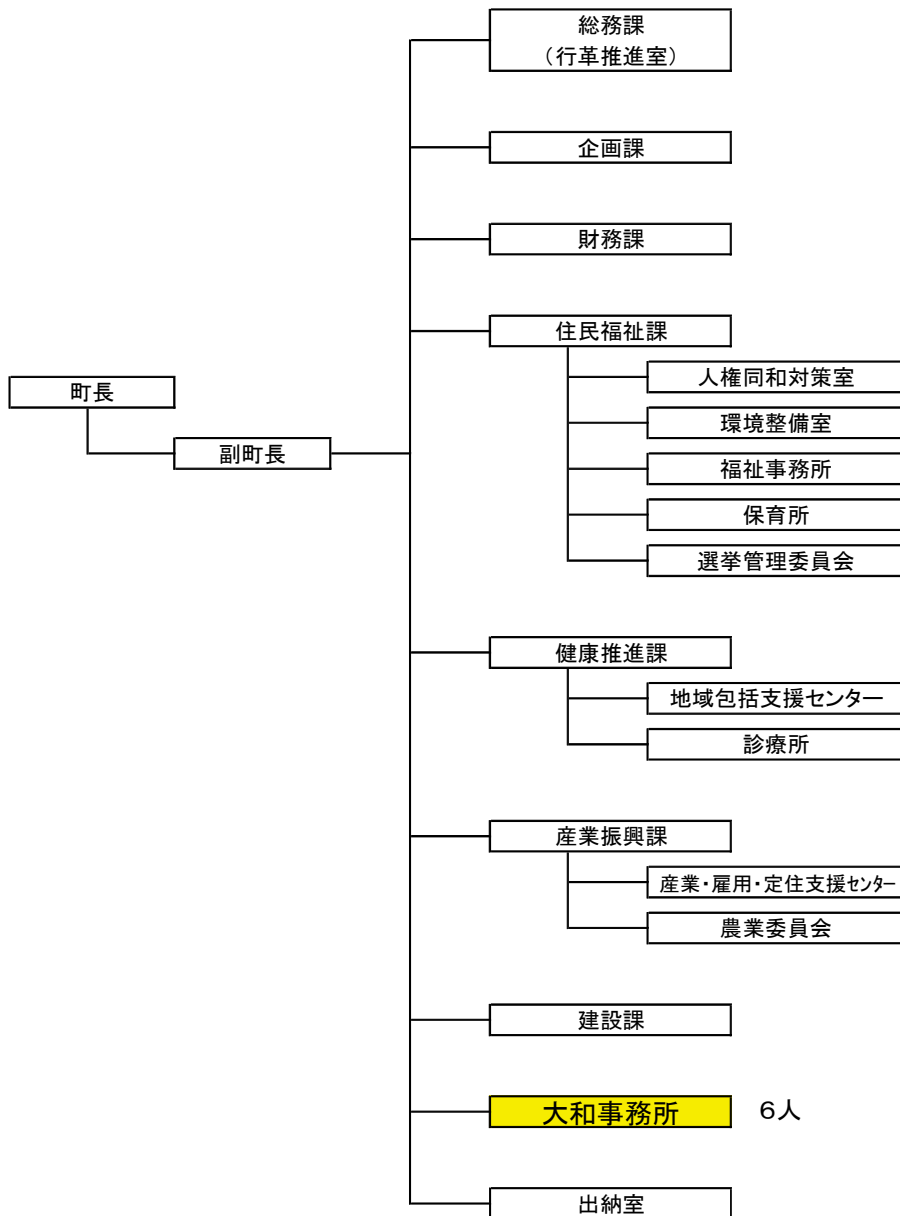
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年10月1日
	合併団体数	2 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	1 箇所
	H22国勢調査人口	5,351 人
	面積	282.92 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当町は、平成16年度に旧邑智町、旧大和村の2町村が合併して誕生した。合併に伴い、本庁舎機能は旧邑智町役場に集約し、事務の効率化を目指したところである。しかし、面積が非常に広いこと、集落が点在していること等から、役場機能を旧邑智町役場だけとしてしまうと、窓口・福祉などの住民に直結する行政サービスが著しく低下するとの危惧があった。よって旧大和村の役場を支所と位置づけ、この支所において窓口機能を持たせ、住民サービスの低下を最小限にとどめたところである。</p>	
支所で実施されている業務	<p>①現在、支所では窓口的業務を中心に実施しているところである。 具体的には、下記のような事務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務 住民票、印鑑証明書等の発行事務 ・福祉 福祉事務に係る各種相談業務 ・その他 各種申請書類の受領、公共施設の管理等 <p>また、当町の防災計画で支所は地域の防災拠点機能及び指定避難所として、住民の生命、安全を守るための重要な部署と設定している。</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>広範な面積を有する当町においては、合併算定替から一本算定へ移行した後も支所は最低限の行政サービスを維持する拠点であり、また災害時の重要な拠点でもあることから、今のところ支所を廃止する予定はない。 現在実施している窓口業務については今後とも廃止する予定はなく、支所でも現行どおり実施する予定である。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



美郷町 行政機構図 (町長部局のみ)



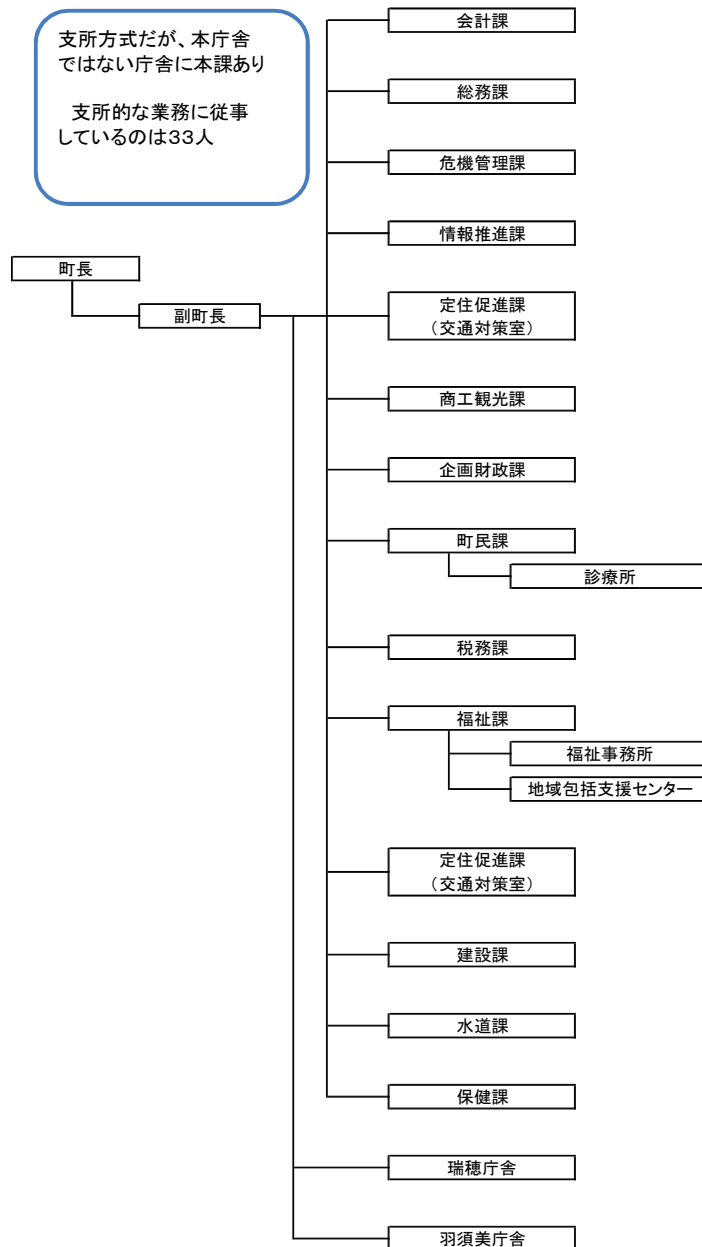
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年10月1日
	合併団体数	3 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	2 箇所
	H22国勢調査人口	11,959 人
	面積	419.22 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当町は、平成16年度に羽須美村、瑞穂町、石見町の3町村が合併して誕生した。合併に伴い、本庁舎機能は旧石見町役場に集約し、事務の効率化を目指したところである。しかし、面積が非常に広いこと、集落が点在していること等から、役場機能を旧石見町役場だけとしてしまうと、窓口・福祉などの住民に直結する行政サービスが著しく低下するとの危惧があった。よって旧瑞穂町、旧羽須美村の役場を支所と位置づけ、この支所において窓口機能を持たせ、住民サービスの低下を最小限にとどめたところである。</p> <p>なお、保健課の本庁を瑞穂支所内に設置、教育委員会（学校教育課・生涯学習課）、情報推進課（ケーブルテレビ）を瑞穂支所に隣接する施設内に設置している。</p>	
支所で実施されている業務	<p>①現在、支所では窓口的業務を中心に実施しているところである。 具体的には、下記のような事務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務 住民票、印鑑証明書等の発行事務 ・福祉 福祉事務に係る各種相談業務 ・その他 各種申請書類の受領、公共施設の管理等 <p>また、当町の防災計画では各支所は地域の防災拠点機能として、住民の生命を守るための重要な部署と設定している。</p> <p>②本庁舎において、地域振興業務の統括をしているが、各支所においてはより地域のニーズを的確に反映できるよう、意見の吸い上げ、事業の共同実施を行っているところである。</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>広範な面積を有する当町においては、合併算定替から一本算定へ移行した後も支所は最低限の行政サービスを維持する拠点であり、また災害時の重要な拠点でもあることから、支所を廃止する予定はない。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



邑南町 行政機構図 (町長部局のみ)



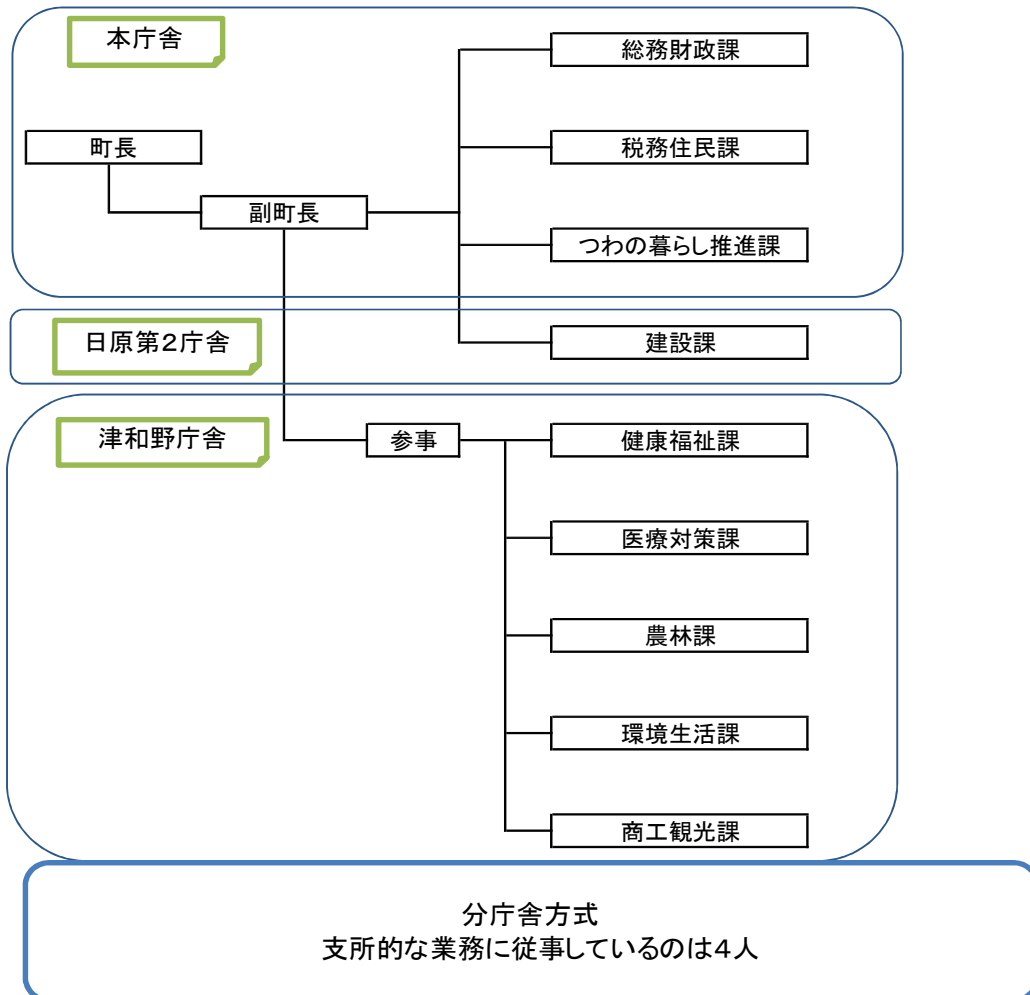
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年9月25日	
	合併団体数	2	団体
	支所の設置形態	分庁舎方式	
	支所の数	2	箇所
	H22国勢調査人口	8,427	人
	面積	307.09	k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当町は平成17年度に旧津和野町と旧日原町の2町が分庁舎方式により合併して誕生した。</p> <p>本庁舎は旧日原町役場とし首長以下3役（合併当時）と議会、管理部門を配置した。その他の部門の本庁舎と分庁舎の振り分けは、合併により面積が広域となったこと等による住民サービスの低下を最小限にとどめるとともに、財政上の負担増とならないよう配慮し本庁舎と津和野庁舎それぞれに総合窓口を設置した。</p>		
支所で実施されている業務	平成25年4月1日現在		
	本庁舎	総務財政課 出納室 つわの暮らし推進課 税務住民課	
	日原第2庁舎	議会事務局 建設課	
	津和野庁舎	健康福祉課 環境生活課 農林課 商工観光課 教育委員会	
	<p>本庁舎の税務住民課、津和野庁舎の商工観光課にそれぞれ総合窓口係りを配置し、各種申請・税証明書発行・戸籍事務等を行っている。</p>		
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>本庁舎（旧日原町役場）、分庁舎（旧津和野町役場）ともに老朽化が顕著で維持管理に係る経費も増加傾向にある。また、災害時等の防災対策の拠点としての機能強化を図るためにも新庁舎の建設について検討を重ねなければならない緊急の課題となっているが、過疎や少子高齢化の進行等により変化し続ける行政需要に対し質の高いよりきめ細やかな地域にあった行政サービスの提供を行うため総合窓口係りを廃止する予定はない。</p>		

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



津和野町 行政機構図 (町長部局のみ)



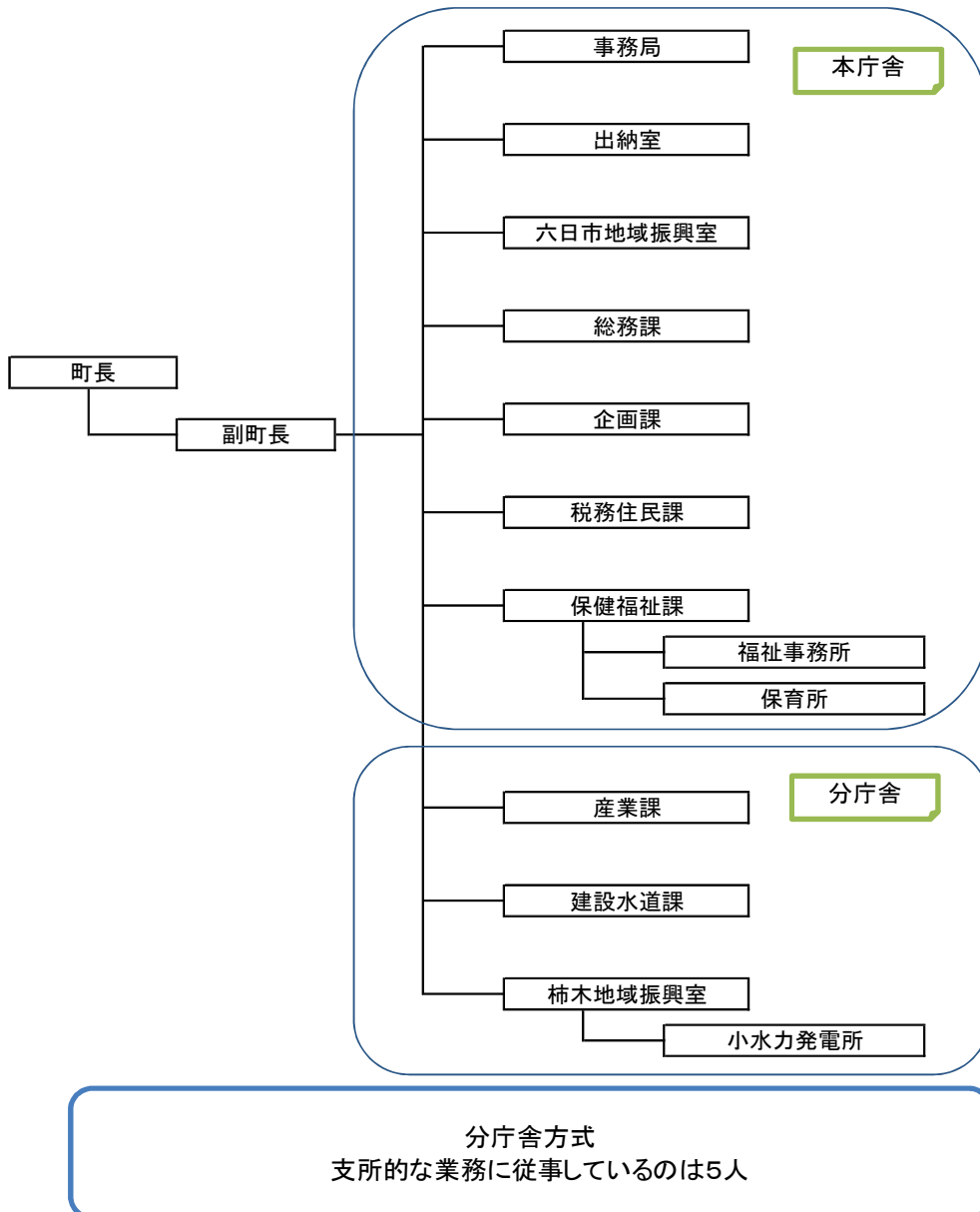
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成17年10月1日	
	合併団体数	2	団体
	支所の設置形態	分庁舎方式	
	支所の数	2	箇所
	H22国勢調査人口	6,810	人
	面積	336.29	k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当町は、平成17年度に旧柿木村、旧六日市町の2町村が合併して誕生した。新町は面積が非常に広くなること、集落が点在していること等から、分庁舎方式として旧町村間の利便性や住民のサービスの低下を最小限に留めたところである。</p>		
支所で実施されている業務	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本庁舎では窓口的業務の他、総務、福祉、企画、教育等の部門を実施している ・分庁舎では、本庁舎同様に窓口的業務の他、産業、建設等の部門を実施しているところである。 <p>※業務の詳細は別添「組織機構図」参照</p>		
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>2町村で合併し、広範な面積を有する当町においては、合併算定替から一本算定へ移行した後も旧町村間の利便性や住民サービスの低下等の課題から、本庁舎及び分庁舎方式は当面継続される予定である。</p>		

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図



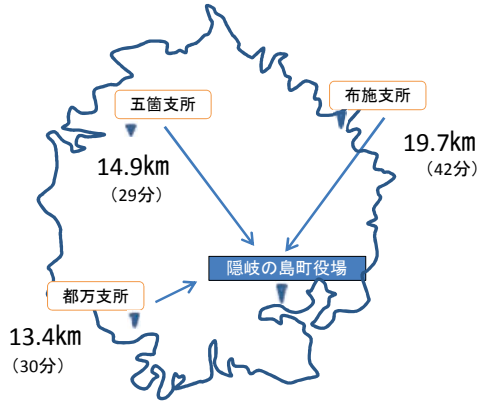
吉賀町 行政機構図 (町長部局のみ)



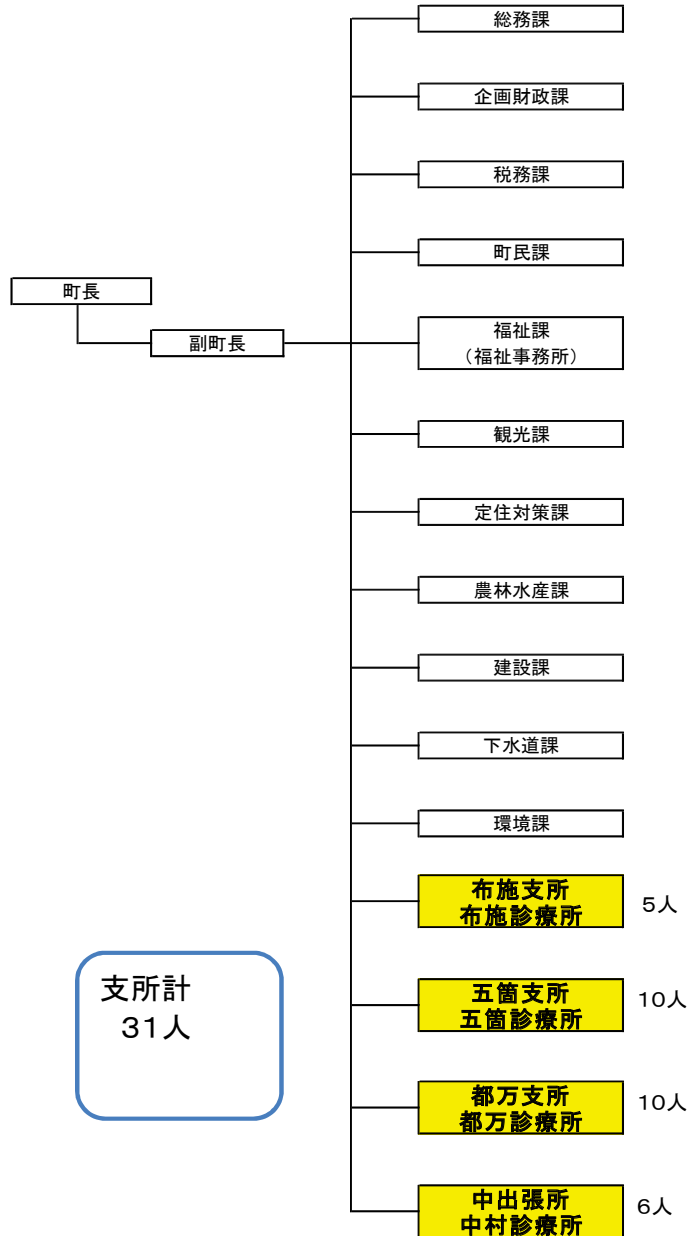
支所の現状と今後の在り方について

基礎データ	合併の年月日	平成16年10月1日
	合併団体数	4 団体
	支所の設置形態	支所方式
	支所の数	3 箇所
	H22国勢調査人口	15,521 人
	面積	242.95 k m ²
合併に伴い、支所を設置した経緯・理由	<p>当町は、平成16年度に旧西郷町、旧布施村、旧五箇村、旧都万村の4町村が合併して誕生した。</p> <p>合併に伴い、本庁舎機能は旧西郷町役場に集約し、事務の効率化を目指したところである。しかし、集落が点在していることなどから、役場機能を旧西郷町役場だけとしてしまうと、窓口業務などの住民に直結する行政サービスが著しく低下するとの危惧があった。よって旧布施村、旧五箇村、旧都万村の役場を支所と位置づけ、この支所において窓口機能を持たせ、住民サービスの低下を最小限にとどめたところである。</p>	
支所で実施されている業務	<p>現在、支所では窓口的業務を中心に実施しているところである。</p> <p>具体的には、下記のような事務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民票、印鑑証明書等の発行事務 ・診療所に関する事務 ・その他 各種申請書類の受領、地域活動・組織の支援 <p>また、当町の防災計画では各支所は地域の防災拠点機能として、住民の生命安全を守るための重要な部署と設定している。</p>	
一本算定へ移行後の支所の方向性	<p>合併算定替から一本算定へ移行した後も窓口業務等の最低限の行政サービスを維持する拠点であり、また災害時の重要な拠点でもあることから、支所を廃止する予定はない。</p>	

本庁と支所の位置関係 と 行政組織図

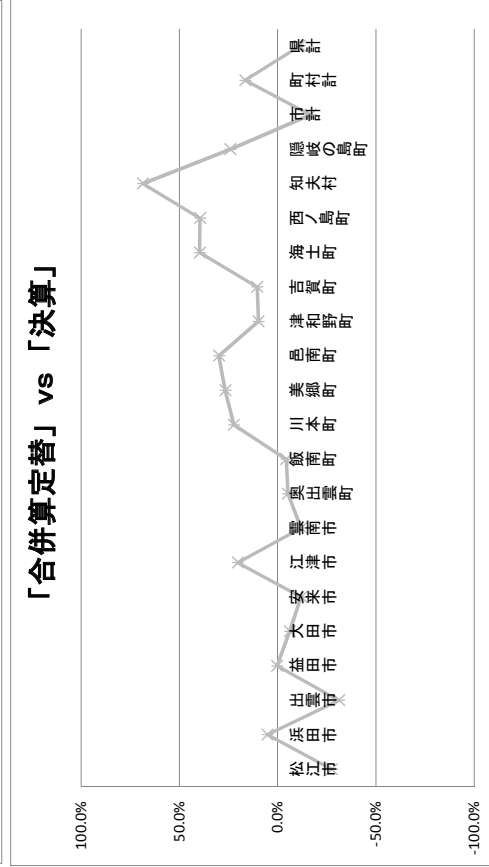
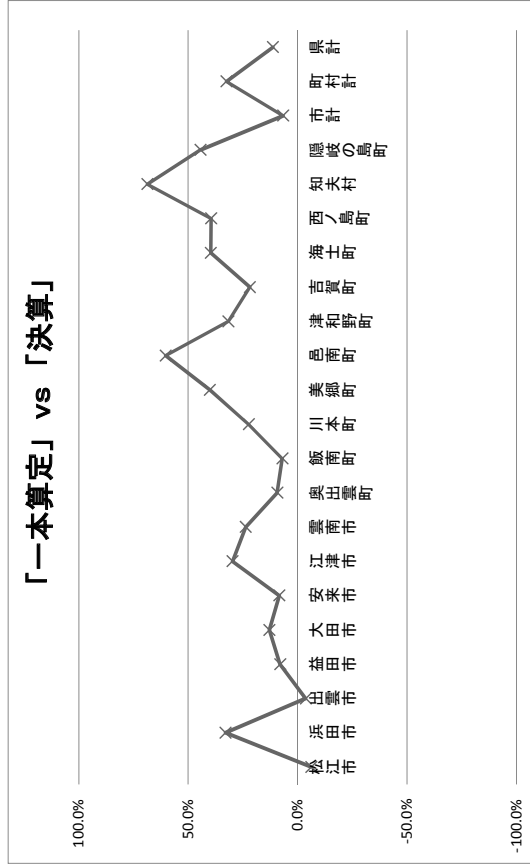


隠岐の島町 行政機構図 (町長部局のみ)



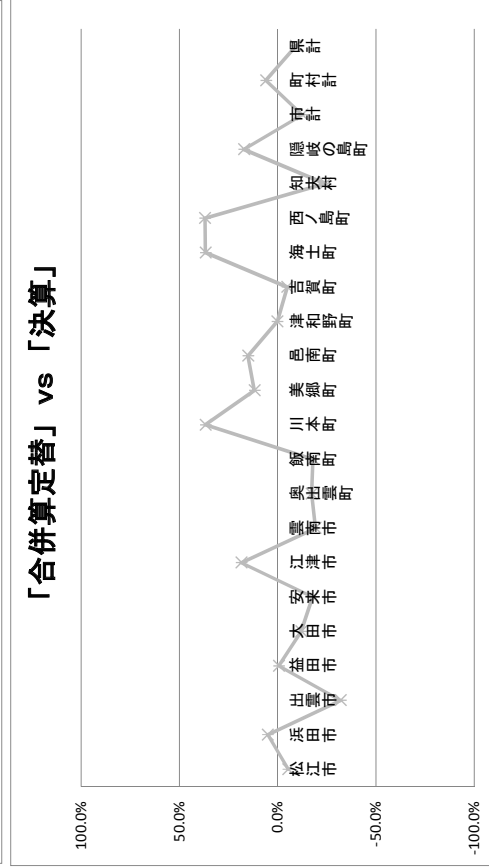
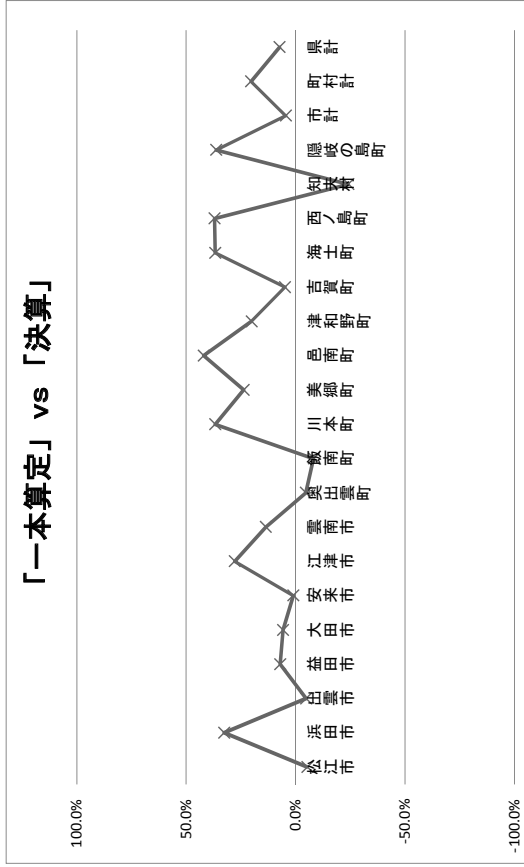
消防費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	2,083,582	2,222,959	2,869,738	-6.3%	-27.4%
2 浜田市	1,062,506	799,171	1,009,242	33.0%	5.3%
3 出雲市	1,670,678	1,734,314	2,425,796	-3.7%	-31.1%
4 益田市	751,638	695,724	748,996	8.0%	0.4%
5 大田市	628,831	556,873	669,292	12.9%	-6.0%
6 安来市	640,482	590,934	727,070	8.4%	-11.9%
7 江津市	531,703	409,721	441,778	29.8%	20.4%
8 雲南市	748,290	604,393	849,592	23.8%	-11.9%
9 奥出雲町	302,779	276,883	319,166	9.4%	-5.1%
10 飯南町	148,551	138,826	155,306	7.0%	-4.3%
11 川本町	127,479	104,181	104,181	22.4%	22.4%
12 美郷町	195,275	139,314	154,159	40.2%	26.7%
13 邑南町	396,270	247,165	305,031	60.3%	29.9%
14 津和野町	245,070	186,070	223,184	31.7%	9.8%
15 吉賀町	199,939	164,141	181,000	21.8%	10.5%
16 海士町	83,278	59,608	59,608	39.7%	39.7%
17 西ノ島町	112,751	80,796	80,796	39.6%	39.6%
18 知夫村	29,029	17,216	17,216	68.6%	68.6%
19 隠岐の島町	402,531	278,690	324,206	44.4%	24.2%
市計	8,117,710	7,614,089	9,741,504	6.6%	-16.7%
町村計	2,242,952	1,692,890	1,923,853	32.5%	16.6%
県計	10,360,662	9,306,979	11,665,357	11.3%	-11.2%



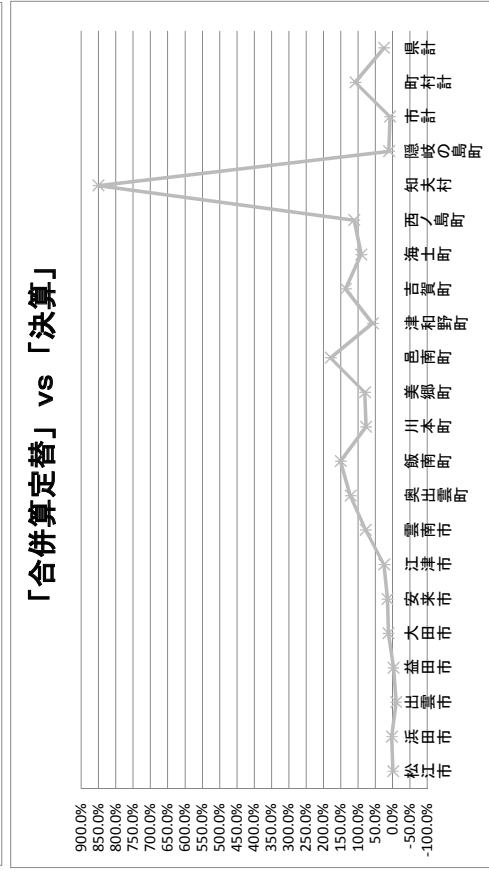
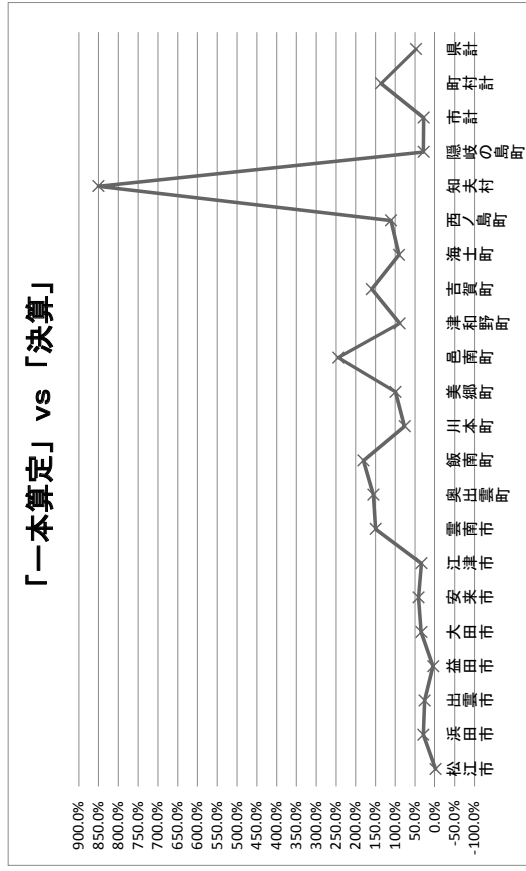
消防費 うち常備消防費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	1,883,977	1,989,253	1,989,253	-5.3%	-5.3%
2 浜田市	949,110	715,152	903,137	32.7%	5.1%
3 出雲市	1,477,135	1,551,980	2,170,764	-4.8%	-32.0%
4 益田市	666,662	622,580	670,252	7.1%	-0.5%
5 大田市	527,316	498,328	598,927	5.8%	-12.0%
6 安来市	534,710	528,807	650,631	1.1%	-17.8%
7 江津市	468,580	366,646	395,332	27.8%	18.5%
8 雲南市	614,522	540,851	760,271	13.6%	-19.2%
9 奥出雲町	236,466	247,774	285,611	-4.6%	-17.2%
10 飯南町	114,049	124,231	138,978	-8.2%	-17.9%
11 川本町	127,499	93,229	93,229	36.8%	36.8%
12 美郷町	154,331	124,668	137,952	23.8%	11.9%
13 邑南町	314,223	221,180	272,962	42.1%	15.1%
14 津和野町	200,106	166,508	199,719	20.2%	0.2%
15 吉賀町	154,058	146,884	161,971	4.9%	-4.9%
16 海士町	72,951	53,341	53,341	36.8%	36.8%
17 西ノ島町	99,054	72,302	72,302	37.0%	37.0%
18 知夫村	11,689	15,406	15,406	-24.1%	-24.1%
19 隠岐の島町	340,114	249,391	290,122	36.4%	17.2%
市計	7,122,012	6,813,597	8,138,567	4.5%	-12.5%
町村計	1,824,540	1,514,914	1,721,593	20.4%	6.0%
県計	8,946,552	8,328,511	9,860,160	7.4%	-9.3%



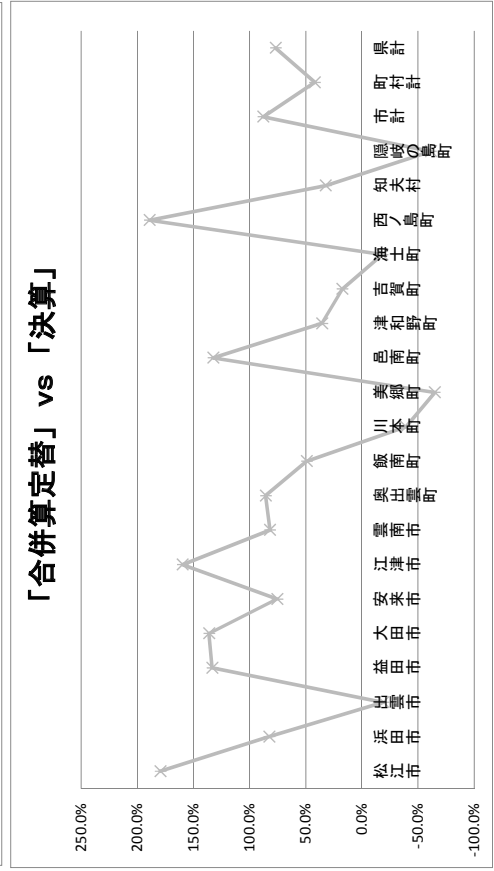
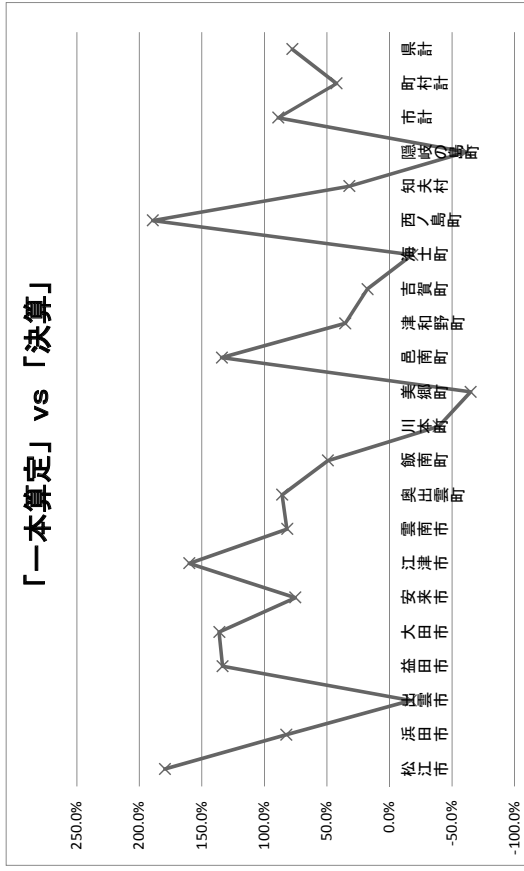
消防費のうち非常備消防費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	194,699	197,116	197,116	-1.2%	-1.2%
2 浜田市	91,474	70,865	89,492	29.1%	2.2%
3 出雲市	193,543	153,786	215,101	25.9%	-10.0%
4 益田市	64,535	61,692	66,415	4.6%	-2.8%
5 大田市	66,450	49,379	59,348	34.6%	12.0%
6 安来市	74,194	52,400	64,471	41.6%	15.1%
7 江津市	48,786	36,331	39,173	34.3%	24.5%
8 雲南市	133,768	53,593	75,336	149.6%	77.6%
9 奥出雲町	62,750	24,552	28,301	155.6%	121.7%
10 飯南町	34,502	12,310	13,771	180.3%	150.5%
11 川本町	16,319	9,238	9,238	76.7%	76.7%
12 美郷町	24,637	12,353	13,670	99.4%	80.2%
13 邑南町	75,487	21,917	27,048	244.4%	179.1%
14 津和野町	31,230	16,499	19,790	89.3%	57.8%
15 吉賀町	37,784	14,555	16,049	159.6%	135.4%
16 海士町	10,071	5,286	5,286	90.5%	90.5%
17 西ノ島町	15,110	7,164	7,164	110.9%	110.9%
18 知夫村	14,512	1,527	1,527	850.4%	850.4%
19 隠岐の島町	31,824	24,712	28,749	28.8%	10.7%
市計	867,449	675,162	806,452	28.5%	7.6%
町村計	354,226	150,113	170,593	136.0%	107.6%
県計	1,221,675	825,275	977,045	48.0%	25.0%



道路橋りょう費 維持管理補修費

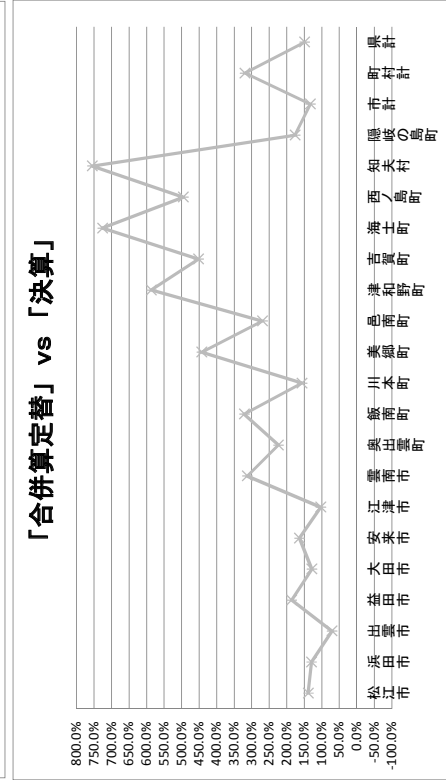
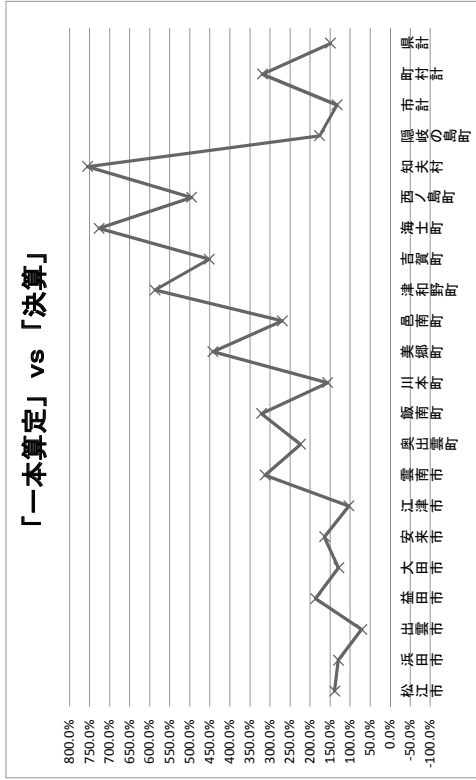
市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	376,004	134,503	134,503	179.6%	179.6%
2 浜田市	190,389	104,249	104,225	82.7%	82.7%
3 出雲市	145,892	175,784	179,733	-17.0%	-18.8%
4 益田市	163,713	70,156	70,156	133.4%	133.4%
5 大田市	157,053	66,508	66,492	136.1%	136.2%
6 安来市	131,663	75,053	75,012	75.4%	75.5%
7 江津市	88,010	33,842	33,874	160.1%	159.8%
8 雲南市	161,441	88,752	88,724	81.9%	82.0%
9 奥出雲町	80,065	43,103	43,104	85.8%	85.7%
10 飯南町	40,936	27,431	27,433	49.2%	49.2%
11 川本町	6,864	11,299	11,299	-39.3%	-39.3%
12 美郷町	7,479	21,275	21,319	-64.8%	-64.9%
13 邑南町	121,456	51,882	52,233	134.1%	132.5%
14 津和野町	27,768	20,499	20,484	35.6%	35.6%
15 吉賀町	19,885	16,900	16,924	17.7%	17.5%
16 海士町	4,016	4,910	4,910	-18.2%	-18.2%
17 西ノ島町	13,147	4,546	4,546	189.2%	189.2%
18 知夫村	2,904	2,196	2,196	32.2%	32.2%
19 隠岐の島町	12,756	33,016	32,969	-61.4%	-61.3%
市計	1,414,165	748,847	752,719	88.8%	87.9%
町村計	337,276	237,057	237,417	42.3%	42.1%
県計	1,751,441	985,904	990,136	77.6%	76.9%



給食経費

小中学校

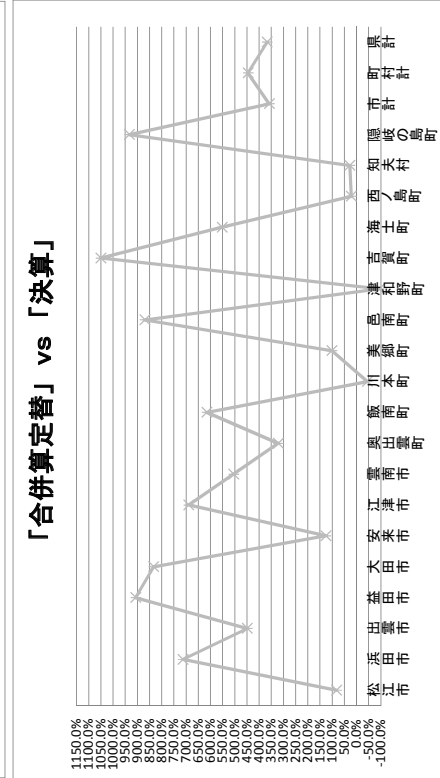
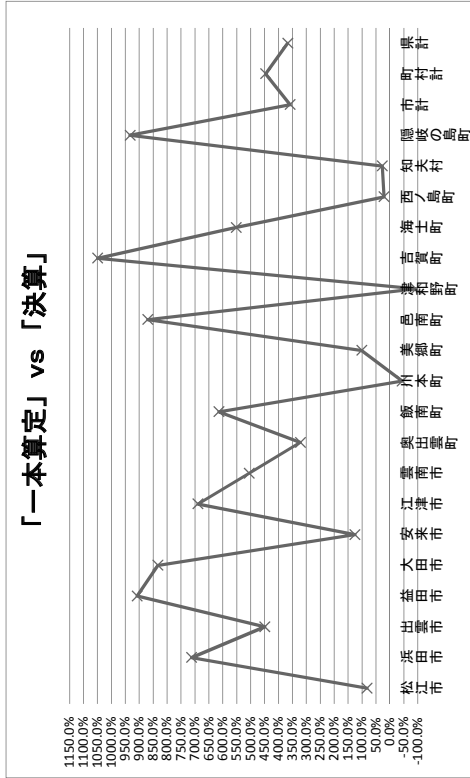
市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	1,026,272	429,868	429,870	138.7%	138.7%
2 浜田市	258,841	112,818	112,819	129.4%	129.4%
3 出雲市	668,270	390,260	390,260	71.2%	71.2%
4 益田市	291,144	101,745	101,745	186.2%	186.2%
5 大田市	162,980	71,251	71,253	128.7%	128.7%
6 安来市	230,318	87,249	87,251	164.0%	164.0%
7 江津市	99,142	48,801	48,801	103.2%	103.2%
8 雲南市	344,454	83,494	83,495	312.5%	312.5%
9 奥出雲町	85,067	26,239	26,239	224.2%	224.2%
10 飯南町	39,884	9,467	9,467	321.3%	321.3%
11 川本町	14,191	5,533	5,533	156.5%	156.5%
12 美郷町	47,637	8,779	8,779	442.6%	442.6%
13 邑南町	74,448	20,144	20,145	269.6%	269.6%
14 津和野町	78,064	11,366	11,366	586.8%	586.8%
15 吉賀町	65,408	11,853	11,853	451.8%	451.8%
16 海士町	31,029	3,756	3,756	726.1%	726.1%
17 西ノ島町	24,894	4,181	4,181	495.4%	495.4%
18 知夫村	9,330	1,091	1,091	755.2%	755.2%
19 隠岐の島町	78,740	28,469	28,471	176.6%	176.6%
市計	3,081,421	1,325,486	1,325,494	132.5%	132.5%
町村計	548,692	130,878	130,881	319.2%	319.2%
県計	3,630,113	1,456,364	1,456,375	149.3%	149.3%



小中学校

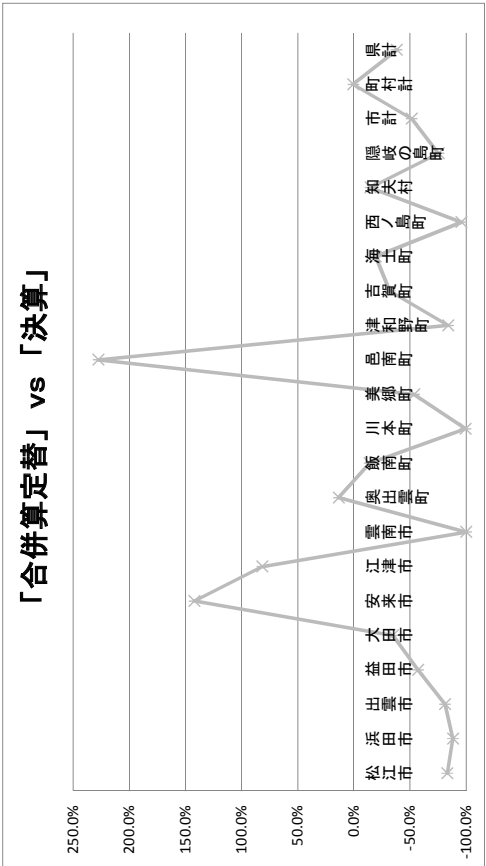
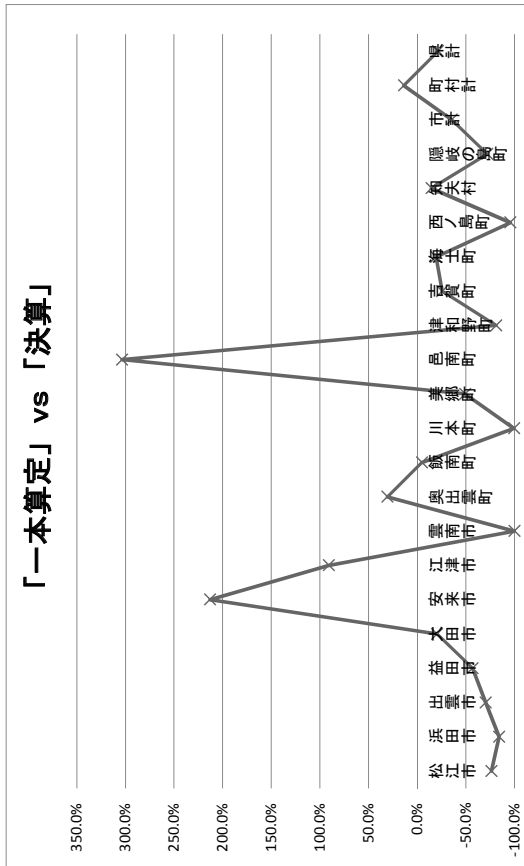
要保護児童・生徒関係経費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1松江市	66,356	36,363	36,362	82.5%	82.5%
2浜田市	55,090	6,780	6,780	712.5%	712.5%
3出雲市	123,719	22,528	22,528	449.2%	449.2%
4益田市	60,820	6,038	6,037	907.3%	907.5%
5大田市	40,630	4,352	4,353	833.6%	833.4%
6安来市	12,074	5,348	5,347	125.8%	125.8%
7江津市	19,918	2,524	2,525	688.8%	688.8%
8雲南市	25,995	4,297	4,296	505.0%	505.1%
9奥出雲町	8,309	1,970	1,971	321.6%	321.6%
10飯南町	4,300	602	602	614.3%	614.3%
11川本町	398	714	714	-44.3%	-44.3%
12美郷町	1,826	907	907	101.3%	101.3%
13邑南町	12,173	1,256	1,256	869.2%	869.2%
14津和野町	45	740	741	-93.9%	-93.9%
15吉賀町	6,622	576	576	1049.7%	1049.7%
16海士町	1,148	176	176	552.3%	552.3%
17西ノ島町	1,268	1,043	1,043	21.6%	21.6%
18知夫村	60	47	47	27.7%	27.7%
19隠岐の島町	16,373	1,585	1,584	933.0%	933.6%
市計	404,602	88,230	88,228	358.6%	358.6%
町村計	52,522	9,616	9,617	446.2%	446.1%
県計	457,124	97,846	97,845	367.2%	367.2%



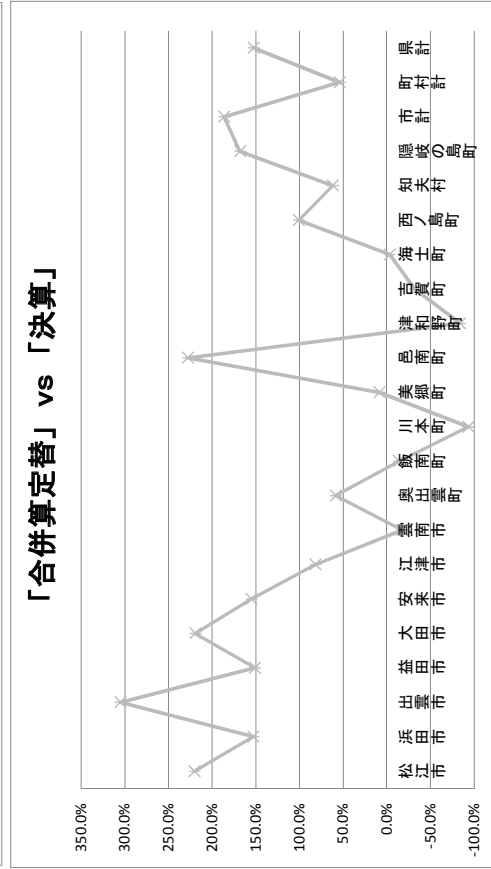
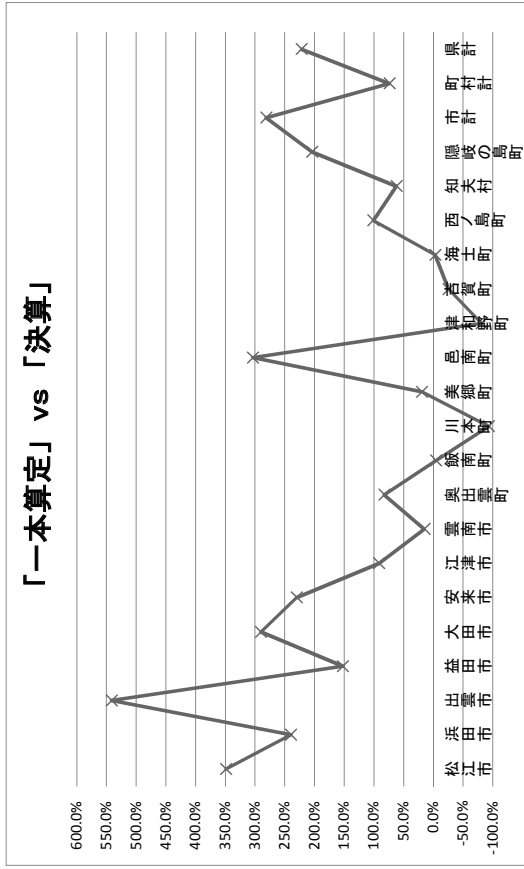
その他の教育費 公民館経費 社会教育法上の事業経費のみ

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	32,799	138,720	194,185	-76.4%	-83.1%
2 浜田市	11,530	72,624	97,427	-84.1%	-88.2%
3 出雲市	32,000	107,717	170,534	-70.3%	-81.2%
4 益田市	31,082	71,942	72,310	-56.8%	-57.0%
5 大田市	41,223	51,716	63,166	-20.3%	-34.7%
6 安来市	161,677	51,648	66,798	213.0%	142.0%
7 江津市	71,142	37,245	39,133	91.0%	81.8%
8 雲南市	0	59,564	83,191	-100.0%	-100.0%
9 奥出雲町	48,920	37,412	43,056	30.8%	13.6%
10 飯南町	21,094	22,132	24,484	-4.7%	-13.8%
11 川本町	79	14,022	14,022	-99.4%	-99.4%
12 美郷町	12,118	23,830	26,145	-49.1%	-53.7%
13 邑南町	147,494	36,545	45,007	303.6%	227.7%
14 津和野町	5,371	28,250	33,320	-81.0%	-83.9%
15 吉賀町	20,600	27,726	30,266	-25.7%	-31.9%
16 海士町	5,000	6,199	6,199	-19.3%	-19.3%
17 西ノ島町	411	9,456	9,456	-95.7%	-95.7%
18 知夫村	1,844	2,158	2,158	-14.6%	-14.6%
19 隠岐の島町	8,719	31,125	35,253	-72.0%	-75.3%
市計	381,453	591,176	786,744	-35.5%	-51.5%
町村計	271,650	238,855	269,366	13.7%	0.8%
県計	653,103	830,031	1,056,110	-21.3%	-38.2%



その他の教育費 公民館経費 公民館で実施している事業すべて

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	622,391	138,720	194,185	348.7%	220.5%
2 浜田市	246,517	72,624	97,427	239.4%	153.0%
3 出雲市	690,839	107,717	170,534	541.3%	305.1%
4 益田市	181,533	71,942	72,310	152.3%	151.0%
5 大田市	201,845	51,716	63,166	290.3%	219.5%
6 安来市	170,466	51,648	66,798	230.1%	155.2%
7 江津市	71,222	37,245	39,133	91.2%	82.0%
8 雲南市	68,555	59,564	83,191	15.1%	-17.6%
9 奥出雲町	68,248	37,412	43,056	82.4%	58.5%
10 飯南町	21,094	22,132	24,484	-4.7%	-13.8%
11 川本町	918	14,022	14,022	-93.5%	-93.5%
12 美郷町	28,347	23,830	26,145	19.0%	8.4%
13 邑南町	147,494	36,545	45,007	303.6%	227.7%
14 津和野町	5,371	28,250	33,320	-81.0%	-83.9%
15 吉賀町	20,600	27,726	30,266	-25.7%	-31.9%
16 海士町	6,000	6,199	6,199	-3.2%	-3.2%
17 西ノ島町	19,002	9,456	9,456	101.0%	101.0%
18 知夫村	3,496	2,158	2,158	62.0%	62.0%
19 隠岐の島町	94,548	31,125	35,253	203.8%	168.2%
市計	2,253,368	591,176	786,744	281.2%	186.4%
町村計	415,118	238,855	269,366	73.8%	54.1%
県計	2,668,486	830,031	1,056,110	221.5%	152.7%

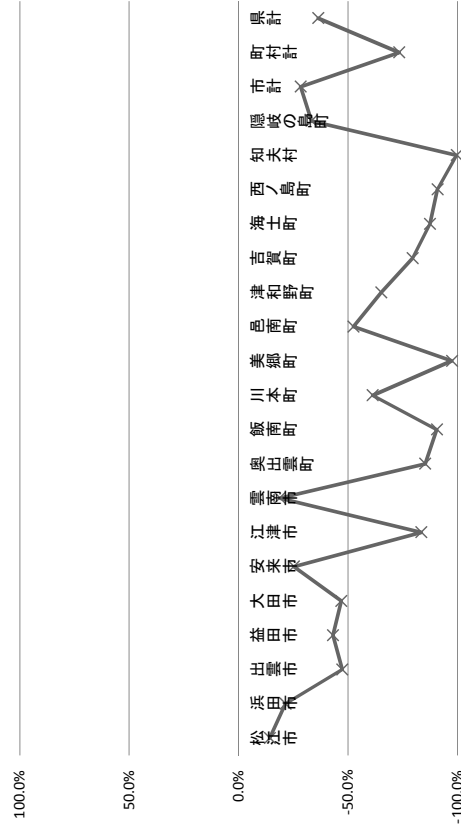


生活保護費

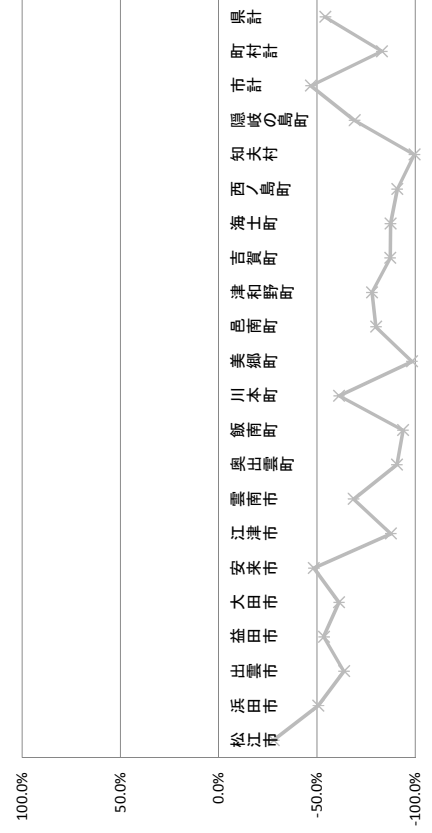
扶助費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	912,420	1,064,567	1,265,205	-14.3%	-27.9%
2 浜田市	147,310	187,595	298,600	-21.5%	-50.7%
3 出雲市	179,090	340,323	494,345	-47.4%	-63.8%
4 益田市	140,586	247,012	302,391	-43.1%	-53.5%
5 大田市	80,017	150,674	206,422	-46.9%	-61.2%
6 安来市	92,901	124,239	179,781	-25.2%	-48.3%
7 江津市	13,638	82,489	110,211	-83.5%	-87.6%
8 雲南市	71,206	87,715	227,567	-18.8%	-68.7%
9 奥出雲町	6,976	47,074	75,391	-85.2%	-90.7%
10 飯南町	4,962	52,456	80,251	-90.5%	-93.8%
11 川本町	16,486	42,534	42,534	-61.2%	-61.2%
12 美郷町	1,242	48,201	75,817	-97.4%	-98.4%
13 邑南町	19,188	40,365	96,291	-52.5%	-80.1%
14 津和野町	16,798	48,263	76,297	-65.2%	-78.0%
15 吉賀町	9,486	46,341	74,570	-79.5%	-87.3%
16 海士町	4,039	32,080	32,080	-87.4%	-87.4%
17 西ノ島町	3,067	33,521	33,521	-90.9%	-90.9%
18 知夫村	108	28,152	28,152	-99.6%	-99.6%
19 隠岐の島町	48,567	72,844	157,273	-33.3%	-69.1%
市計	1,637,168	2,284,614	3,084,522	-28.3%	-46.9%
町村計	130,919	491,831	772,177	-73.4%	-83.0%
県計	1,768,087	2,776,445	3,856,699	-36.3%	-54.2%

「一本算定」 vs 「決算」

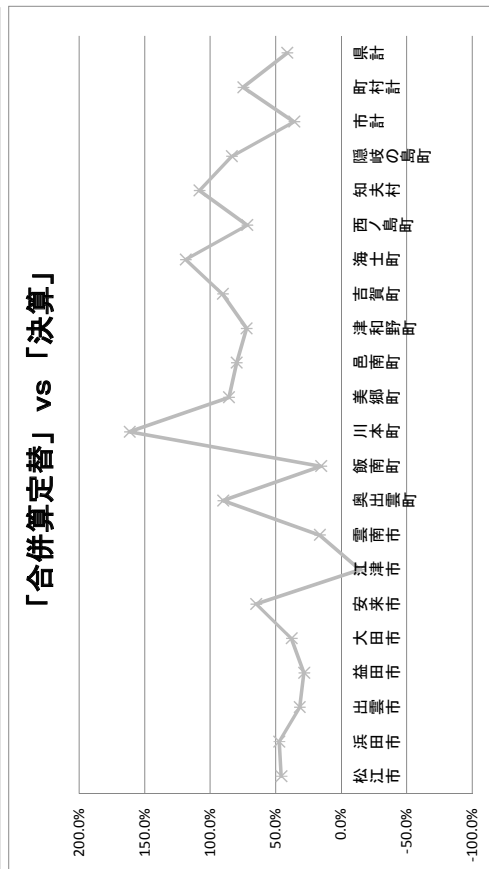
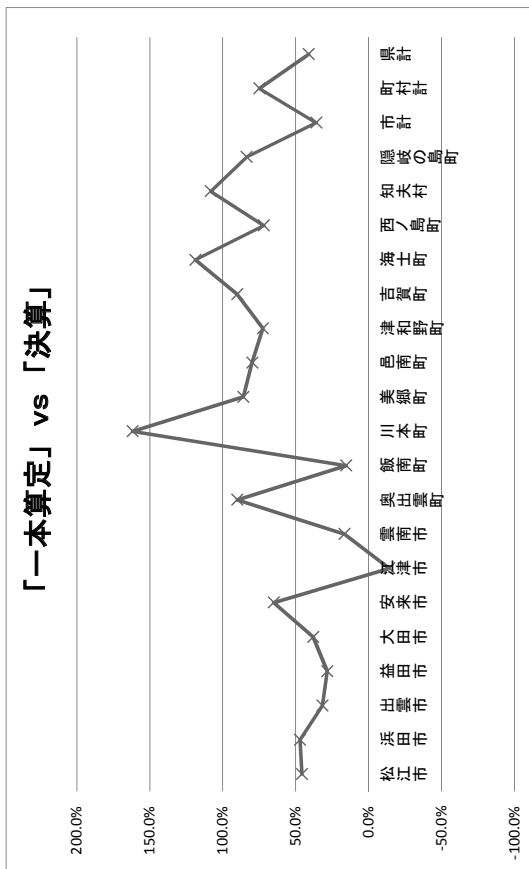


「合併算定替」 vs 「決算」



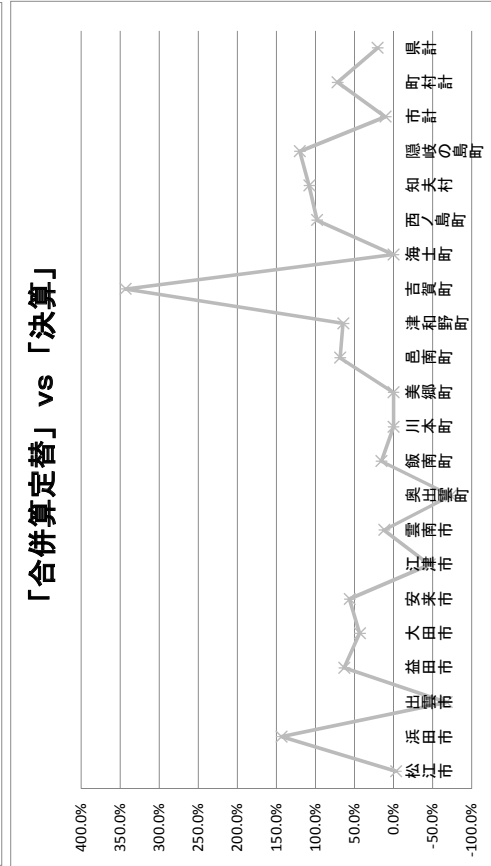
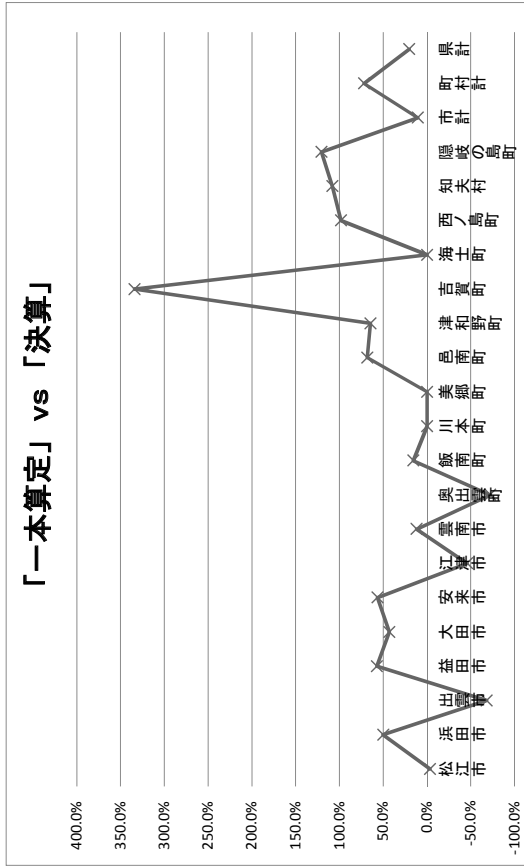
保育所経費総計

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	2,388,929	1,639,615	1,638,222	45.7%	45.8%
2 浜田市	581,579	395,531	394,706	47.0%	47.3%
3 出雲市	1,425,581	1,082,276	1,082,486	31.7%	31.7%
4 益田市	482,001	359,768	359,663	28.4%	28.5%
5 大田市	759,493	550,349	550,475	38.0%	38.0%
6 安来市	864,795	523,971	523,994	65.0%	65.0%
7 江津市	286,359	333,928	334,153	-14.2%	-14.3%
8 雲南市	760,862	653,151	653,207	16.5%	16.5%
9 奥出雲町	165,337	86,985	86,892	90.1%	90.3%
10 飯南町	144,698	125,279	125,265	15.5%	15.5%
11 川本町	54,004	20,639	20,639	161.7%	161.7%
12 美郷町	72,500	39,015	39,028	85.8%	85.8%
13 邑南町	316,125	175,797	175,674	79.8%	79.9%
14 津和野町	186,217	108,021	108,078	72.4%	72.3%
15 吉賀町	78,159	41,110	41,019	90.1%	90.5%
16 海士町	29,921	13,680	13,680	118.7%	118.7%
17 西ノ島町	67,485	39,276	39,276	71.8%	71.8%
18 知夫村	26,618	12,787	12,787	108.2%	108.2%
19 隠岐の島町	360,767	196,521	196,556	83.6%	83.5%
市計	7,529,599	5,538,589	5,536,906	35.9%	36.0%
町村計	1,501,831	859,110	858,894	74.9%	74.9%
県計	9,031,430	6,397,699	6,395,800	41.2%	41.2%



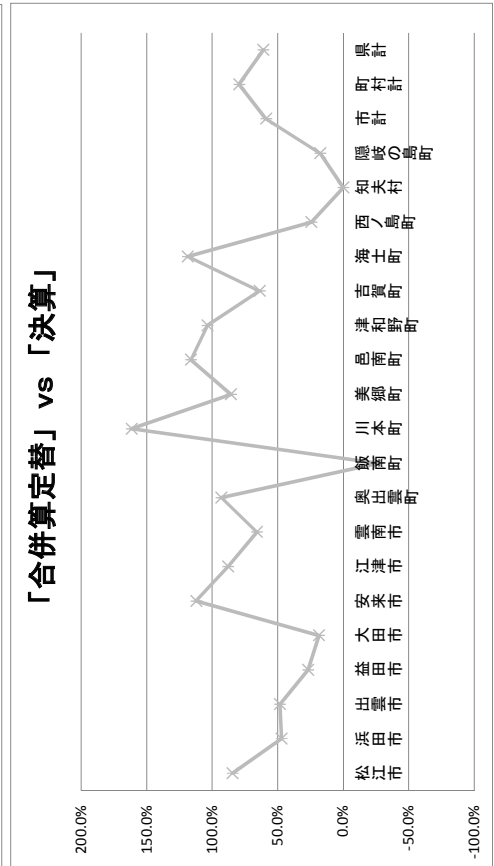
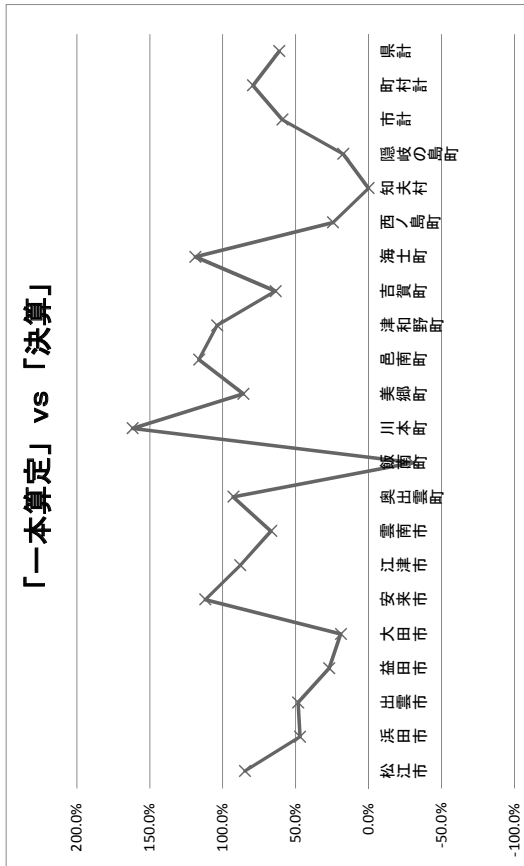
公立保育所

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	703,896	727,809	725,289	-3.3%	-2.9%
2 浜田市	1,817	1,210	746	50.2%	143.6%
3 出雲市	49,458	154,611	154,644	-68.0%	-68.0%
4 益田市	26,199	16,665	16,050	57.2%	63.2%
5 大田市	619,419	432,683	432,252	43.3%	43.3%
6 安来市	692,729	442,792	442,948	56.4%	56.4%
7 江津市	137,710	254,853	255,060	-46.0%	-46.0%
8 雲南市	673,117	600,570	600,335	12.1%	12.1%
9 奥出雲町	395	1,417	1,486	-72.4%	-73.4%
10 飯南町	144,547	125,062	125,059	15.6%	15.6%
11 川本町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
12 美郷町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
13 邑南町	224,893	133,606	133,505	68.3%	68.5%
14 津和野町	142,786	86,714	86,753	64.7%	64.6%
15 吉賀町	17,377	4,004	3,921	334.0%	343.2%
16 海士町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
17 西ノ島町	50,052	25,262	25,262	98.1%	98.1%
18 知夫村	26,618	12,787	12,787	108.2%	108.2%
19 隠岐の島町	278,267	126,248	126,401	120.4%	120.1%
市計	2,904,345	2,631,193	2,627,324	10.4%	10.5%
町村計	884,935	515,100	515,174	71.8%	71.8%
県計	3,789,280	3,146,293	3,142,498	20.4%	20.6%



私立保育所

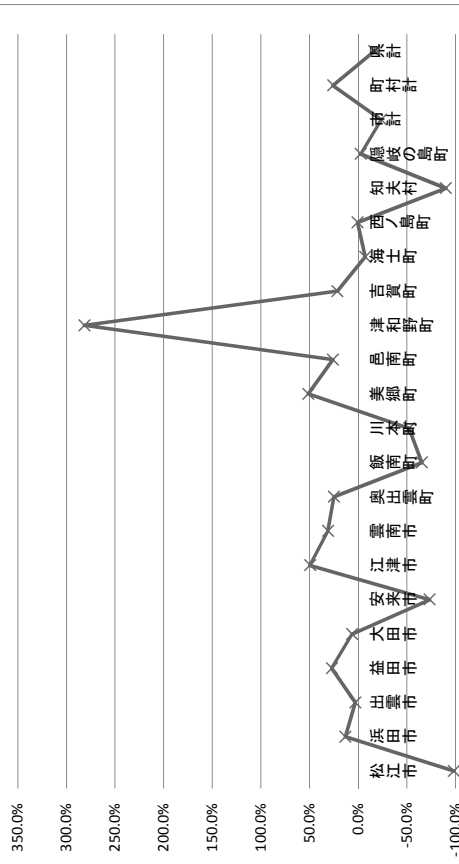
市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	1,685,033	911,806	912,933	84.8%	84.6%
2 浜田市	579,762	394,321	393,960	47.0%	47.2%
3 出雲市	1,376,123	927,665	927,842	48.3%	48.3%
4 益田市	435,802	343,103	343,613	27.0%	26.8%
5 大田市	140,074	117,666	118,223	19.0%	18.5%
6 安来市	172,066	81,179	81,046	112.3%	112.3%
7 江津市	148,649	79,075	79,093	88.0%	87.9%
8 雲南市	87,745	52,581	52,872	66.9%	66.0%
9 奥出雲町	164,942	85,568	85,406	92.8%	93.1%
10 飯南町	151	217	206	-30.4%	-26.7%
11 川本町	54,004	20,639	20,639	161.7%	161.7%
12 美郷町	72,500	39,015	39,028	85.8%	85.8%
13 邑南町	91,232	42,191	42,169	116.2%	116.3%
14 津和野町	43,431	21,307	21,325	103.8%	103.7%
15 吉賀町	60,782	37,106	37,098	63.8%	63.8%
16 海士町	29,921	13,680	13,680	118.7%	118.7%
17 西ノ島町	17,433	14,014	14,014	24.4%	24.4%
18 知夫村	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
19 隠岐の島町	82,500	70,273	70,155	17.4%	17.6%
市計	4,625,254	2,907,396	2,909,582	59.1%	59.0%
町村計	616,896	344,010	343,720	79.3%	79.5%
県計	5,242,150	3,251,406	3,253,302	61.2%	61.1%



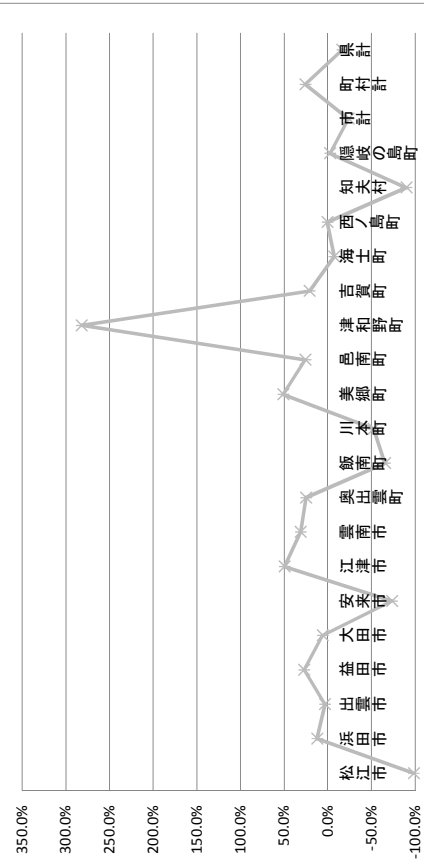
障害福祉サービス

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	12,675	797,319	797,319	-98.4%	-98.4%
2 浜田市	292,904	258,849	260,701	13.2%	12.4%
3 出雲市	693,221	672,221	670,713	3.1%	3.4%
4 益田市	296,822	233,310	233,179	27.2%	27.3%
5 大田市	207,405	195,117	195,306	6.3%	6.2%
6 安来市	47,303	177,117	177,811	-73.3%	-73.4%
7 江津市	205,688	137,500	137,466	49.6%	49.6%
8 雲南市	319,000	243,186	243,025	31.2%	31.3%
9 奥出雲町	88,574	70,834	70,876	25.0%	25.0%
10 飯南町	9,609	27,767	27,784	-65.4%	-65.4%
11 川本町	10,163	21,327	21,327	-52.3%	-52.3%
12 美郷町	58,415	38,596	38,636	51.3%	51.2%
13 邑南町	101,659	80,632	80,731	26.1%	25.9%
14 津和野町	125,341	32,869	32,810	281.3%	282.0%
15 吉賀町	47,955	39,509	39,629	21.4%	21.0%
16 海士町	21,989	23,684	23,684	-7.2%	-7.2%
17 西ノ島町	22,396	22,251	22,251	0.7%	0.7%
18 知夫村	458	4,571	4,571	-90.0%	-90.0%
19 隠岐の島町	104,603	107,387	107,290	-2.6%	-2.5%
市計	2,075,018	2,714,619	2,715,520	-23.6%	-23.6%
町村計	591,162	469,427	469,589	25.9%	25.9%
県計	2,666,180	3,184,046	3,185,109	-16.3%	-16.3%

「一本算定」vs「決算」

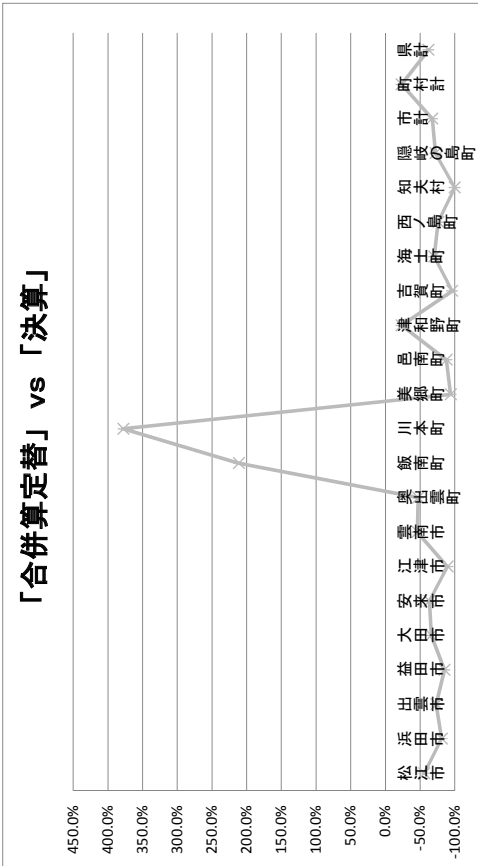
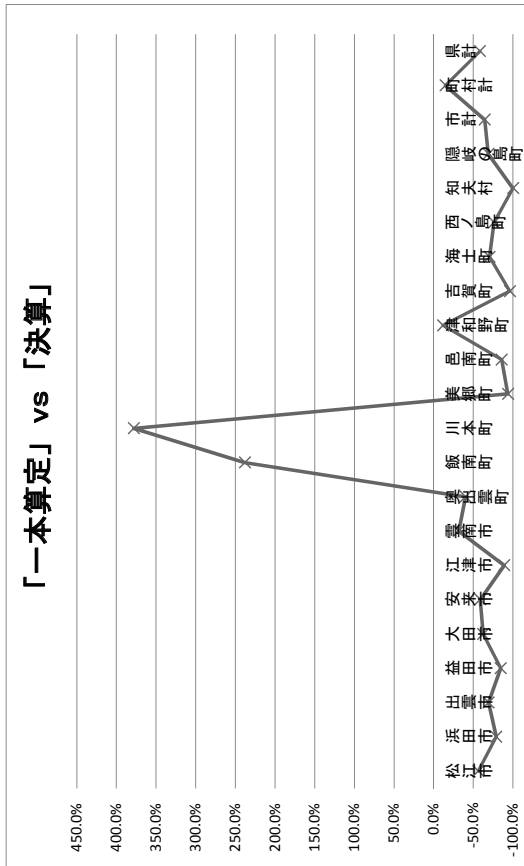


「合併算定替」vs「決算」



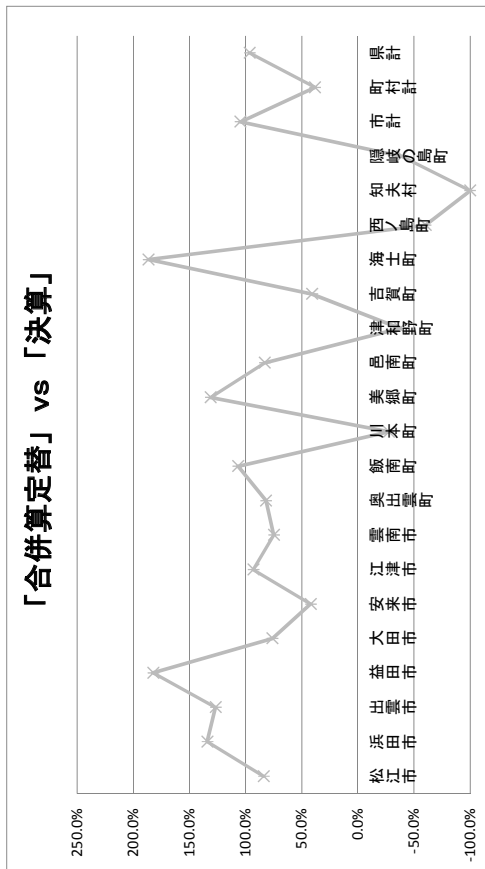
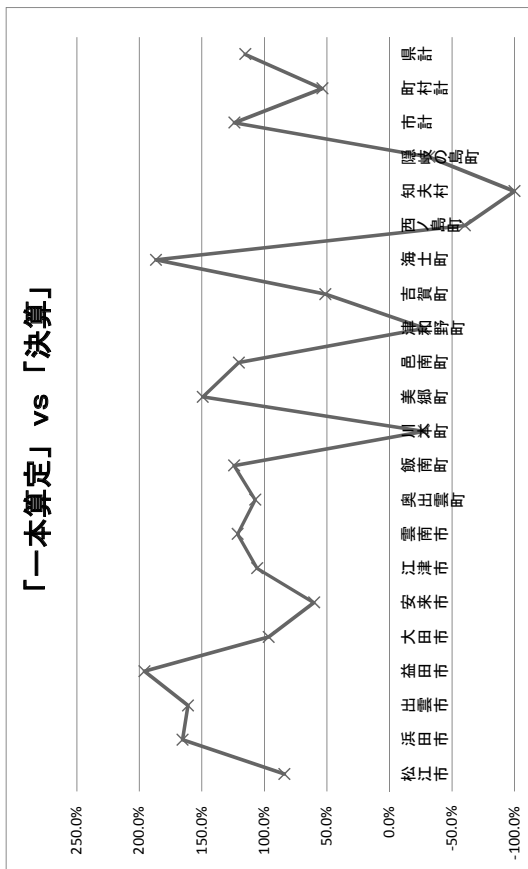
障害者医療費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	114,579	261,367	261,367	-56.2%	-56.2%
2 浜田市	17,843	83,687	94,805	-78.7%	-81.2%
3 出雲市	66,484	215,758	248,447	-69.2%	-73.2%
4 益田市	10,738	68,817	72,100	-84.4%	-85.1%
5 大田市	20,228	53,536	59,713	-62.2%	-66.1%
6 安来市	24,185	58,449	65,920	-58.6%	-63.3%
7 江津市	4,201	37,873	40,350	-88.9%	-89.6%
8 雲南市	39,939	58,506	74,041	-31.7%	-46.1%
9 奥出雲町	11,837	19,718	22,463	-40.0%	-47.3%
10 飯南町	30,675	9,079	9,855	237.9%	211.3%
11 川本町	33,201	6,945	6,945	378.1%	378.1%
12 美郷町	567	8,849	9,529	-93.6%	-94.0%
13 邑南町	2,382	16,771	20,199	-85.8%	-88.2%
14 津和野町	11,199	12,710	14,584	-11.9%	-23.2%
15 吉賀町	428	10,703	11,486	-96.0%	-96.3%
16 海士町	1,250	4,228	4,228	-70.4%	-70.4%
17 西ノ島町	1,338	5,584	5,584	-76.0%	-76.0%
18 知夫村	0	1,170	1,170	-100.0%	-100.0%
19 隠岐の島町	6,526	20,986	23,496	-68.9%	-72.2%
市計	288,197	837,993	916,743	-64.4%	-67.5%
町村計	99,403	116,743	129,539	-14.9%	-23.3%
県計	397,600	954,736	1,046,282	-58.4%	-62.0%



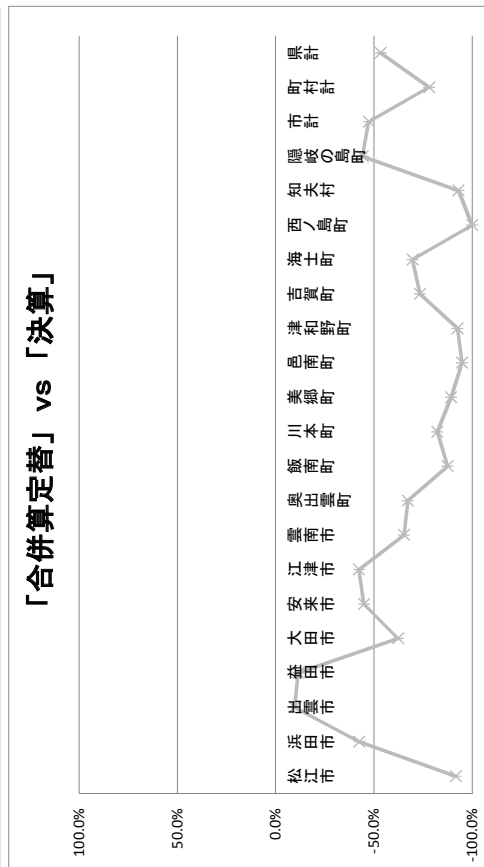
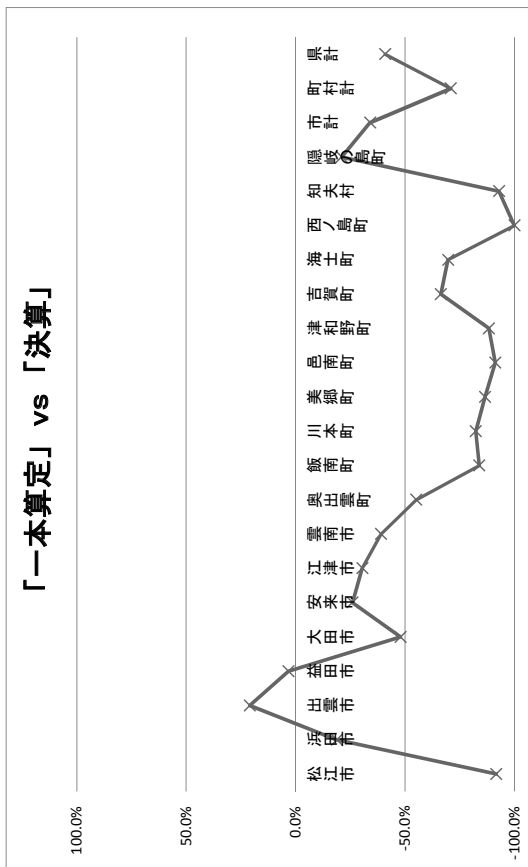
特別障害者手当

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	34,912	18,965	18,965	84.1%	84.1%
2 浜田市	16,116	6,073	6,879	165.4%	134.3%
3 出雲市	40,893	15,656	18,027	161.2%	126.8%
4 益田市	14,779	4,993	5,232	196.0%	182.5%
5 大田市	7,634	3,885	4,332	96.5%	76.2%
6 安来市	6,801	4,241	4,783	60.4%	42.2%
7 江津市	5,655	2,748	2,928	105.8%	93.1%
8 雲南市	9,400	4,245	5,372	121.4%	75.0%
9 奥出雲町	2,966	1,431	1,630	107.3%	82.0%
10 飯南町	1,478	659	715	124.3%	106.7%
11 川本町	365	504	504	-27.6%	-27.6%
12 美郷町	1,600	642	692	149.2%	131.2%
13 邑南町	2,684	1,217	1,466	120.5%	83.1%
14 津和野町	661	922	1,058	-28.3%	-37.5%
15 吉賀町	1,175	777	834	51.2%	40.9%
16 海士町	880	307	307	186.6%	186.6%
17 西ノ島町	161	405	405	-60.2%	-60.2%
18 知夫村	0	85	85	-100.0%	-100.0%
19 隠岐の島町	1,039	1,523	1,706	-31.8%	-39.1%
市計	136,190	60,806	66,518	124.0%	104.7%
町村計	13,009	8,472	9,402	53.6%	38.4%
県計	149,199	69,278	75,920	115.4%	96.5%



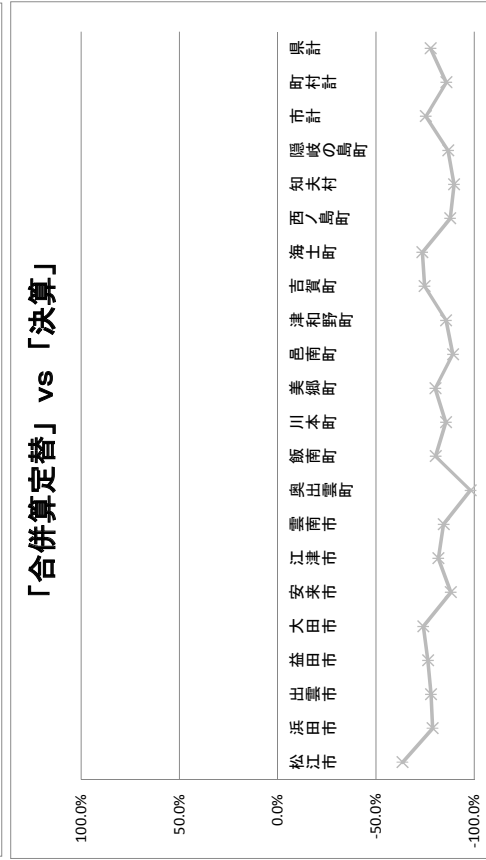
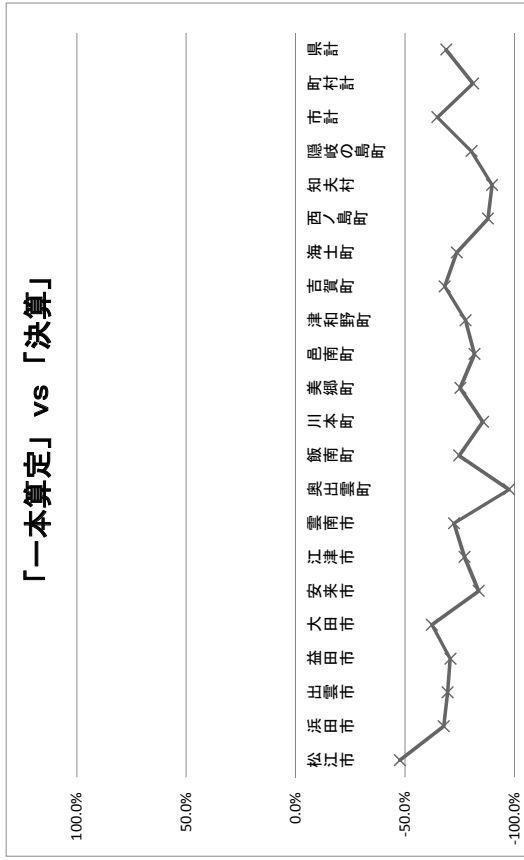
妊婦健診費助成

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	8,992	107,432	107,432	-91.6%	-91.6%
2 浜田市	28,437	34,996	49,366	-18.7%	-42.4%
3 出雲市	105,111	86,931	116,239	20.9%	-9.6%
4 益田市	30,249	29,275	34,145	3.3%	-11.4%
5 大田市	12,203	23,403	32,364	-47.9%	-62.3%
6 安来市	18,710	25,274	33,928	-26.0%	-44.9%
7 江津市	11,924	17,139	20,685	-30.4%	-42.4%
8 雲南市	15,449	25,323	44,468	-39.0%	-65.3%
9 奥出雲町	5,115	11,396	15,604	-55.1%	-67.2%
10 飯南町	1,163	7,218	9,257	-83.9%	-87.4%
11 川本町	1,157	6,524	6,524	-82.3%	-82.3%
12 美郷町	964	7,155	8,951	-86.5%	-89.2%
13 邑南町	898	10,211	17,124	-91.2%	-94.8%
14 津和野町	974	8,299	12,986	-88.3%	-92.5%
15 吉賀町	2,574	7,658	9,701	-66.4%	-73.5%
16 海士町	1,206	3,971	3,971	-69.6%	-69.6%
17 西ノ島町	0	5,246	5,246	-100.0%	-100.0%
18 知夫村	77	1,099	1,099	-93.0%	-93.0%
19 隠岐の島町	9,404	11,902	16,857	-21.0%	-44.2%
市計	231,075	349,773	438,627	-33.9%	-47.3%
町村計	23,532	80,679	107,320	-70.8%	-78.1%
県計	254,607	430,452	545,947	-40.9%	-53.4%



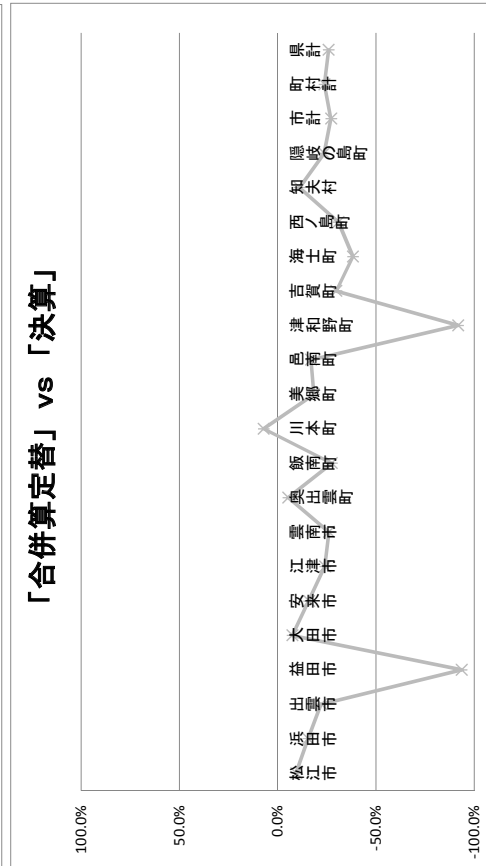
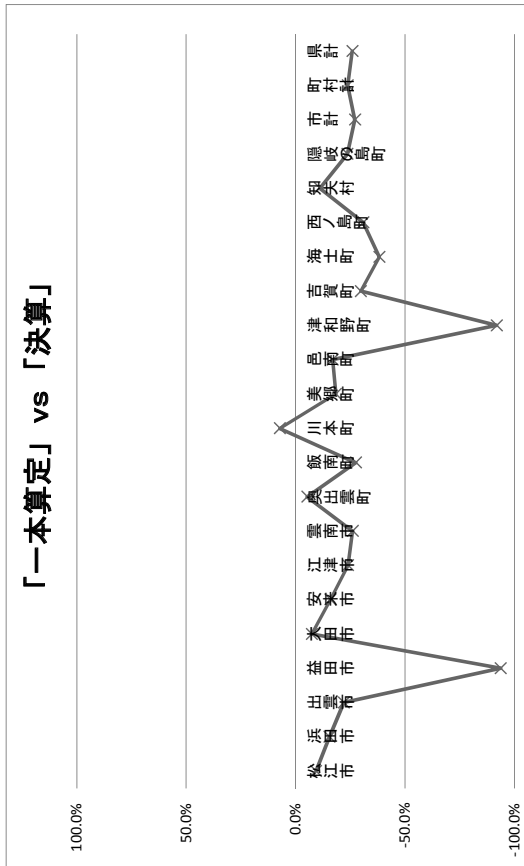
がん検診事業

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	133,651	255,296	366,062	-47.6%	-63.5%
2 浜田市	33,186	102,652	156,919	-67.7%	-78.9%
3 出雲市	67,996	222,277	308,842	-69.4%	-78.0%
4 益田市	26,069	88,792	110,591	-70.6%	-76.4%
5 大田市	29,981	79,385	115,884	-62.2%	-74.1%
6 安来市	12,393	75,761	104,391	-83.6%	-88.1%
7 江津市	12,805	55,959	70,315	-77.1%	-81.8%
8 雲南市	22,587	81,594	145,394	-72.3%	-84.5%
9 奥出雲町	1,032	41,010	56,113	-97.5%	-98.2%
10 飯南町	7,048	27,883	35,831	-74.7%	-80.3%
11 川本町	3,844	26,620	26,620	-85.6%	-85.6%
12 美郷町	7,413	29,877	37,377	-75.2%	-80.2%
13 邑南町	7,463	40,702	69,022	-81.7%	-89.2%
14 津和野町	7,570	33,765	52,802	-77.6%	-85.7%
15 吉賀町	9,574	30,031	37,891	-68.1%	-74.7%
16 海士町	4,000	15,146	15,146	-73.6%	-73.6%
17 西ノ島町	2,479	20,332	20,332	-87.8%	-87.8%
18 知夫村	515	5,011	5,011	-89.7%	-89.7%
19 隠岐の島町	7,812	39,676	58,673	-80.3%	-86.7%
市計	338,668	961,716	1,378,398	-64.8%	-75.4%
町村計	58,750	310,053	414,818	-81.1%	-85.8%
県計	397,418	1,271,769	1,793,216	-68.8%	-77.8%



養護老人ホーム保護費

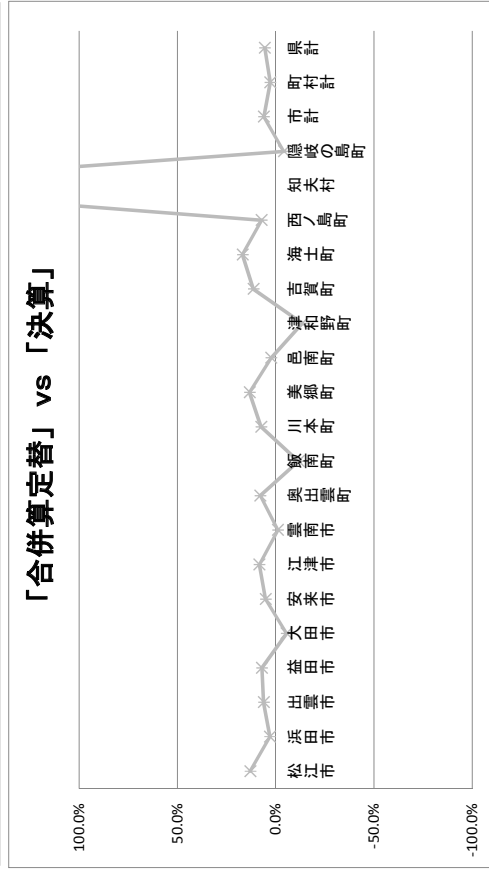
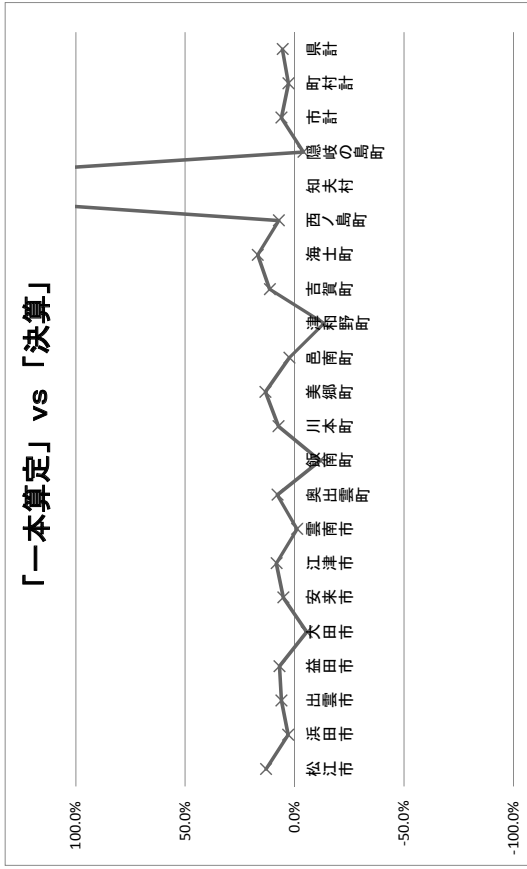
市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	236,710	261,059	261,061	-9.3%	-9.3%
2 浜田市	282,974	334,481	334,481	-15.4%	-15.4%
3 出雲市	165,438	212,110	212,110	-22.0%	-22.0%
4 益田市	13,855	218,229	218,229	-93.7%	-93.7%
5 大田市	134,035	144,806	144,806	-7.4%	-7.4%
6 安来市	102,947	122,371	122,371	-15.9%	-15.9%
7 江津市	120,959	159,083	159,083	-24.0%	-24.0%
8 雲南市	156,865	212,110	212,110	-26.0%	-26.0%
9 奥出雲町	84,995	89,739	89,739	-5.3%	-5.3%
10 飯南町	59,148	81,581	81,580	-27.5%	-27.5%
11 川本町	69,970	65,265	65,265	7.2%	7.2%
12 美郷町	81,609	99,936	99,936	-18.3%	-18.3%
13 邑南町	89,778	108,095	108,094	-16.9%	-16.9%
14 津和野町	4,160	50,988	50,988	-91.8%	-91.8%
15 吉賀町	51,549	73,423	73,422	-29.8%	-29.8%
16 海士町	18,889	30,593	30,593	-38.3%	-38.3%
17 西ノ島町	42,276	61,186	61,186	-30.9%	-30.9%
18 知夫村	9,072	10,198	10,198	-11.0%	-11.0%
19 隠岐の島町	177,613	232,505	232,505	-23.6%	-23.6%
市計	1,213,783	1,664,249	1,664,251	-27.1%	-27.1%
町村計	689,059	903,509	903,506	-23.7%	-23.7%
県計	1,902,842	2,567,758	2,567,757	-25.9%	-25.9%



介護サービス負担金

介護保険特別会計（或いは一部事務組合）への介護保険負担金及び介護保険事務費

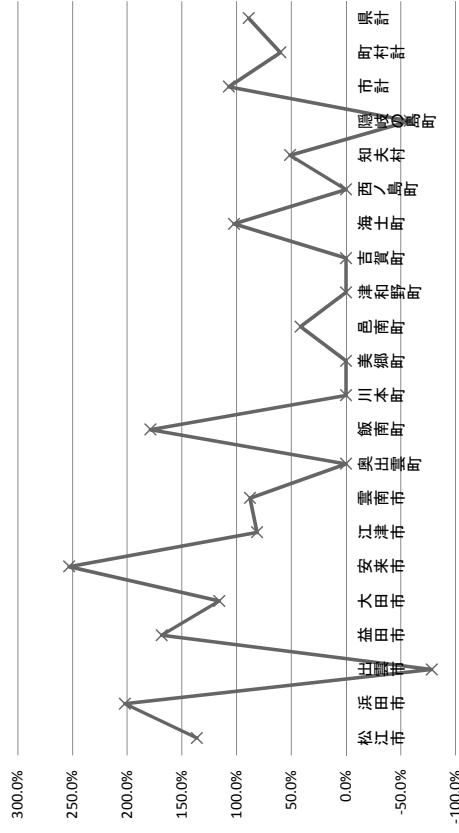
市町村名	決算 A	交付税（一本） B	交付税（合併） C	乖離率（一本） A-B/B	乖離率（合併） A-C/C
1 松江 市	2,352,713	2,080,933	2,081,546	13.1%	13.0%
2 浜田 市	994,775	965,835	966,037	3.0%	3.0%
3 出雲 市	2,131,290	2,009,276	2,007,912	6.1%	6.1%
4 益田 市	715,259	668,601	668,274	7.0%	7.0%
5 大田 市	651,263	689,015	688,869	-5.5%	-5.5%
6 安来 市	601,157	571,709	571,401	5.2%	5.2%
7 江津 市	471,674	435,444	435,236	8.3%	8.4%
8 雲南 市	652,674	660,232	660,153	-1.1%	-1.1%
9 奥出雲 町	212,857	197,296	197,270	7.9%	7.9%
10 飯南 町	99,082	112,118	112,083	-11.6%	-11.6%
11 川本 町	84,153	78,332	78,332	7.4%	7.4%
12 美郷 町	141,093	124,481	124,478	13.3%	13.3%
13 邑南 町	290,958	284,117	284,334	2.4%	2.3%
14 津和野 町	157,851	182,312	182,358	-13.4%	-13.4%
15 吉賀 町	157,441	141,341	141,351	11.4%	11.4%
16 海士 町	55,484	47,461	47,461	16.9%	16.9%
17 西ノ島 町	71,440	66,621	66,621	7.2%	7.2%
18 知夫 村	28,283	8,483	8,483	233.4%	233.4%
19 隠岐の島 町	289,792	302,039	302,229	-4.1%	-4.1%
市 計	8,570,805	8,081,045	8,079,428	6.1%	6.1%
町 村 計	1,588,434	1,544,601	1,545,000	2.8%	2.8%
県 計	10,159,239	9,625,646	9,624,428	5.5%	5.6%



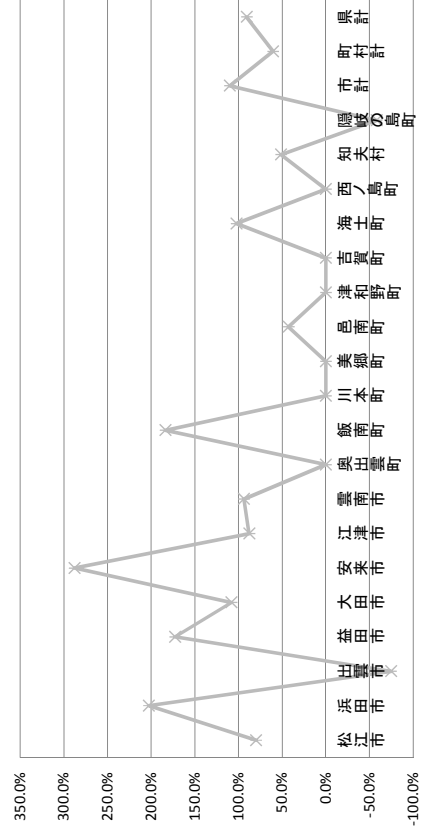
生活支援ハウスの経費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	7,835	3,314	4,355	136.4%	79.9%
2 浜田市	14,634	4,841	4,833	202.3%	202.8%
3 出雲市	1,915	8,774	7,557	-78.2%	-74.7%
4 益田市	32,708	12,175	11,991	168.6%	172.8%
5 大田市	26,092	12,088	12,528	115.9%	108.3%
6 安来市	14,782	4,185	3,810	253.2%	288.0%
7 江津市	14,205	7,826	7,561	81.5%	87.9%
8 雲南市	18,692	9,949	9,640	87.9%	93.9%
9 奥出雲町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
10 飯南町	13,557	4,862	4,776	178.8%	183.9%
11 川本町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
12 美郷町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
13 邑南町	10,814	7,636	7,577	41.6%	42.7%
14 津和野町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
15 吉賀町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
16 海士町	25,028	12,365	12,365	102.4%	102.4%
17 西ノ島町	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
18 知夫村	11,446	7,563	7,563	51.3%	51.3%
19 隠岐の島町	3,177	7,594	7,566	-58.2%	-58.0%
市計	130,863	63,152	62,275	107.2%	110.1%
町村計	64,022	40,020	39,847	60.0%	60.7%
県計	194,885	103,172	102,122	88.9%	90.8%

「一本算定」 vs 「決算」



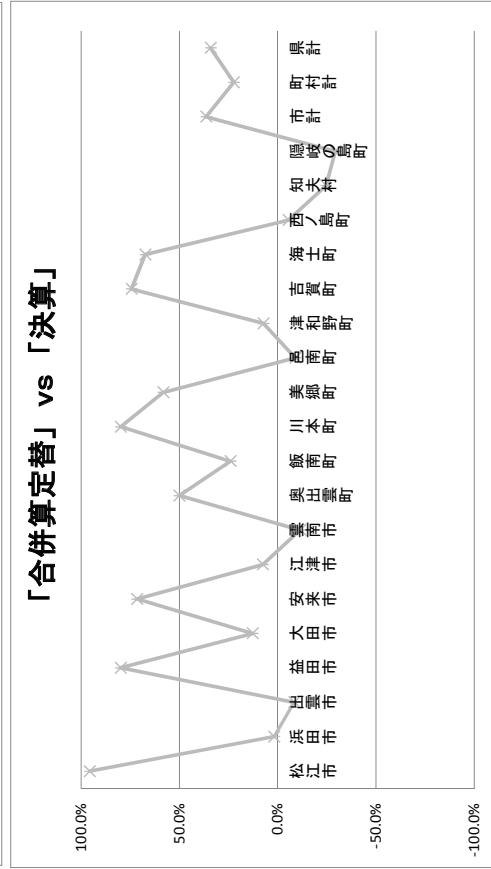
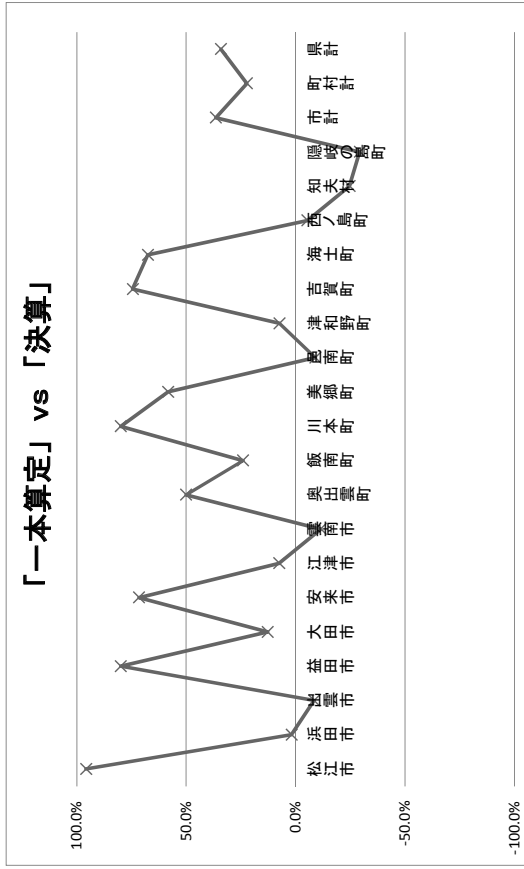
「合併算定替」 vs 「決算」



後期高齢者医療制度負担金

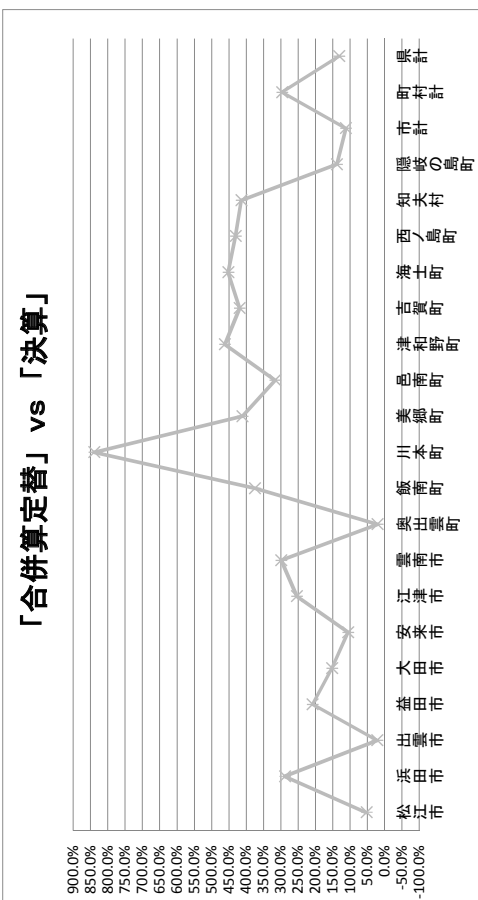
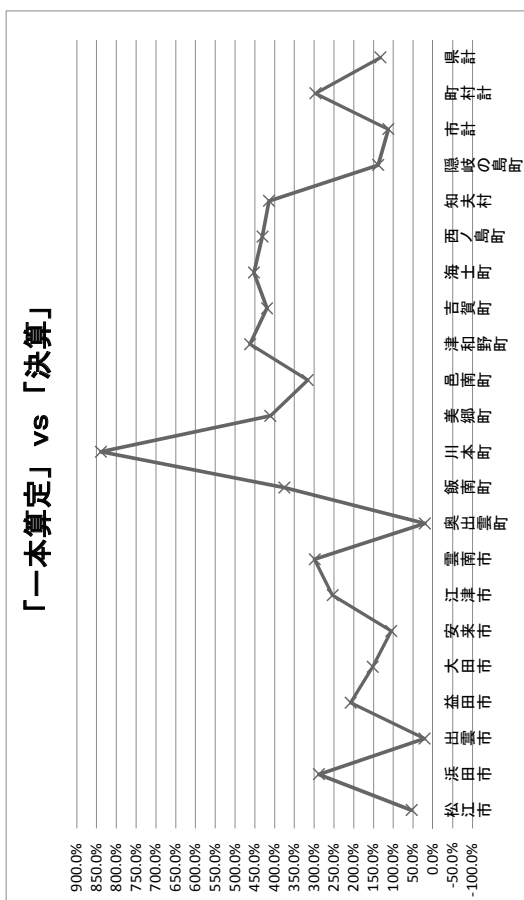
給付費負担金+保険基金安定事業分

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	4,104,762	2,096,626	2,096,626	95.8%	95.8%
2 浜田市	840,198	824,686	824,686	1.9%	1.9%
3 出雲市	1,786,370	1,949,492	1,949,492	-8.4%	-8.4%
4 益田市	1,222,245	679,190	679,190	80.0%	80.0%
5 大田市	706,654	626,608	626,608	12.8%	12.8%
6 安来市	959,295	558,970	558,970	71.6%	71.6%
7 江津市	421,946	392,176	392,177	7.6%	7.6%
8 雲南市	586,464	662,339	662,339	-11.5%	-11.5%
9 奥出雲町	388,205	258,694	258,695	50.1%	50.1%
10 飯南町	136,317	109,844	109,844	24.1%	24.1%
11 川本町	146,795	81,603	81,603	79.9%	79.9%
12 美郷町	181,640	114,759	114,759	58.3%	58.3%
13 邑南町	226,551	249,021	249,021	-9.0%	-9.0%
14 津和野町	176,979	164,922	164,922	7.3%	7.3%
15 吉賀町	233,779	134,028	134,028	74.4%	74.4%
16 海士町	73,543	43,922	43,922	67.4%	67.4%
17 西ノ島町	55,426	58,589	58,589	-5.4%	-5.4%
18 知夫村	9,532	12,638	12,638	-24.6%	-24.6%
19 隠岐の島町	173,292	244,964	244,964	-29.3%	-29.3%
市計	10,627,934	7,790,087	7,790,088	36.4%	36.4%
町村計	1,802,059	1,472,984	1,472,985	22.3%	22.3%
県計	12,429,993	9,263,071	9,263,073	34.2%	34.2%



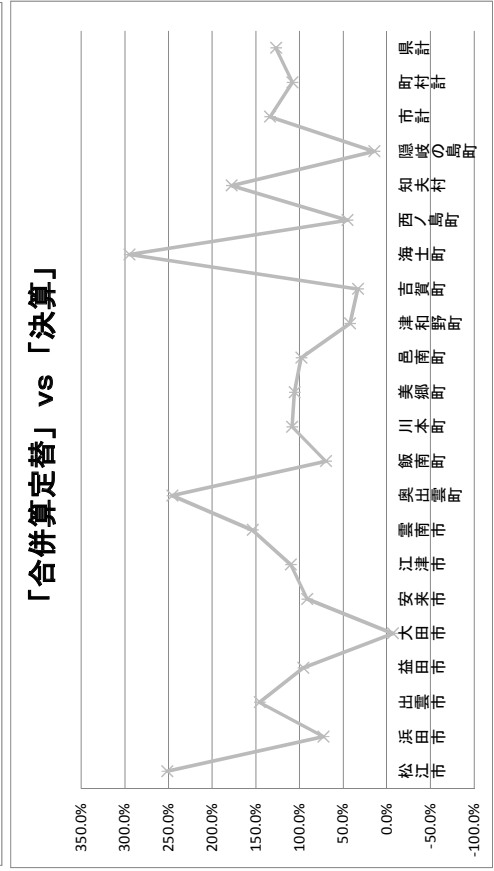
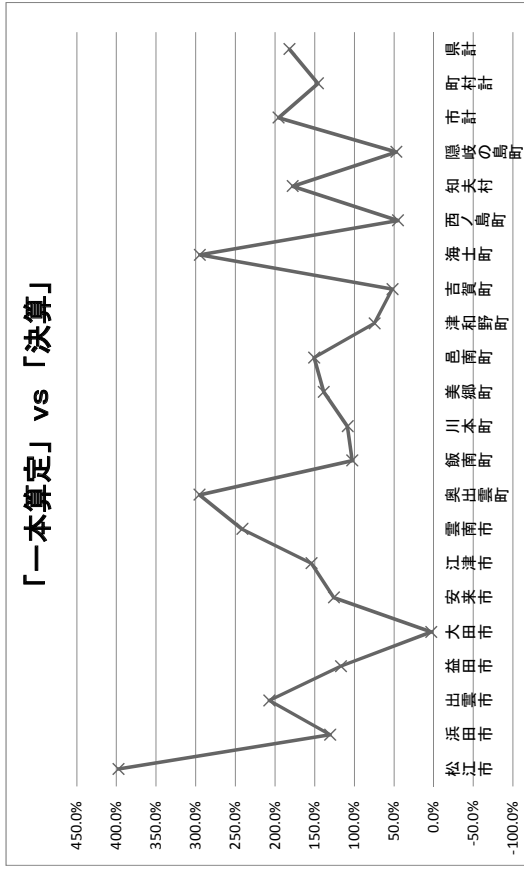
清掃費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	1,741,959	1,132,506	1,143,334	53.8%	52.4%
2 浜田市	1,261,815	325,018	325,046	288.2%	288.2%
3 出雲市	1,091,528	900,454	900,353	21.2%	21.2%
4 益田市	806,833	261,840	261,769	208.1%	208.2%
5 大田市	504,094	199,713	199,738	152.4%	152.4%
6 安来市	451,357	219,677	219,623	105.5%	105.5%
7 江津市	478,322	135,202	135,197	253.8%	253.8%
8 雲南市	878,158	220,103	220,068	299.0%	299.0%
9 奥出雲町	94,103	78,175	78,175	20.4%	20.4%
10 飯南町	138,082	29,059	29,059	375.2%	375.2%
11 川本町	191,756	20,417	20,417	839.2%	839.2%
12 美郷町	143,920	28,154	28,163	411.2%	411.0%
13 邑南町	264,339	63,484	63,493	316.4%	316.3%
14 津和野町	255,077	45,395	45,396	461.9%	461.9%
15 吉賀町	195,878	37,718	37,703	419.3%	419.5%
16 海士町	69,437	12,577	12,577	452.1%	452.1%
17 西ノ島町	87,073	16,401	16,401	430.9%	430.9%
18 知夫村	17,723	3,446	3,446	414.3%	414.3%
19 隠岐の島町	193,515	81,256	81,281	138.2%	138.1%
市計	7,214,066	3,394,513	3,405,128	112.5%	111.9%
町村計	1,650,903	416,082	416,111	296.8%	296.7%
県計	8,864,969	3,810,595	3,821,239	132.6%	132.0%



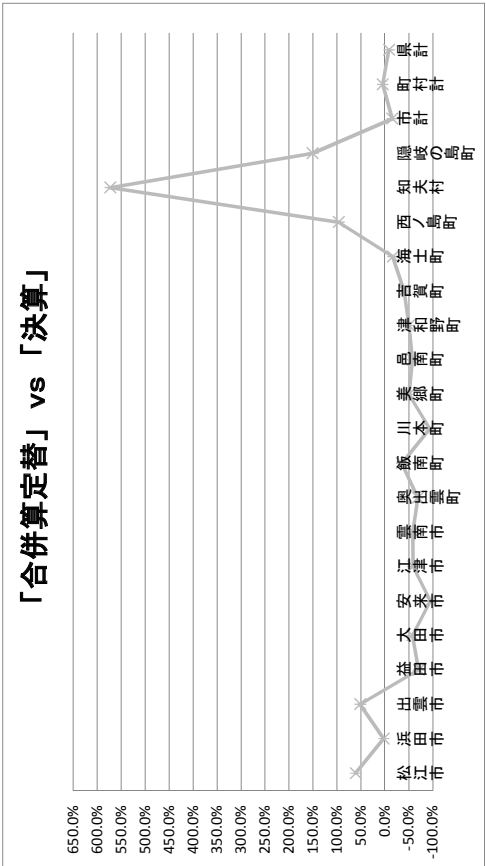
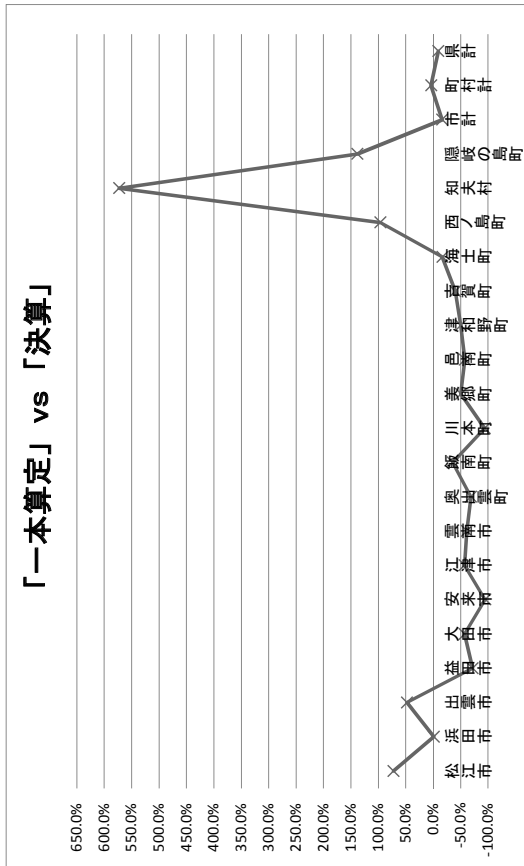
農業・畜産業・農地費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	2,164,388	435,208	615,710	397.3%	251.5%
2 浜田市	667,935	289,649	386,801	130.6%	72.7%
3 出雲市	2,087,529	679,179	849,426	207.4%	145.8%
4 益田市	564,760	260,118	288,635	117.1%	95.7%
5 大田市	263,606	255,373	283,291	3.2%	-6.9%
6 安来市	698,374	309,284	364,797	125.8%	91.4%
7 江津市	290,930	114,493	138,542	154.1%	110.0%
8 雲南市	1,408,205	412,497	554,662	241.4%	153.9%
9 奥出雲町	830,827	210,272	240,160	295.1%	245.9%
10 飯南町	208,110	102,598	122,426	102.8%	70.0%
11 川本町	125,775	60,274	60,274	108.7%	108.7%
12 美郷町	244,338	102,290	118,730	138.9%	105.8%
13 邑南町	529,909	211,161	267,430	151.0%	98.1%
14 津和野町	182,917	104,681	128,514	74.7%	42.3%
15 吉賀町	168,838	110,956	126,715	52.2%	33.2%
16 海士町	108,122	27,387	27,387	294.8%	294.8%
17 西ノ島町	14,810	10,200	10,200	45.2%	45.2%
18 知夫村	22,969	8,267	8,267	177.8%	177.8%
19 隠岐の島町	154,360	104,928	134,677	47.1%	14.6%
市計	8,145,727	2,755,801	3,481,864	195.6%	133.9%
町村計	2,590,975	1,053,014	1,244,780	146.1%	108.1%
県計	10,736,702	3,808,815	4,726,644	181.9%	127.2%



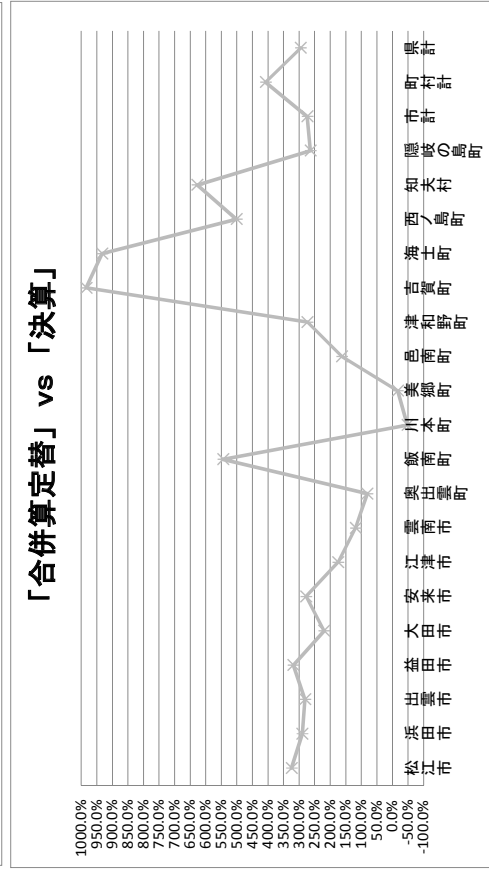
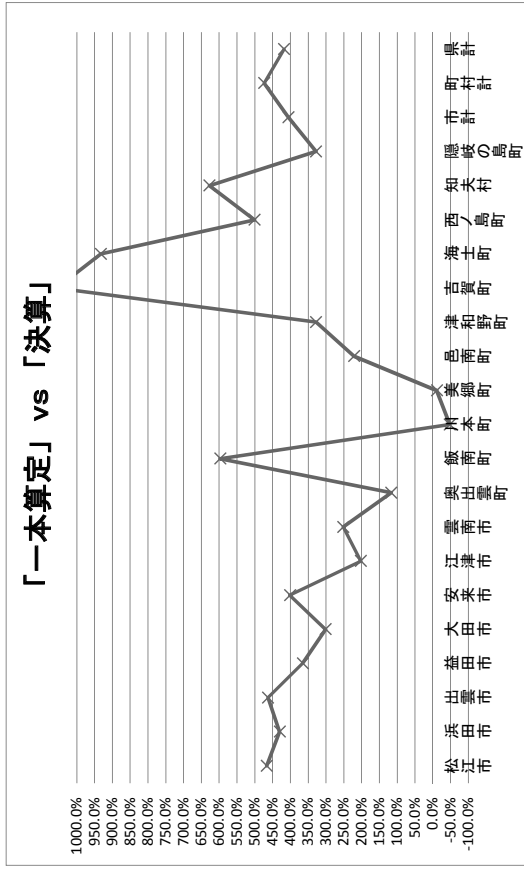
林野水産行政費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	403,311	233,898	250,334	72.4%	61.1%
2 浜田市	212,884	214,832	206,915	-0.9%	2.9%
3 出雲市	374,934	253,506	246,964	47.9%	51.8%
4 益田市	65,021	228,599	219,261	-71.6%	-70.3%
5 大田市	71,330	167,026	167,341	-57.3%	-57.4%
6 安来市	4,795	89,921	92,617	-94.7%	-94.8%
7 江津市	36,420	85,053	87,895	-57.2%	-58.6%
8 雲南市	90,580	232,540	217,728	-61.0%	-58.4%
9 奥出雲町	43,216	138,806	138,806	-68.9%	-68.9%
10 飯南町	42,461	65,704	65,679	-35.4%	-35.4%
11 川本町	2,388	38,999	38,999	-93.9%	-93.9%
12 美郷町	31,556	63,514	63,498	-50.3%	-50.3%
13 邑南町	40,885	96,712	96,734	-57.7%	-57.7%
14 津和野町	47,920	96,209	96,232	-50.2%	-50.2%
15 吉賀町	40,844	68,237	68,263	-40.1%	-40.2%
16 海士町	50,048	59,909	59,909	-16.5%	-16.5%
17 西ノ島町	82,931	42,207	42,207	96.5%	96.5%
18 知夫村	70,481	10,475	10,475	572.8%	572.8%
19 隠岐の島町	290,141	121,727	115,463	138.4%	151.3%
市計	1,259,275	1,505,375	1,489,055	-16.3%	-15.4%
町村計	833,451	802,499	796,265	3.9%	4.7%
県計	2,092,726	2,307,874	2,285,320	-9.3%	-8.4%



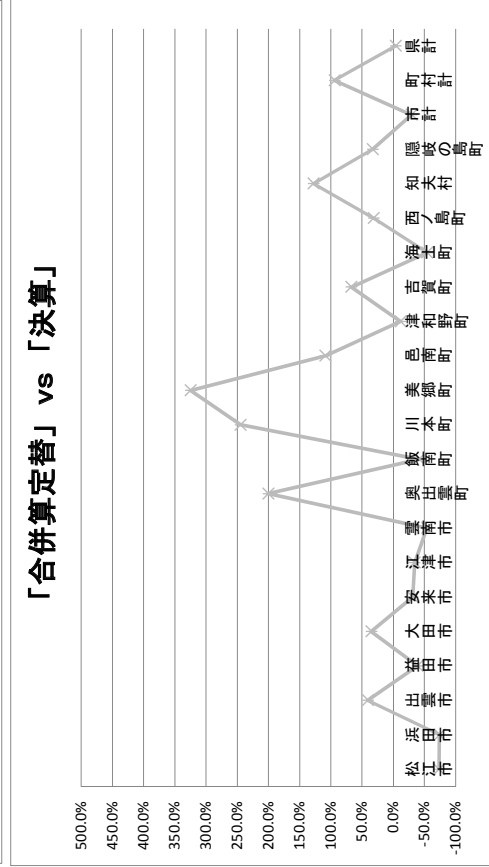
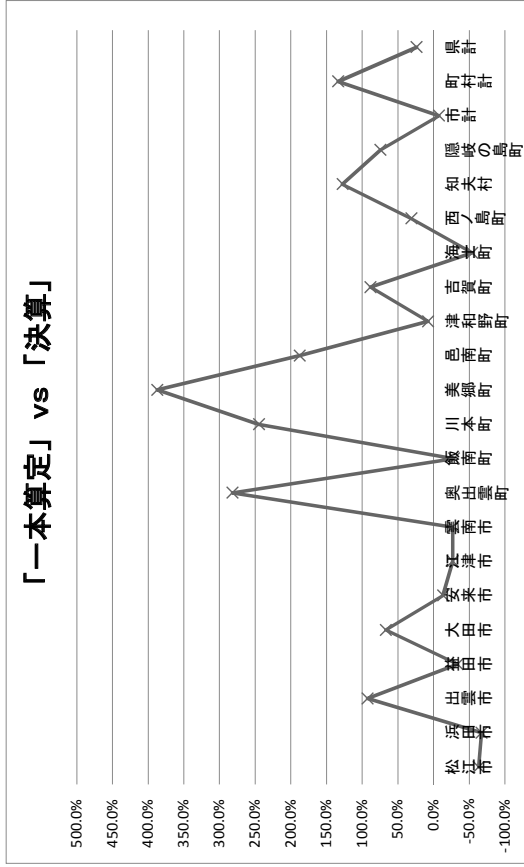
商工費

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	1,832,678	323,566	431,918	466.4%	324.3%
2 浜田市	546,648	103,118	140,140	430.1%	290.1%
3 出雲市	1,309,470	232,733	343,516	462.6%	281.2%
4 益田市	415,380	89,271	99,190	365.3%	318.8%
5 大田市	298,887	74,567	93,472	300.8%	219.8%
6 安来市	397,352	79,254	105,349	401.4%	277.2%
7 江津市	178,145	58,911	64,845	202.4%	174.7%
8 雲南市	278,782	79,284	127,452	251.6%	118.7%
9 奥出雲町	82,283	37,932	45,532	116.9%	80.7%
10 飯南町	129,082	18,510	20,033	597.4%	544.3%
11 川本町	7,280	14,008	14,008	-48.0%	-48.0%
12 美郷町	16,613	18,753	20,100	-11.4%	-17.3%
13 邑南町	107,018	33,346	40,810	220.9%	162.2%
14 津和野町	109,921	25,693	29,433	327.8%	273.5%
15 吉賀町	282,629	22,718	24,236	1056.0%	983.6%
16 海士町	88,114	8,534	8,534	932.5%	932.5%
17 西ノ島町	67,698	11,264	11,264	501.0%	501.0%
18 知夫村	17,166	2,361	2,361	627.1%	627.1%
19 隠岐の島町	172,378	40,292	47,414	327.8%	263.6%
市計	5,257,342	1,040,704	1,405,882	405.2%	274.0%
町村計	1,338,964	233,411	263,725	473.7%	407.7%
県計	6,596,306	1,274,115	1,669,607	417.7%	295.1%



徴税・戸籍住基システム総計

市町村名	決算 A	交付税(一本) B	交付税(合併) C	乖離率(一本) A-B/B	乖離率(合併) A-C/C
1 松江市	43,738	119,024	163,662	-63.3%	-73.3%
2 浜田市	18,161	55,256	69,878	-67.1%	-74.0%
3 出雲市	185,452	96,355	131,750	92.5%	40.8%
4 益田市	30,452	45,810	49,881	-33.5%	-39.0%
5 大田市	63,039	37,784	46,639	66.8%	35.2%
6 安来市	28,377	32,665	41,197	-13.1%	-31.1%
7 江津市	20,135	27,564	30,593	-27.0%	-34.2%
8 雲南市	25,399	34,674	55,165	-26.7%	-54.0%
9 奥出雲町	66,767	17,483	22,222	281.9%	200.5%
10 飯南町	7,299	10,187	12,458	-28.3%	-41.4%
11 川本町	29,084	8,434	8,434	244.8%	244.8%
12 美郷町	54,684	11,221	12,875	387.3%	324.7%
13 邑南町	51,209	17,797	24,498	187.7%	109.0%
14 津和野町	15,956	14,830	18,004	7.6%	-11.4%
15 吉賀町	24,320	12,893	14,530	88.6%	67.4%
16 海士町	3,135	6,851	6,851	-54.2%	-54.2%
17 西ノ島町	9,736	7,416	7,416	31.3%	31.3%
18 知夫村	5,145	2,259	2,259	127.8%	127.8%
19 隠岐の島町	34,269	19,616	25,723	74.7%	33.2%
市計	414,753	449,132	588,765	-7.7%	-29.6%
町村計	301,604	128,987	155,270	133.8%	94.2%
県計	716,357	578,119	744,035	23.9%	-3.7%



各行政項目：決算統計抽出箇所と交付税措置の計算式

	決算統計	交付税措置	備考
消防費	11表35行01列～11表36行01列	測定単位×連乗補正係数×単位費用	事業費補正は除く
常備消防費	11表35行01列のうち常備消防経費に該当するもの ～11表36行01列のうち常備消防経費に該当するもの	測定単位×連乗補正係数×10,112円	事業費補正は除く
非常備消防費	11表35行01列のうち非常備消防経費に該当するもの ～11表36行01列のうち非常備消防経費に該当するもの	測定単位×連乗補正係数×1,002円	事業費補正は除く
道路橋りょう費 (維持管理補修費)	10表37行03列のうち維持管理補修経費に該当するもの ～10表38行03列のうち維持管理補修経費に該当するもの	測定単位×連乗補正係数×13,989円	13,989円=(5,060+13,500+19,210)×1,000/2,700
給食経費	11表35行11列～11表36行11列	①小学校分：測定単位×連乗補正係数×28,925円 +②中学校分：測定単位×連乗補正係数×20,998円	決算から投資的経費は除く ①28,925円=19,958×1,000/690 ②20,998円=12,599×1,000/600
小学校 要保護児童関係経費	11表35行04列のうち要保護児童関係経費に該当するもの	①児童数×370円 +②教育扶助受給児童数×67,963円 +③学校給食実施児童数×551円 -④1,268,000円/690人×児童数	1,268,000円：標準団体一般財源化分
中学校 要保護生徒関係経費	11表35行05列のうち要保護生徒関係経費に該当するもの	①生徒数×1,032円 +②教育扶助受給生徒数×97,349円 +③学校給食実施生徒数×688円 -④2,080,000円/600人×生徒数	2,080,000円：標準団体一般財源化分
公民館経費	○社会教育法上の事業経費 11表35行08列のうち該当するもののみ ○公民館で実施している事業 11表35行08列のうち公民館事業経費+公民館実施事業のうち決算統計の別箇所計上しているもの(例：総務費)	①(測定単位×連乗補正係数×単位費用) - (測定単位×連乗補正係数(密度補正Iなし)×単位費用) +②測定単位×連乗補正係数(密度補正Iなし)×722円	①：密度補正Iによる割増し額を算定 ②：密度補正Iを除いた公民館単位費用算入分を算定 722円=[64,808+(64,808/(64,808+76,694))]×16,061]×(1,000/100,000)
生活保護費(扶助費)	47表04行05列	①測定単位×連乗補正係数×6,997円 +②測定単位×密度補正係数(扶助費相当のみ)×8,970円	①単位費用算入分 ②密度補正による補正分
公立保育所	08表35行04列のうち公立保育所経費に該当するもの	測定単位×(公立分密度補正係数+0.178)×単位費用	単位費用に標準団体が算入されているため、密度補正に0.178を足しこみ計算する
私立保育所	08表35行04列のうち私立保育所経費に該当するもの	測定単位×(私立分密度補正係数+0.097)×単位費用	単位費用に標準団体が算入されているため、密度補正に0.097を足しこみ計算する
障害福祉サービス	08表35行02列のうち障害福祉サービス負担金に該当するもの	測定単位×(障害福祉サービス分密度補正係数+0.125)×単位費用	単位費用に標準団体が算入されているため、密度補正に0.125を足しこみ計算する
障害者医療費	08表35行02列のうち障害者医療費負担金に該当するもの	測定単位×連乗補正係数×1,323円	
特別障害者手当	08表35行02列のうち特別障害者手当に該当するもの	測定単位×連乗補正係数×96円	
妊婦健診費助成	08表35行08列のうち妊婦健診費助成経費に該当するもの	測定単位×連乗補正係数×537円	
がん検診事業	08表35行08列のうちがん検診事業経費に該当するもの	①測定単位×連乗補正係数×1,202円 +②測定単位×経常態容補正係数×6,460円	①1,202円=6,460×0.186 0.186は単位費用に占めるがん検診事業割合 ②経常態容補正割増分
養護老人ホーム	08表35行03列のうち養護老人ホーム保護費に該当するもの	養護老人ホーム被措置者数×2,039,520円	2,039,520円=2,428,000×0.84 0.84は養護老人ホームに係る保護率

各行政項目：決算統計抽出箇所と交付税措置の計算式

	決算統計	交付税措置	備考
介護サービス負担金	○特別会計により介護保険を実施している団体 63表01行21列+63表01行23列 ○一部事務組合等により介護保険を実施している団体 介護保険に係る繰出金総額－地域支援事業に係る繰出金	測定単位×(介護サービス分密度補正係数+0.580)×単位費用	単位費用に標準団体が算入されているため、 密度補正に0.580を足しこみ計算する。
生活支援ハウス経費	08表35行03列のうち生活ハウス支援経費に該当するもの	測定単位×密度補正係数(生活支援ハウス分)×単位費用	
後期高齢者負担金	後期高齢者医療広域連合へ支出している負担金総額 (08表35行03列等)	測定単位×連乗補正係数×78,014円	78,014円=(1,221,482-51,271)×1,000/100,000 事務費51,271を差し引く
清掃費	08表33行11列－08表38行11列	測定単位×(態容補正係数+経常態容補正係数+密度補正係数)×単位費用	事業費補正は除く
農業畜産業農地費	農業費 09表38行05列－09表39行05列 畜産業費 09表38行06列－09表39行06列 農地費 09表38行07列－09表39行07列	測定単位×(最終補正係数－事業費補正係数)×単位費用	事業費補正は除く
林野水産行政費	林業費 09表38行08列－09表39行08列 水産業費 09表38行09列－09表39行09列	測定単位×(最終補正係数－事業費補正係数)×単位費用	事業費補正は除く
商工費	09表38行10列－09表39行10列	商工行政費基準財政需要額	
徴税費 電算処理経費	徴税費 電算処理に要する経費 (07表35行04列等)	測定単位×(最終連乗補正係数)×1,028円	歳入について、按分にて電算処理経費歳出から控除 64,347-114,440×(64,347/331,873)=42,158 42,158×1,000/41,000=1,028
戸籍・住民基本台帳 電算経費	戸籍・住民基本台帳費 電算に要する経費 (07表35行05列等)	①戸籍数:測定単位×連乗補正係数×362円 +②世帯数:測定単位×連乗補正係数×287円	①戸籍数:17,431-11,020×(17,431/74,071)=14,838 14,838×1,000/41,000=362 ②世帯数:11,682+3,417-27,370×{(11,682+3,417)/123,972}=11,766 11,766×1,000/41,000=287

■平成25年度普通交付税算定【一本算定へ移行した場合の影響額】

(単位：千円)

市町村名	合併算定替 初年度 ※合併翌年度	適用 最終年度	激変緩和 最終年度	普通交付税総額 (普通交付税+臨財債相当額)				増減率 (%)
				合併算定替 a	一本算定 b	影響額		c/a
						b-a	c	
松江市	H17・H24	H26・H28	H31・H33	27,547,139	21,803,431	▲5,743,708	▲20.9	
浜田市	H18	H27	H32	12,288,526	9,816,288	▲2,472,238	▲20.1	
出雲市	H17・H24	H26・H28	H31・H33	25,349,433	20,536,492	▲4,812,941	▲19.0	
益田市	H17	H26	H31	9,071,070	7,867,877	▲1,203,193	▲13.3	
大田市	H18	H27	H32	10,116,016	8,855,574	▲1,260,442	▲12.5	
安来市	H17	H26	H31	9,341,806	7,970,601	▲1,371,205	▲14.7	
江津市	H17	H26	H31	5,764,317	5,196,805	▲567,512	▲9.8	
雲南市	H17	H26	H31	15,075,063	11,896,904	▲3,178,159	▲21.1	
奥出雲町	H17	H26	H31	6,659,355	6,035,845	▲623,510	▲9.4	
飯南町	H17	H26	H31	3,795,320	3,355,436	▲439,884	▲11.6	
川本町				1,804,733	1,804,733	0	0.0	
美郷町	H17	H26	H31	3,478,406	3,068,146	▲410,260	▲11.8	
邑南町	H17	H26	H31	6,488,069	5,383,489	▲1,104,580	▲17.0	
津和野町	H18	H27	H32	4,177,305	3,588,941	▲588,364	▲14.1	
吉賀町	H18	H27	H32	3,403,311	2,940,369	▲462,942	▲13.6	
海士町				1,994,891	1,994,891	0	0.0	
西ノ島町				1,902,689	1,902,689	0	0.0	
知夫村				676,096	676,096	0	0.0	
隠岐の島町	H17	H26	H31	7,308,088	6,123,814	▲1,184,274	▲16.2	
市計				114,553,370	93,943,972	▲20,609,398	▲18.0	
町村計				41,688,263	36,874,449	▲4,813,814	▲11.5	
合計				156,241,633	130,818,421	▲25,423,212	▲16.3	

可住地(地域メッシュ数と常住地)の状況

〈H22国勢調査より〉

都道府県名	総メッシュ数①	順位	シェア	うち可住地②	順位	シェア	可住地率②/①	順位
全国	396,453	—	100.0%	181,166	—	100.0%	45.7%	—
01 北海道	91,409	1	23.1%	21,279	1	11.7%	23.3%	47
02 青森県	10,405	8	2.6%	3,548	23	2.0%	34.1%	44
03 岩手県	15,955	2	4.0%	6,829	3	3.8%	42.8%	37
04 宮城県	7,818	14	2.0%	4,700	11	2.6%	60.1%	19
05 秋田県	12,178	6	3.1%	4,149	16	2.3%	34.1%	45
06 山形県	9,596	10	2.4%	3,249	27	1.8%	33.9%	46
07 福島県	13,844	3	3.5%	6,972	2	3.8%	50.4%	29
08 茨城県	6,126	25	1.5%	5,104	9	2.8%	83.3%	2
09 栃木県	6,456	22	1.6%	4,114	17	2.3%	63.7%	11
10 群馬県	6,474	21	1.6%	3,066	31	1.7%	47.4%	31
11 埼玉県	3,868	38	1.0%	3,078	30	1.7%	79.6%	3
12 千葉県	5,303	29	1.3%	4,643	12	2.6%	87.6%	1
13 東京都	2,644	43	0.7%	1,618	44	0.9%	61.2%	14
14 神奈川県	2,596	44	0.7%	1,857	36	1.0%	71.5%	9
15 新潟県	13,038	5	3.3%	5,283	6	2.9%	40.5%	39
16 富山県	4,392	36	1.1%	1,826	39	1.0%	41.6%	38
17 石川県	4,492	34	1.1%	2,274	34	1.3%	50.6%	28
18 福井県	4,422	35	1.1%	1,727	42	1.0%	39.1%	40
19 山梨県	4,500	33	1.1%	1,731	41	1.0%	38.5%	41
20 長野県	13,541	4	3.4%	5,204	7	2.9%	38.4%	42
21 岐阜県	10,605	7	2.7%	4,005	19	2.2%	37.8%	43
22 静岡県	7,823	13	2.0%	4,172	14	2.3%	53.3%	24
23 愛知県	5,316	28	1.3%	3,968	20	2.2%	74.6%	5
24 三重県	6,050	26	1.5%	3,080	29	1.7%	50.9%	27
25 滋賀県	3,549	41	0.9%	1,847	38	1.0%	52.0%	26
26 京都府	4,806	32	1.2%	2,578	32	1.4%	53.6%	22
27 大阪府	2,078	47	0.5%	1,536	46	0.8%	73.9%	6
28 兵庫県	8,534	12	2.2%	5,153	8	2.8%	60.4%	18
29 奈良県	3,719	39	0.9%	1,632	43	0.9%	43.9%	36
30 和歌山県	4,848	31	1.2%	2,283	33	1.3%	47.1%	32
31 鳥取県	3,634	40	0.9%	1,784	40	1.0%	49.1%	30
32 島根県	6,875	19	1.7%	4,156	15	2.3%	60.5%	17
33 岡山県	7,206	17	1.8%	4,873	10	2.7%	67.6%	10
34 広島県	8,744	11	2.2%	5,549	5	3.1%	63.5%	12
35 山口県	6,590	20	1.7%	4,028	18	2.2%	61.1%	15
36 徳島県	4,184	37	1.1%	2,204	35	1.2%	52.7%	25
37 香川県	2,222	46	0.6%	1,609	45	0.9%	72.4%	8
38 愛媛県	6,209	24	1.6%	3,319	25	1.8%	53.5%	23
39 高知県	7,128	18	1.8%	3,170	28	1.7%	44.5%	35
40 福岡県	5,125	30	1.3%	3,827	22	2.1%	74.7%	4
41 佐賀県	2,542	45	0.6%	1,853	37	1.0%	72.9%	7
42 長崎県	5,434	27	1.4%	3,298	26	1.8%	60.7%	16
43 熊本県	7,480	16	1.9%	4,484	13	2.5%	59.9%	20
44 大分県	6,404	23	1.6%	3,957	21	2.2%	61.8%	13
45 宮崎県	7,539	15	1.9%	3,488	24	1.9%	46.3%	33
46 鹿児島県	9,852	9	2.5%	5,740	4	3.2%	58.3%	21
47 沖縄県	2,900	42	0.7%	1,322	47	0.7%	45.6%	34

※全国と都道府県の合計とは一致しない

